

# 第3次 守口市障害者計画

平成29年3月  
守口市



## ごあいさつ



本市では、平成19年3月に策定した「第2次守口市障害者計画」のもと、「すべての市民が障害の有無にかかわらず、一人ひとりの個性と人格が尊重され、いきいきと安心して暮らせるまちづくり」を推進してまいりました。

「第2次守口市障害者計画」の策定から10年が経過するなか、「障害者基本法」の改正、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」や「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」の施行など、障害福祉施策全般にかかる制度改革の動きが続いています。また、障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化・多様化、社会構造やライフスタイルの変化などにより、障害のある人の抱える課題も大きく変化しています。

こうした障害のある人を取り巻く環境の変化や、新たなニーズに対応していくため、本市における取り組みの成果や課題について検討を重ね、「第3次守口市障害者計画」を策定することとなりました。

今後、本計画に掲げる「障害のある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口」の理念に基づいて障害福祉施策を進めるとともに、生涯を通じて市民一人ひとりの人権が尊重され、健やかに安心して暮らすことのできる「育つ・にぎわう・響きあう 人と心が集うまち 守口」の実現に向けて、各施策に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、本計画の策定にあたりご協力いただきました障害者計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、各種アンケート調査やパブリックコメントにおいて貴重なご意見をいただきました皆様に、厚くお礼を申し上げます。また、今後の計画推進に向けましても、皆様方のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

平成29年3月

守口市長 西端 勝樹



# 目次

計画書の見方.....	1
第1章 計画策定の基本的な考え方.....	2
1. 計画策定の背景.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
(1) 法的根拠.....	3
(2) 関連する計画との関係.....	3
3. 計画の期間.....	4
4. 計画の策定体制等.....	4
(1) 守口市障害者計画策定委員会における検討.....	4
(2) 守口市障害者自立支援協議会における意見聴取.....	4
(3) 障害のある人等やサービス提供事業者からの意見の集約.....	5
(4) パブリックコメントの実施.....	5
第2章 障害のある人の状況.....	6
1. 人口の推移.....	6
2. 障害者手帳所持者の推移.....	8
(1) 身体障害者手帳所持者の推移.....	9
(2) 療育手帳所持者の推移.....	11
(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移.....	12
第3章 障害者アンケート等の分析.....	13
(1) 地域移行について.....	17
(2) 就労について.....	19
(3) 教育について.....	23
(4) 療育について.....	26
(5) 障害福祉サービスについて.....	29
(6) 保健・医療について.....	35
(7) コミュニケーション支援、情報バリアフリーについて.....	40
(8) スポーツ・文化活動・余暇活動について.....	43
(9) 相談支援体制について.....	45
(10) 公共施設等のバリアフリー化、住まいについて.....	46
(11) 安全・安心（緊急時・災害時、防犯、消費者トラブル）の支援について.....	51
(12) 交流、地域の助け合いについて.....	56
(13) 差別の解消、権利擁護、障害者理解について.....	59
第4章 計画の基本理念等.....	62
1. 基本理念.....	62
2. 基本原則.....	62
(1) 障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重.....	62
(2) とともに自立し、支え合う社会の実現.....	62
(3) 障害者差別の禁止、社会的障壁の除去及び必要かつ合理的な配慮.....	62

(4) 多様な主体による協働 .....	62
(5) ライフステージや障害特性等に配慮した切れ目のない支援 .....	62
3. 重点施策 .....	63
重点施策1 地域生活を支える体制整備及び地域移行の促進 .....	63
重点施策2 就労支援の充実・強化 .....	63
重点施策3 施策の谷間にあった分野への支援の充実 .....	63
重点施策4 保健・教育・労働・まちづくりなどの生活場面に応じた施策の推進 .....	63
重点施策5 障害者差別の禁止及び合理的配慮の普及 .....	63
第5章 施策の展開（行動計画） .....	64
1. 生活支援、保健・医療 .....	64
(1) 生活支援 .....	64
(2) 保健・医療 .....	67
2. 教育・療育・文化芸術活動・スポーツ等 .....	69
(1) 教育 .....	69
(2) 療育 .....	72
(3) 文化芸術活動・スポーツ等 .....	74
3. 雇用・就業・経済的自立の支援 .....	75
(1) 雇用・就業 .....	75
(2) 経済的自立の支援 .....	77
4. 生活環境、情報アクセシビリティ、危機管理（防災・防犯） .....	78
(1) 生活環境 .....	78
(2) 情報アクセシビリティ .....	80
(3) 危機管理（防災・防犯） .....	81
5. 差別の解消及び権利擁護の促進、理解促進 .....	83
(1) 差別の解消及び権利擁護の促進 .....	83
(2) 障害者理解の促進 .....	85
6. 共生社会の実現（地域における助け合いの推進） .....	86
第6章 計画の推進 .....	88
1. 計画の推進体制 .....	88
(1) 庁内連携体制の構築 .....	88
(2) 市民や地域、団体との連携 .....	88
(3) 関係機関との連携 .....	88
(4) 大阪府・府内市町村との連携 .....	88
2. 計画の評価・進捗管理 .....	89
資料 .....	91
1. 計画の策定体制及び策定経過 .....	92
2. 「第3次守口市障害者計画（素案）」に対するパブリックコメント結果 .....	102
3. 用語の解説 .....	104

# 計画書の見方

本計画は以下のとおり構成されています。

概要

## 第1章 計画策定の基本的な考え方

計画策定の背景や趣旨、計画の全体像や概要（位置づけや計画期間）を示しています。

状況・課題の整理

## 第2章 障害のある人の状況

守口市の障害者手帳所持者数等の推移を掲載しております。

## 第3章 障害者アンケート等の分析

障害者アンケート等結果の考察を掲載しております。

※状況・分析を踏まえて、「守口市障害者計画」における取り組みを展開していきます。



今後の方向性と具体的な取り組み

## 第4章 計画の基本理念等

今回策定する「守口市障害者計画」における基本理念と基本原則、重点施策などの計画の基本的な考え方を示しています。

## 第5章 施策の展開（行動計画）

「守口市障害者計画」で取り組む具体的な施策について、施策ごとの行動計画を示しています。

推進体制

## 第6章 計画の推進

守口市の障害福祉施策を総合的・計画的に推進するための方策を示しています。

# 第1章 計画策定の基本的な考え方

## 1. 計画策定の背景

本市では、平成19年3月に平成19年度から平成28年度までの10年間を計画期間とする「第2次守口市障害者計画」を策定し、「すべての市民が、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの個性と人格が尊重され、いきいきと安心して暮らせるまちづくり」に取り組んで参りました。

この間、障害のある人や家族の高齢化、障害の重度化・多様化、社会構造やライフスタイルの変化などにより、障害のある人を取り巻く環境は大きく変化してきました。

国においては、「障害者基本法」が一部改正され、障害者の定義を障害及び社会的障壁によって生活上の制限を受ける状態にある者とししました。また、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に改正され、障害者の定義に政令で定める難病等が追加されました。さらに、障害のある人の権利擁護を推進するために「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が制定されるなど、様々な制度改革が行われてきました。

大阪府においても、「第4次大阪府障がい者計画」を策定するなど、障害のある人の自立と社会参加の実現に向けた取り組みが進められています。

このような法改正や障害のある人の新たなニーズに対応し、本市における障害福祉施策全般のさらなる充実を図るため「第3次守口市障害者計画（以下、「本計画」という。）」を策定します。



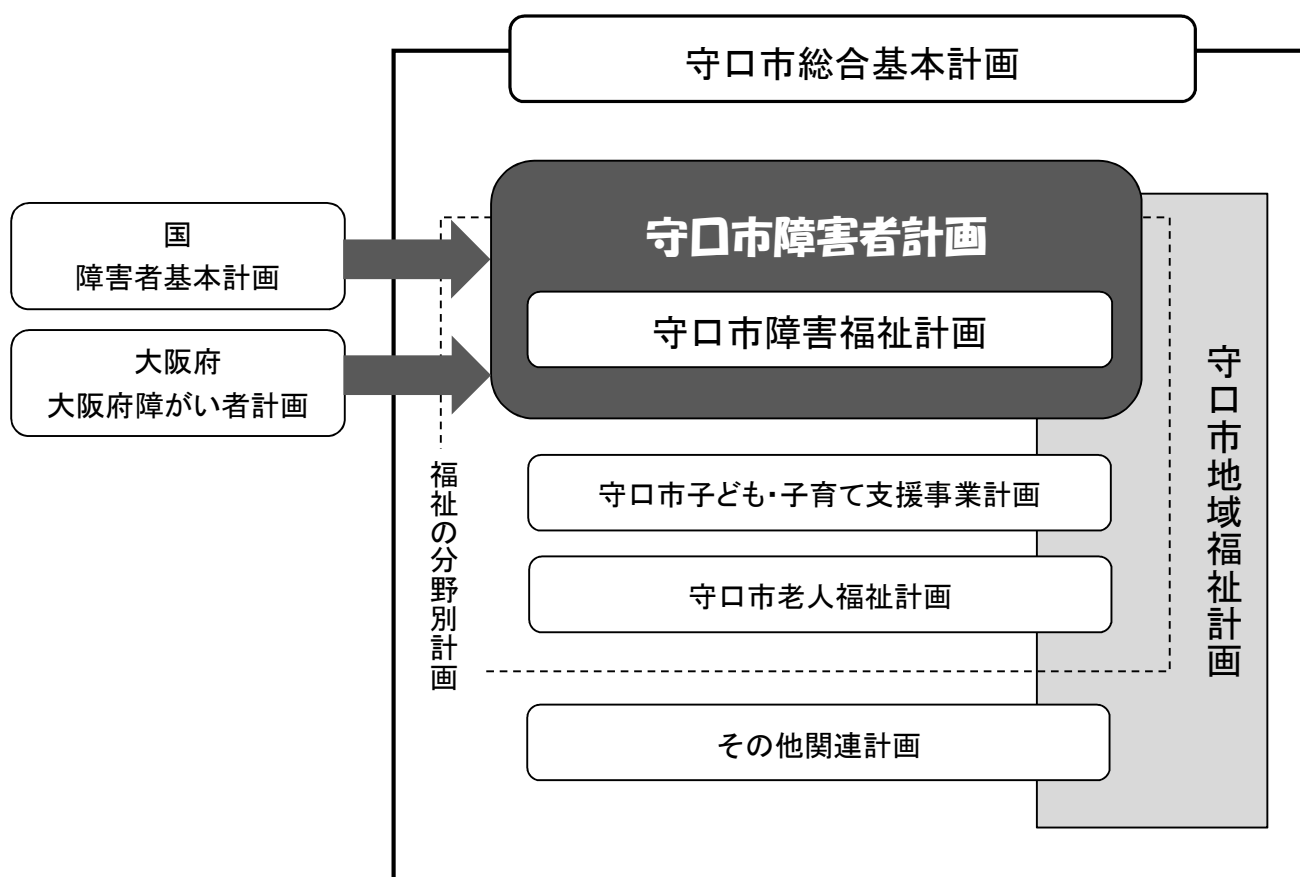
## 2. 計画の位置づけ

### (1) 法的根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画で、本市の障害福祉施策全般に関わる理念や目標、方針を定めるものです。

### (2) 関連する計画との関係

本計画は「第5次守口市総合基本計画」を上位計画とし、策定にあたっては国の「第3次障害者基本計画」や、大阪府の「第4次大阪府障がい者計画」を踏まえながら、その他関連計画との整合性を図ります。



### 3. 計画の期間

本計画の期間は、平成 29 年度から平成 38 年度までの 10 年間とします。

なお、障害のある人を取り巻く社会情勢や法制度などが大きく変化した場合、必要に応じて見直しを行うものとします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 33 年度	平成 34 年度	平成 35 年度	平成 36 年度	平成 37 年度	平成 38 年度
障害者 計画	第2次計画 (平成 19 年度～ 平成 28 年度)		第3次計画 (平成 29 年度～平成 38 年度)									
障害福祉 計画	第4期計画 (平成 27 年度～ 平成 29 年度)		第5期計画 (平成 30 年度～ 平成 32 年度)			第6期計画 (平成 33 年度～ 平成 35 年度)			第7期計画 (平成 36 年度～ 平成 38 年度)			

### 4. 計画の策定体制等

#### (1) 守口市障害者計画策定委員会における検討

本計画の策定にあたっては、当事者をはじめ、障害福祉施策に関する幅広い意見を反映するため、学識経験者や、福祉・医療・人権関係団体の代表者、公募市民、教育関係機関・関係行政機関の代表者等から構成される守口市障害者計画策定委員会を設置し、計画内容などについて検討しました。

#### (2) 守口市障害者自立支援協議会における意見聴取

本計画の策定にあたっては、アンケート内容や計画内容などについて、守口市障害者自立支援協議会に意見を求め、計画に反映してきました。

守口市障害者自立支援協議会は、障害者総合支援法に基づいて、学識経験者、福祉・医療・人権関係団体の代表者、教育関係機関・関係行政機関の代表者等により構成されており、各課題の解決に向けた専門部会を設置しています。

### (3) 障害のある人等やサービス提供事業者からの意見の集約

#### ①障害のある人を対象とした調査の実施

障害のある人が生活する上で抱える不安や課題を把握するために、平成 28 年 9 月 1 日から平成 28 年 9 月 20 日にアンケート調査を実施しました。

#### ②障害者団体、サービス提供事業者を対象とした調査の実施

障害のある人の生活における様々な面での現状と課題を把握するため、障害者団体、障害福祉サービス等の提供事業者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査種類	調査の対象者	配布数	抽出方法	配布・回収方法
18 歳未満調査	本市が援護する障害者手帳所持者、自立支援医療(精神通院)受給者、障害福祉サービス利用者から無作為抽出した 3,000 人	448 件	無作為	郵送による 配布・回収
18 歳から 64 歳調査		1,600 件		
65 歳以上調査		952 件		
障害者団体意向調査	本市の障害者団体	12 件	全団体	郵送による 配布・回収
サービス提供事業者調査	本市において以下のサービスを提供し、自立支援協議会専門部会に参加する事業者(相談支援、生活介護、就労継続支援(A型・B型)、就労移行支援、自立訓練(生活訓練)、共同生活援助、放課後等デイサービス、児童発達支援、地域活動支援センター)	39 件	全事業者	電子メールによる 配布・回収

### (4) パブリックコメントの実施

平成 29 年 1 月 20 日から 2 月 20 日に、市役所、守口市障害者・高齢者交流会館、守口市立わかたけ園、守口市立わかかさ・わかすぎ園、各コミュニティセンター、市ホームページにおいて、パブリックコメントを実施しました。

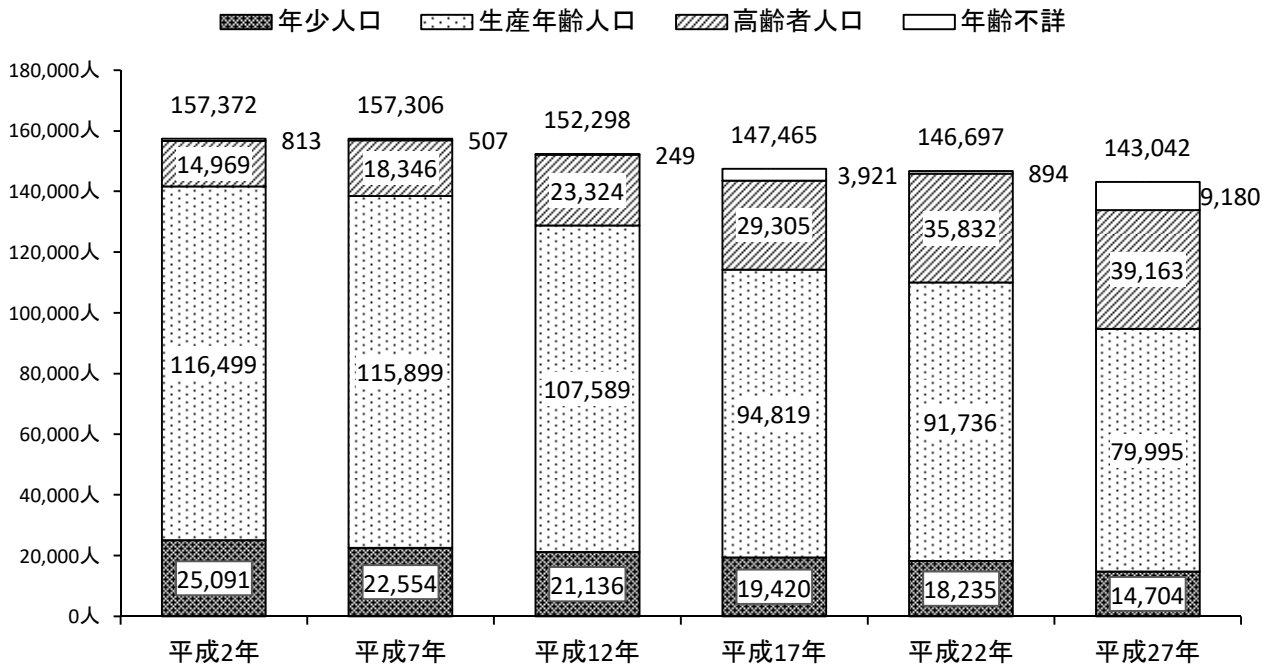
## 第2章 障害のある人の状況

### 1. 人口の推移

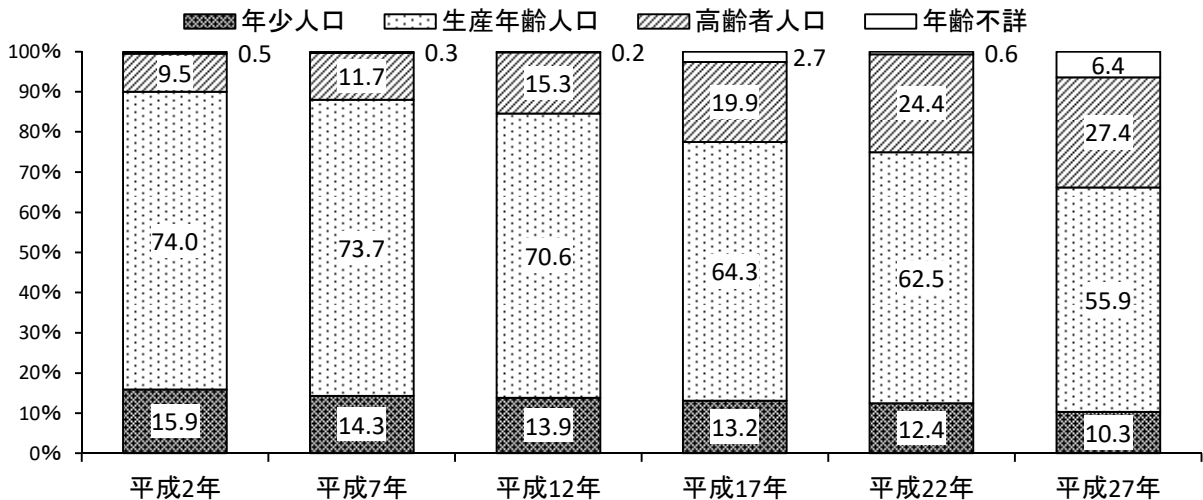
本市の総人口は年々減少しており、平成27年で143,042人となっています。

年齢3区分別人口をみると、年少人口と生産年齢人口は年々減少、高齢者人口は年々増加しており、高齢化率（高齢者人口の構成比）は平成27年で27.4%と少子高齢化が進んでいる状況です。

年齢3区分別人口の推移



年齢3区分別人口構成比の推移

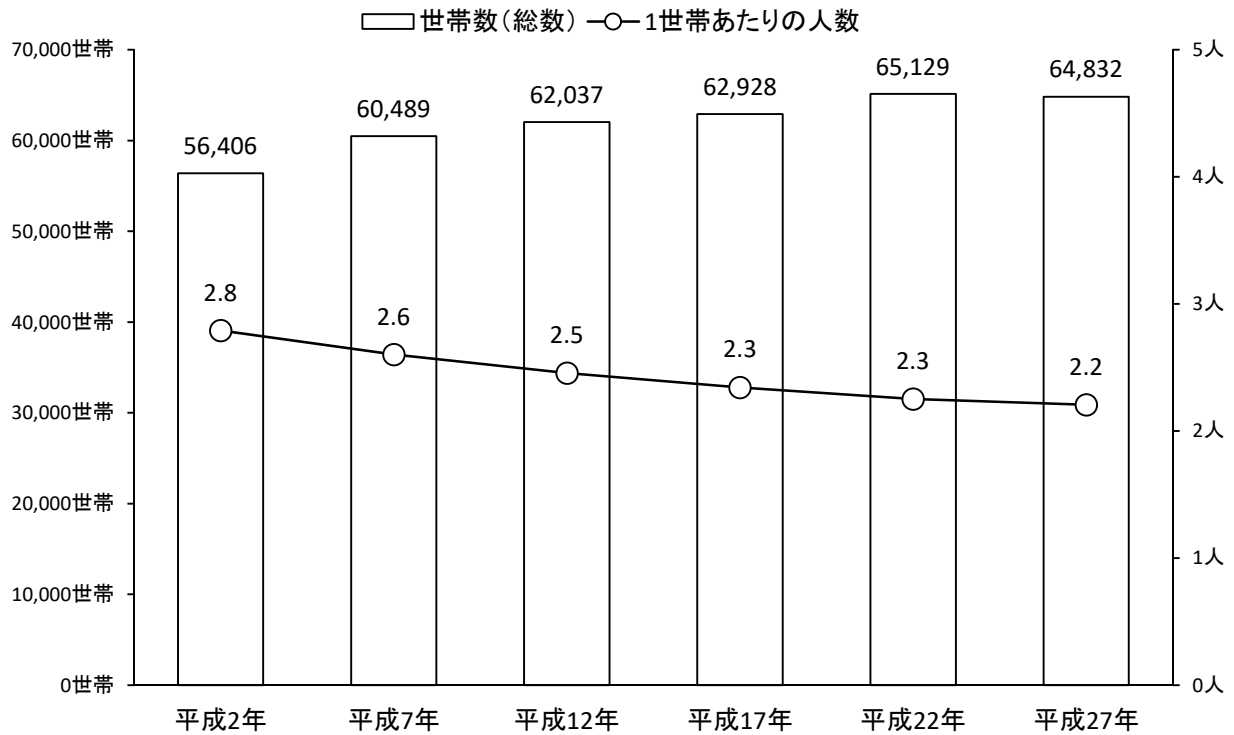


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

世帯数は平成2年から平成22年にかけて年々増加していますが、平成27年には減少し、64,832世帯となっています。

一方、1世帯あたりの人数は年々減少しており、平成27年で2.2人と世帯の小規模化が進んでいることがうかがえます。

世帯数の推移



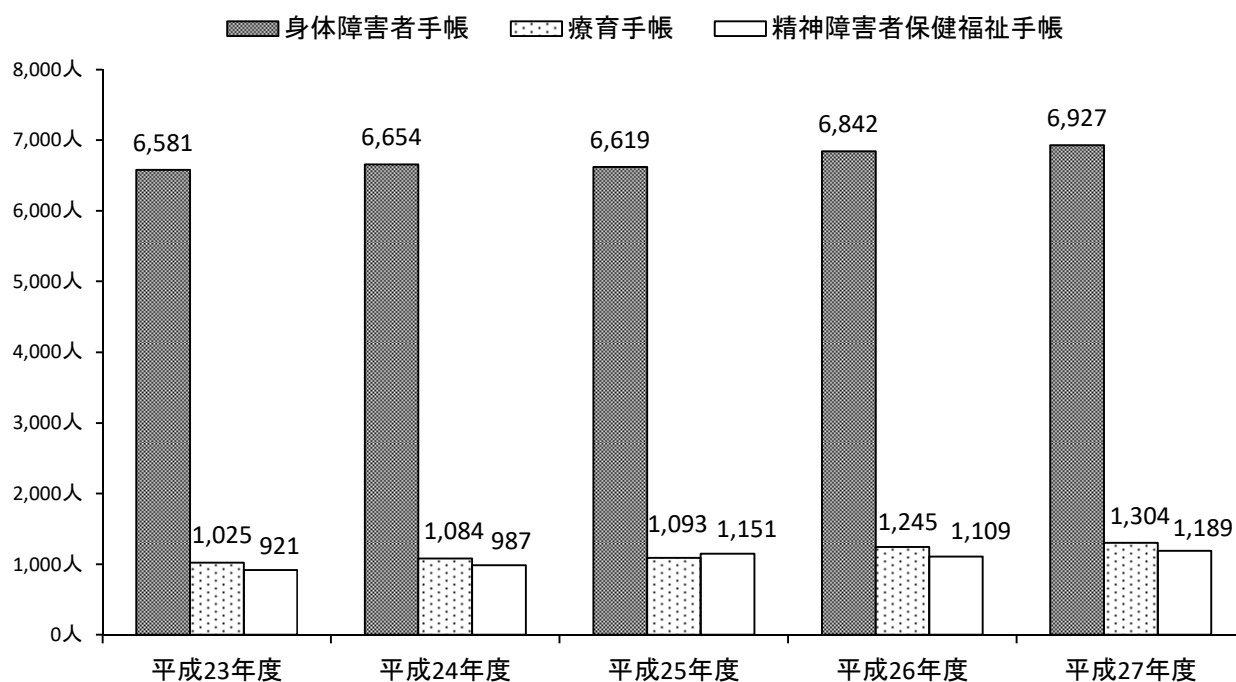
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

## 2. 障害者手帳所持者の推移

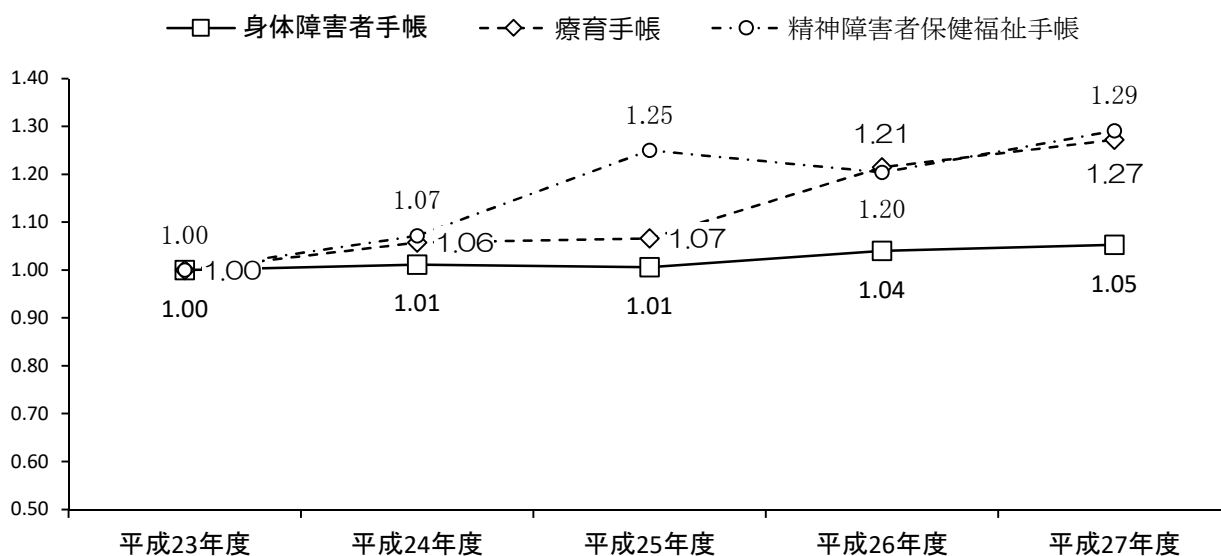
障害者手帳所持者は各障害者手帳ともに増加しており、平成 27 年度で身体障害者手帳所持者が 6,927 人、療育手帳所持者が 1,304 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 1,189 人となっています。

平成 23 年度を基準とした各障害者手帳所持者の増加率（平成 23 年を 1.00）をみると、療育手帳所持者及び精神障害者保健福祉手帳所持者において伸び率が高くなっています。

障害者手帳所持者の推移



障害者手帳所持者の増加率（平成 23 年【1.00】基準）



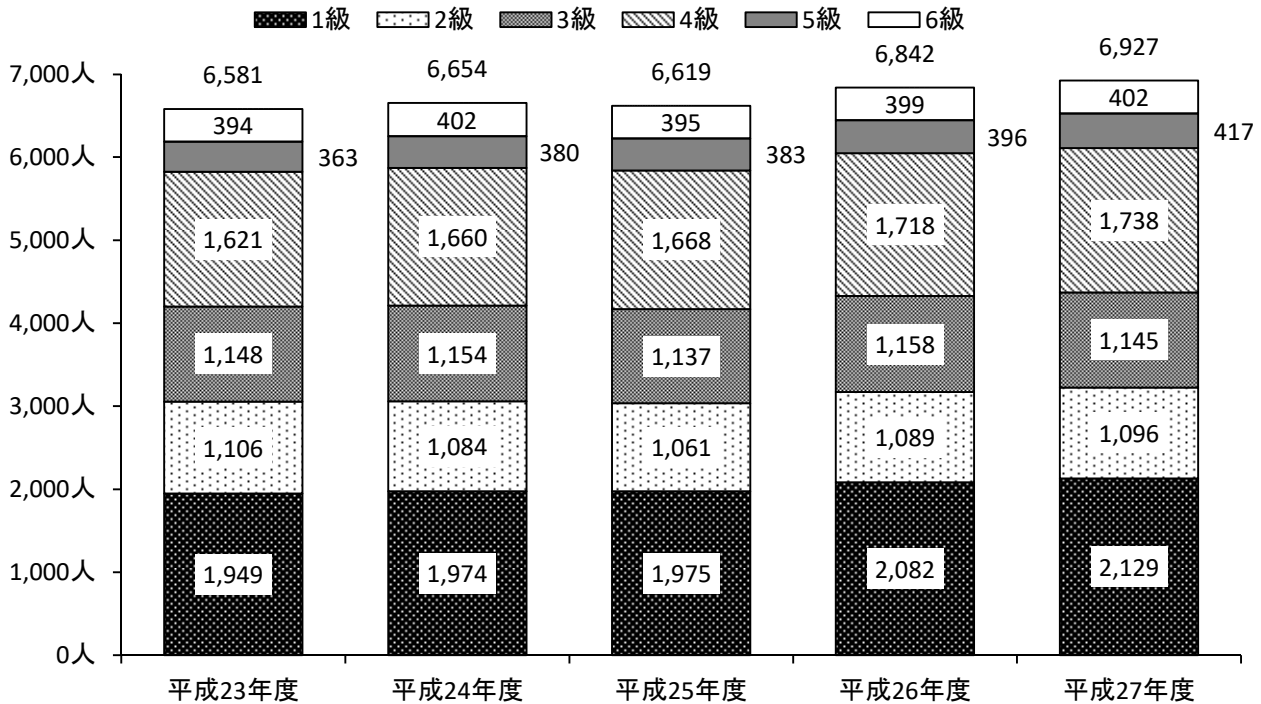
資料：障害福祉課調べ（各年度3月末現在）

(1) 身体障害者手帳所持者の推移

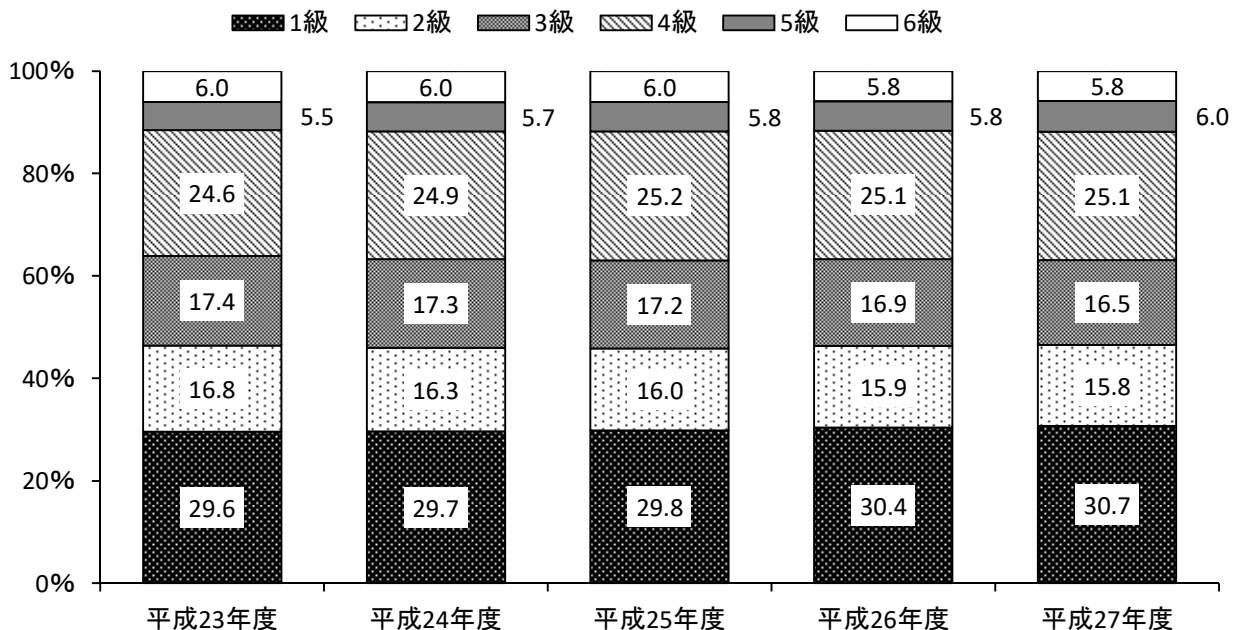
身体障害者手帳所持者を等級別にみると、「1級」「4級」「5級」は年々増加しており、平成23年度から平成27年度にかけて「1級」は180人、「4級」は117人、「5級」は54人増加しています。

平成27年度の構成比をみると、「1級」が最も多く全体の30.7%を占め、次いで「4級」が25.1%、「3級」が16.5%と続いています。

等級別身体障害者手帳所持者の推移



等級別身体障害者手帳所持者の構成比の推移

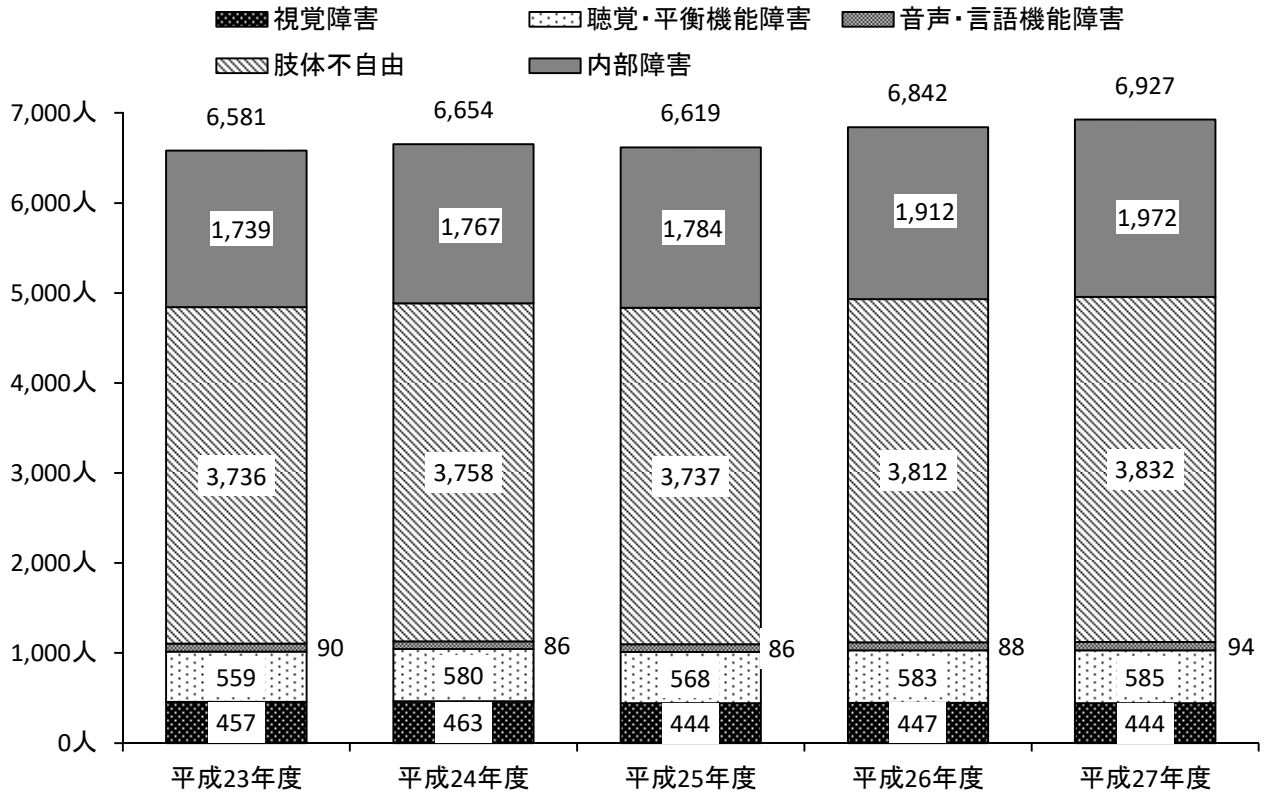


資料：障害福祉課調べ（各年度3月末現在）

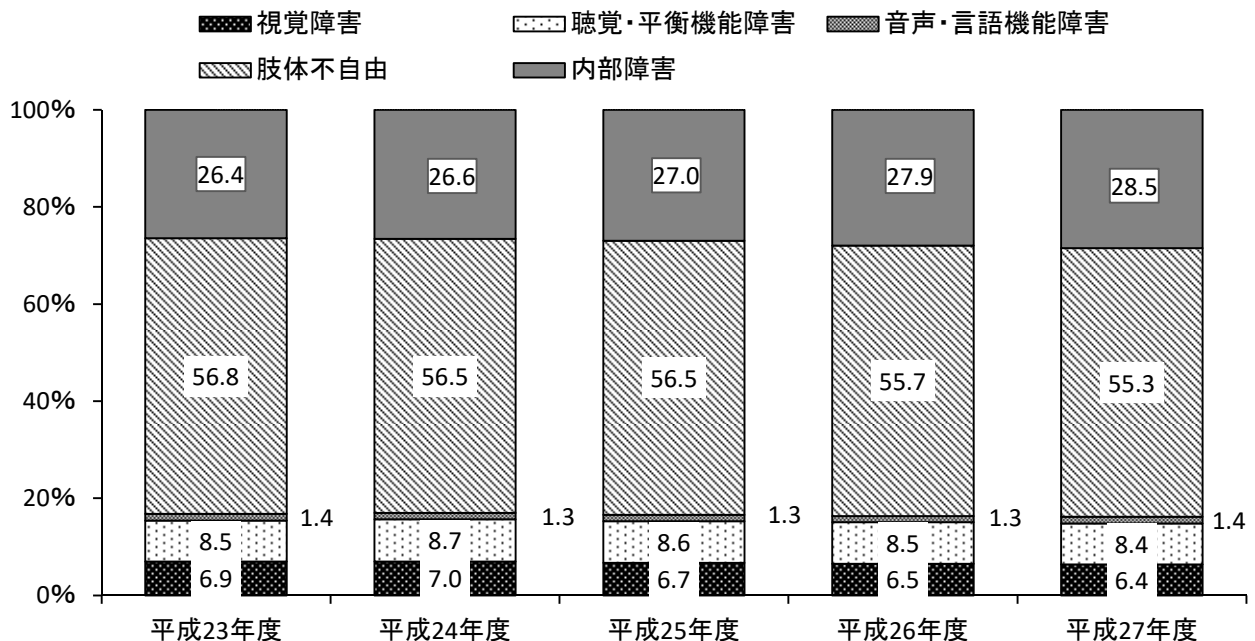
身体障害者手帳所持者を障害種類別にみると、「肢体不自由」「内部障害」は年々増加しており、平成27年度で「肢体不自由」は3,832人、「内部障害」は1,972人となっています。

平成27年度の構成比をみると、「肢体不自由」が最も多く全体の55.3%を占め、次いで「内部障害」が28.5%、「聴覚・平衡機能障害」が8.4%と続いています。

身体障害者手帳所持者の障害種類別の推移



身体障害者手帳所持者の障害種類別の構成比の推移



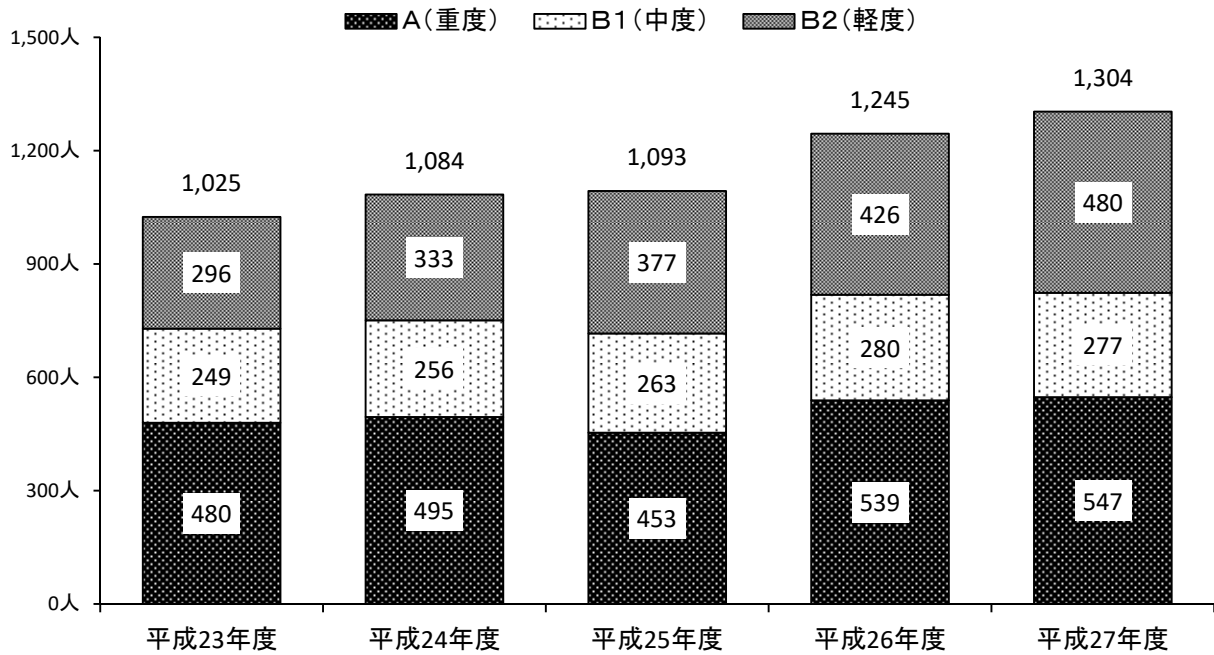
資料：障害福祉課調べ（各年度3月末現在）



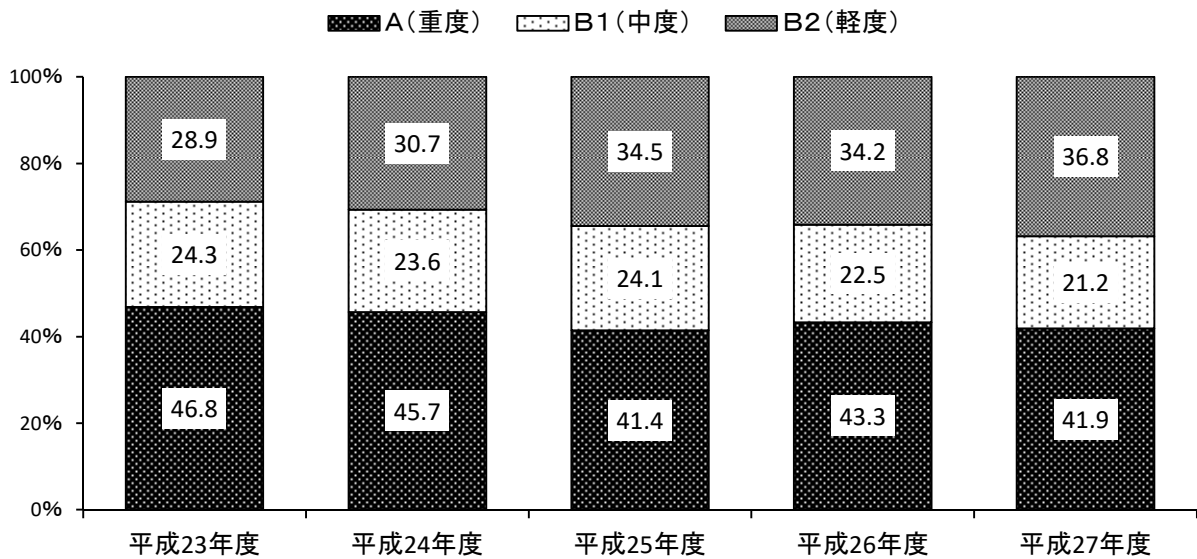
## (2) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者を判定別にみると、「A（重度）」は平成 24 年度から平成 25 年度にかけて減少しますが、それ以外は年々増加しており、平成 27 年度においては「A（重度）」が 547 人（構成比 41.9%）と最も多く、次いで「B 2（軽度）」が 480 人（構成比 36.8%）、「B 1（中度）」が 277 人（構成比 21.2%）となっています。

判定別療育手帳所持者の推移



判定別療育手帳所持者の構成比の推移

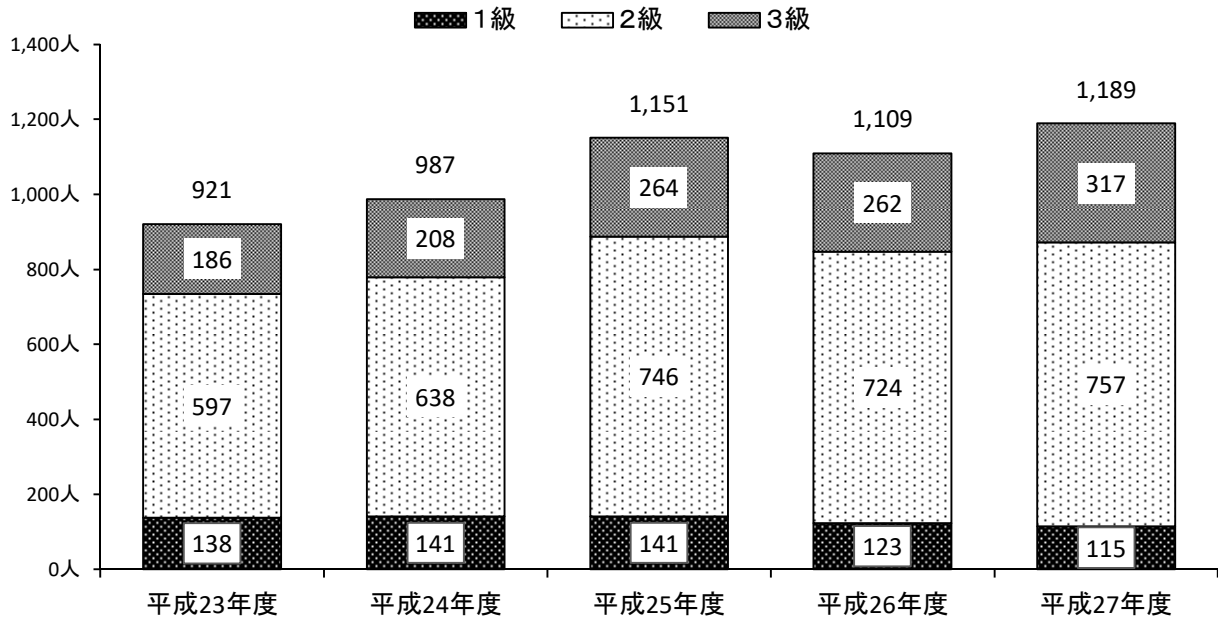


資料：障害福祉課調べ（各年度3月末現在）

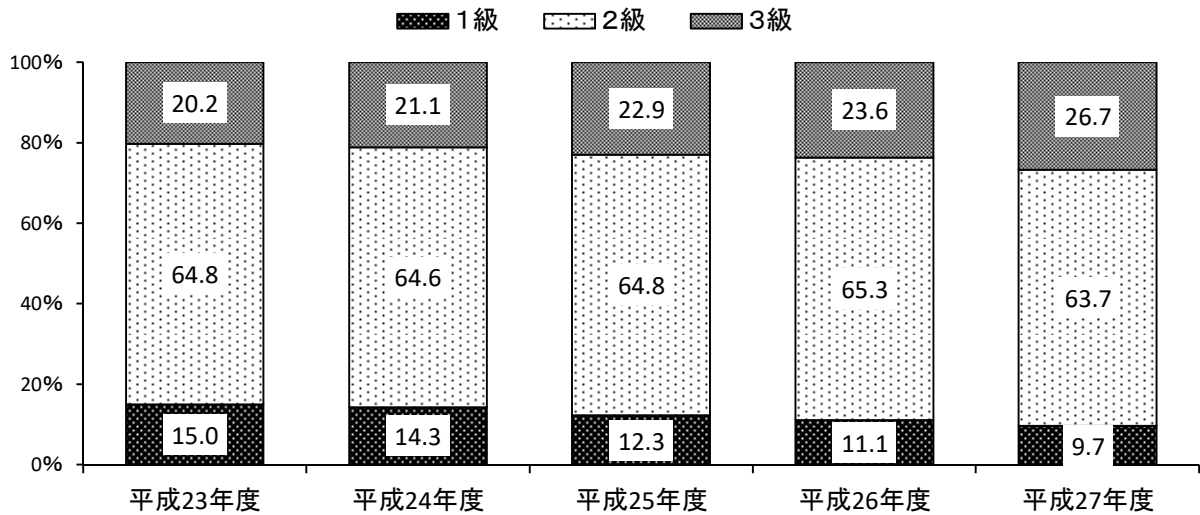
### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者を等級別にみると、各年で増減はありますが総合的に見ると増加の傾向にあり、平成27年度では「2級」が最も多く757人（構成比63.7%）、次いで「3級」が317人（構成比26.7%）、「1級」が115人（構成比9.7%）となっています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の推移



等級別精神障害者保健福祉手帳所持者の構成比の推移



資料：障害福祉課調べ（各年度3月末現在）

## 第3章 障害者アンケート等の分析

本計画の策定にあたり、障害当事者や障害者団体、サービス提供事業者に現在の状況や必要とする支援、取り組むべき方向などについてアンケートを実施しました。

第3章では、各調査結果を各分野ごとに取りまとめています。

なお、図表中の「n」は回答者数を表しています。

### ■障害のある人が地域で生活していくために必要なこと（複数回答）

【図1-1】障害のある人が地域で生活していくために必要なこと（全体）

	0～ 17歳 (n=167)	18～ 39歳 (n=181)	40～ 64歳 (n=455)	65歳 以上 (n=480)
相談支援体制の充実	51.5	52.5	38.9	31.0
障害者の人権を尊重した権利擁護事業の推進	30.5	29.8	26.6	16.9
障害者が地域において安心して生活できるための在宅福祉サービスの充実	38.3	39.2	34.1	32.3
通所施設の充実と整備	35.9	29.3	22.6	16.3
障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保	36.5	44.8	31.2	22.5
一人ひとりの障害に応じた障害児教育の充実と教育環境の整備	52.1	28.2	16.3	11.3
職業訓練の充実や働く場所の確保	52.7	40.9	26.6	12.1
経済的な援助の充実	46.1	47.5	47.3	31.3
障害の早期発見と継続的な支援	42.5	32.0	20.9	12.7
救急医療や障害に対応した医療の充実	29.3	29.8	31.6	26.9
参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	20.4	19.3	17.4	9.8
道路や建物、駅などのバリアフリー化	20.4	23.2	31.0	28.1
防犯・防災体制の強化や緊急時の避難誘導体制の整備	26.9	29.8	21.8	21.7
差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	45.5	43.1	27.3	15.6
障害の有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会の充実	26.9	22.7	18.9	19.6
コミュニケーション支援の充実	33.5	26.0	16.3	12.1
障害の状況に対応した情報提供	44.3	38.1	31.4	24.8
保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	31.7	24.9	20.7	13.3
いろいろなボランティア活動の育成	18.6	14.9	12.7	9.4
安心して過ごせる居場所	53.9	58.0	49.7	41.0
その他	3.0	5.5	3.5	2.9
不明・無回答	7.2	4.4	11.2	19.2

【図1-2】障害のある人が地域で生活していくために必要なこと（身体障害者手帳所持者）

	0～ 17歳 (n=35)	18～ 39歳 (n=44)	40～ 64歳 (n=272)	65歳 以上 (n=422)
相談支援体制の充実	37.1	45.5	33.5	31.0
障害者の人権を尊重した権利擁護事業の推進	22.9	40.9	22.4	15.9
障害者が地域において安心して生活できるための在宅福祉サービスの充実	40.0	40.9	30.9	32.9
通所施設の充実と整備	31.4	31.8	16.9	16.1
障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保	40.0	45.5	26.1	22.0
一人ひとりの障害に応じた障害児教育の充実と教育環境の整備	34.3	36.4	14.7	11.1
職業訓練の充実や働く場所の確保	37.1	31.8	21.3	11.8
経済的な援助の充実	34.3	54.5	46.7	31.0
障害の早期発見と継続的な支援	14.3	31.8	18.4	12.1
救急医療や障害に対応した医療の充実	31.4	34.1	28.7	26.3
参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	14.3	20.5	13.2	9.5
道路や建物、駅などのバリアフリー化	25.7	34.1	34.9	29.6
防犯・防災体制の強化や緊急時の避難誘導體制の整備	25.7	43.2	23.5	22.3
差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	40.0	47.7	21.7	14.0
障害の有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会の充実	20.0	22.7	16.5	19.9
コミュニケーション支援の充実	22.9	15.9	12.5	10.7
障害の状況に対応した情報提供	31.4	34.1	30.5	25.4
保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	25.7	36.4	16.5	12.3
いろいろなボランティア活動の育成	14.3	18.2	11.4	9.2
安心して過ごせる居場所	42.9	59.1	43.4	40.8
その他	2.9	2.3	3.3	3.1
不明・無回答	11.4	2.3	12.5	18.2

【図1-3】障害のある人が地域で生活していくために必要なこと（療育手帳所持者）

	0～ 17歳 (n=114)	18～ 39歳 (n=118)	40～ 64歳 (n=112)	65歳 以上 (n=22)
相談支援体制の充実	51.8	60.2	37.5	31.8
障害者の人権を尊重した権利擁護事業の推進	29.8	32.2	26.8	22.7
障害者が地域において安心して生活できるための在宅福祉サービスの充実	39.5	44.1	35.7	40.9
通所施設の充実と整備	38.6	34.7	26.8	31.8
障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保	43.0	54.2	33.9	36.4
一人ひとりの障害に応じた障害児教育の充実と教育環境の整備	52.6	30.5	14.3	13.6
職業訓練の充実や働く場所の確保	56.1	35.6	25.9	9.1
経済的な援助の充実	45.6	41.5	35.7	27.3
障害の早期発見と継続的な支援	40.4	31.4	18.8	9.1
救急医療や障害に対応した医療の充実	28.9	33.1	29.5	27.3
参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	19.3	21.2	19.6	13.6
道路や建物、駅などのバリアフリー化	18.4	23.7	25.0	18.2
防犯・防災体制の強化や緊急時の避難誘導體制の整備	28.9	33.1	16.1	13.6
差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	46.5	43.2	29.5	18.2
障害の有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会の充実	28.9	25.4	21.4	13.6
コミュニケーション支援の充実	34.2	29.7	19.6	9.1
障害の状況に対応した情報提供	48.2	38.1	21.4	4.5
保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	31.6	28.0	17.0	22.7
いろいろなボランティア活動の育成	17.5	17.8	14.3	9.1
安心して過ごせる居場所	57.0	59.3	50.0	40.9
その他	2.6	6.8	1.8	0.0
不明・無回答	8.8	6.8	15.2	36.4

【図1-4】障害のある人が地域で生活していくために必要なこと（精神障害者保健福祉手帳所持者）

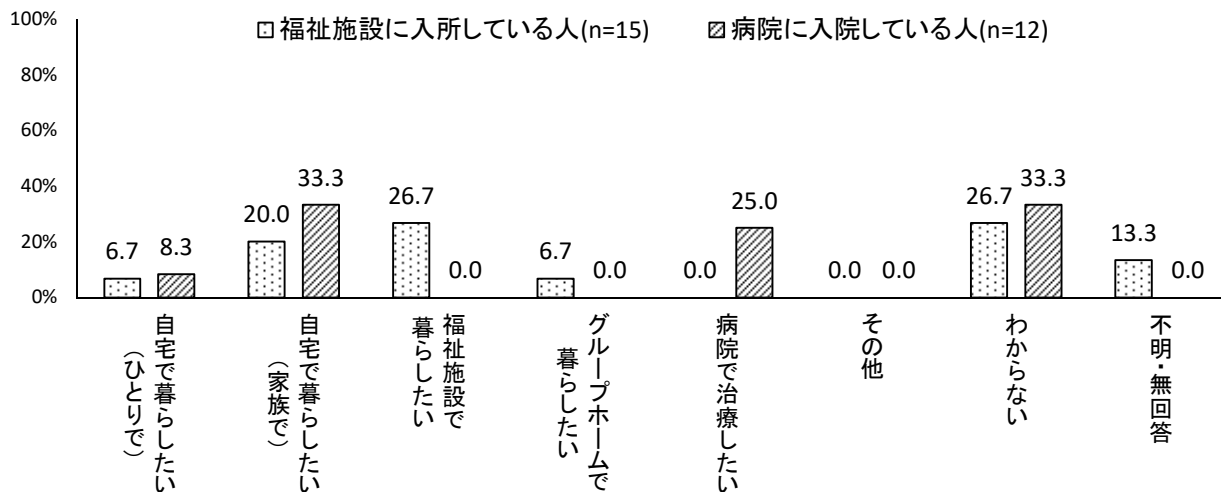
	0～ 17歳 (n=20)	18～ 39歳 (n=57)	40～ 64歳 (n=135)	65歳 以上 (n=68)
相談支援体制の充実	75.0	49.1	49.6	32.4
障害者の人権を尊重した権利擁護事業の推進	55.0	26.3	34.8	23.5
障害者が地域において安心して生活できるための在宅福祉サービスの充実	65.0	33.3	40.0	33.8
通所施設の充実と整備	40.0	24.6	29.6	17.6
障害に配慮した公営住宅や、グループホームの整備など、生活の場の確保	30.0	29.8	35.6	20.6
一人ひとりの障害に応じた障害児教育の充実と教育環境の整備	75.0	24.6	22.2	17.6
職業訓練の充実や働く場所の確保	60.0	57.9	38.5	11.8
経済的な援助の充実	65.0	54.4	55.6	29.4
障害の早期発見と継続的な支援	75.0	33.3	28.1	19.1
救急医療や障害に対応した医療の充実	35.0	26.3	37.0	23.5
参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実	40.0	14.0	25.9	7.4
道路や建物、駅などのバリアフリー化	25.0	19.3	28.9	19.1
防犯・防災体制の強化や緊急時の避難誘導體制の整備	20.0	26.3	21.5	19.1
差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実	70.0	47.4	40.0	23.5
障害の有無にかかわらず、住民同士がふれあう機会の充実	50.0	21.1	20.0	17.6
コミュニケーション支援の充実	70.0	21.1	20.7	20.6
障害の状況に対応した情報提供	50.0	40.4	37.8	19.1
保健や福祉の専門的な人材の育成と資質の向上	50.0	17.5	31.9	17.6
いろいろなボランティア活動の育成	30.0	7.0	14.8	10.3
安心して過ごせる居場所	60.0	59.6	60.0	38.2
その他	5.0	7.0	5.2	5.9
不明・無回答	0.0	0.0	6.7	19.1

## (1) 地域移行について

### ■障害者アンケートの結果

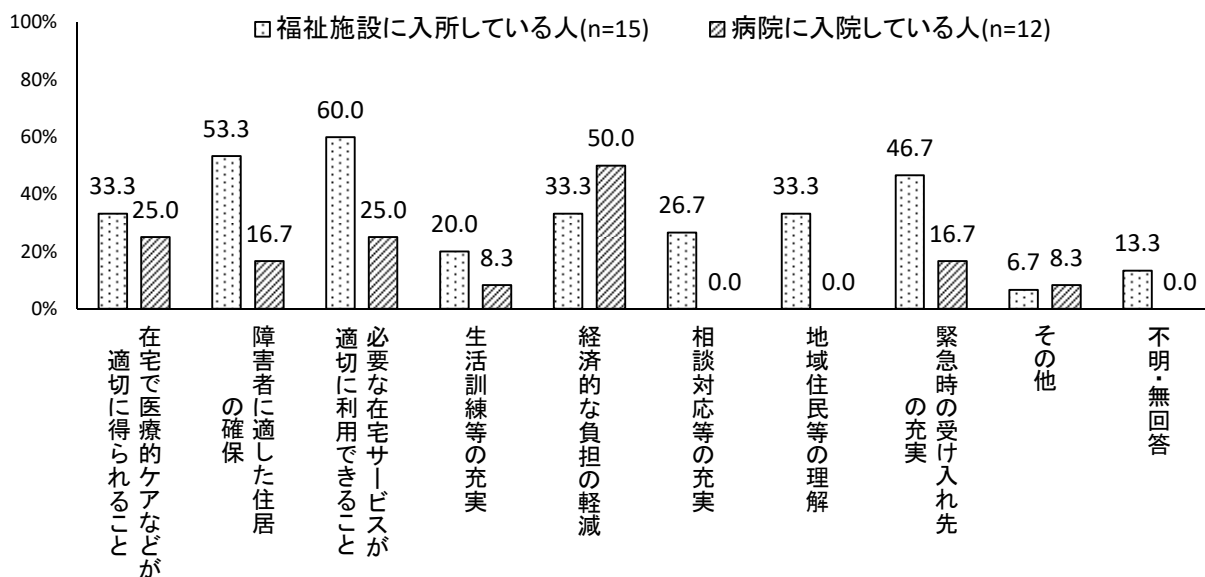
○福祉施設に入所・病院に入院している人で、自宅やグループホームで生活したいと考えている人は、一定見られる。【図2-1】

【図2-1】施設等に入所・入院している人が将来生活したい場所



○福祉施設に入所・病院に入院している人が地域で生活するために必要な支援としては、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」「障害者に適した住居の確保」「経済的な負担の軽減」である。【図2-2】

【図2-2】施設等に入所・入院している人が地域で生活するために必要な支援



### ■団体アンケートの結果

- 地域移行を進めるためには、短期入所・グループホームの整備が必要。
- 地域内で共生するには複雑な問題が多い。障害に対する理解が足りない。
- 民間の賃貸住宅への入居支援が必要。また、地域での見守りや助け合いも重要である。
- 緊急時に対応できる体制が必要。

### ■事業者アンケートの結果

- 地域移行が進んでいると感じるかを尋ねたところ、「感じない」と答えた事業者は28.1%で、具体的に進んでいない理由として、全事業者が「地域移行後の受け皿の支援体制が不足」と答えている。



### 分析

入所施設や病院から地域へ移行したいと考える人が一定見られる中、短期入所やグループホーム等の地域で生活するためのサービスの充実が求められています。

支援費制度から障害者自立支援法、障害者総合支援法と制度が変わってきた中、本市における各種障害福祉サービスや地域生活支援事業を提供する事業者が増えてきているものの、今回のアンケートでは地域移行のための受け皿が十分でないという意見が多く見られました。また、地域生活を送るにあたっての経済的な負担の軽減についても要望がありました。

そのため、地域移行を希望する障害のある人の生活を支えるため、障害福祉サービスをはじめとする各種生活支援サービスの確保を図るとともに、住まいの確保に向けた支援、経済的自立を図る制度を活用していきます。また、地域における理解促進を図り、日常的な見守り体制を構築するとともに、保健・医療・福祉・雇用などの関係機関の連携を強化しながら、障害のある人の生活を支える地域生活支援拠点等を整備します。

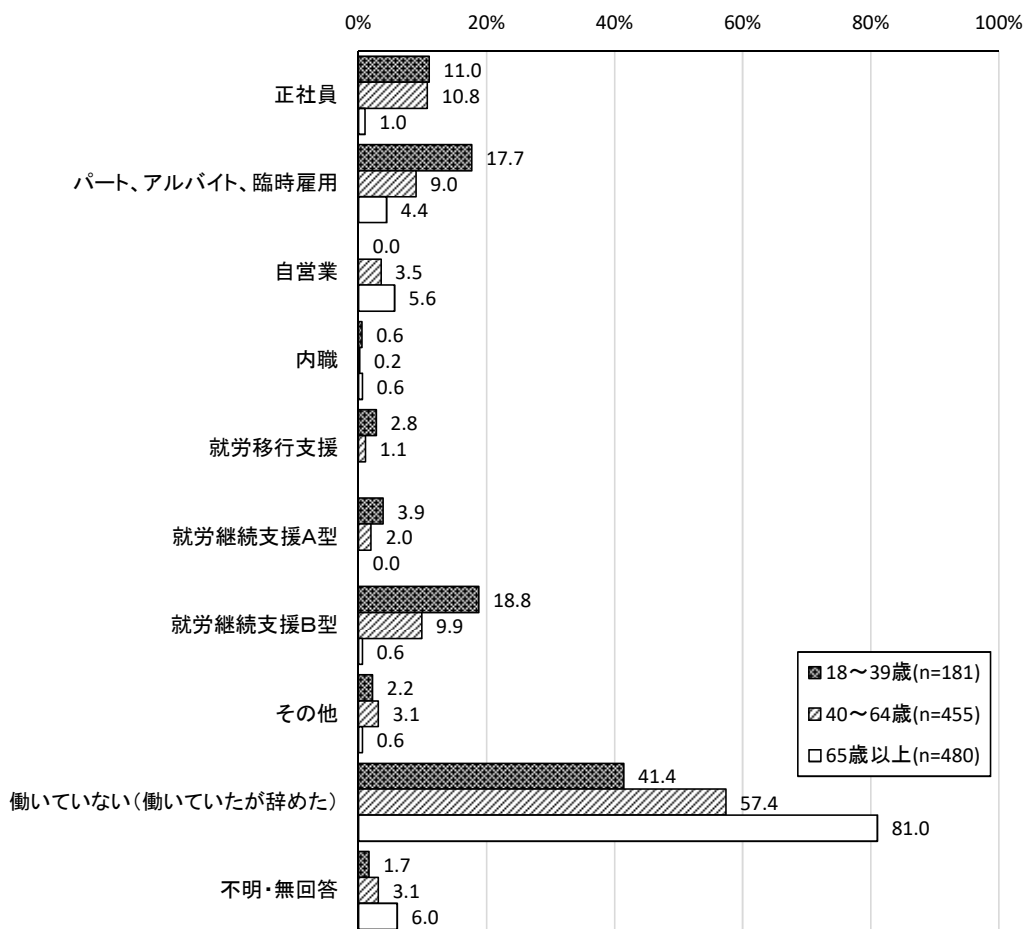


## (2) 就労について

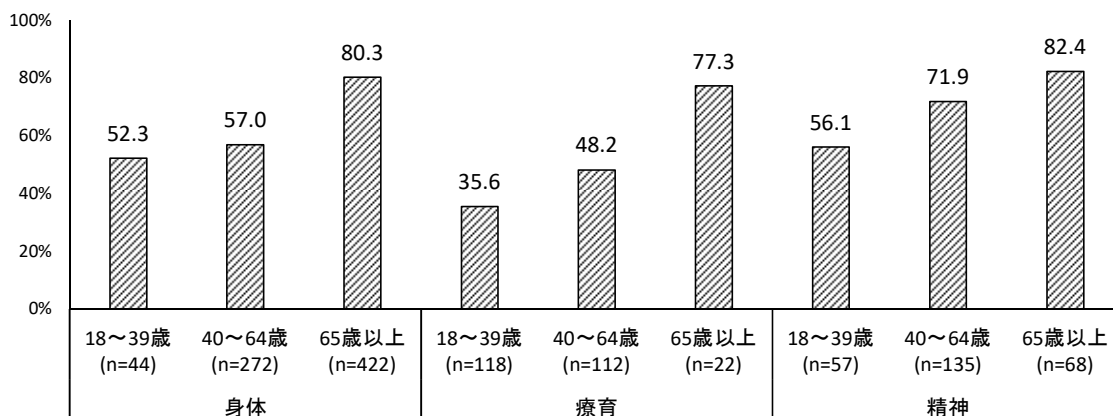
### ■障害者アンケートの結果

○「就労状況」で「働いていない」と答えた人は、18～39歳は41.4%、40歳以上の年代では半数を超えている。身体障害者手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者はどの年代でも50%を超えているが、療育手帳所持者の18～39歳は35.6%と他の年代や手帳所持者と比べて低い。【図3-1～図3-2】

【図3-1】就労状況



【図3-2】就労状況で「働いていない」と答えた人



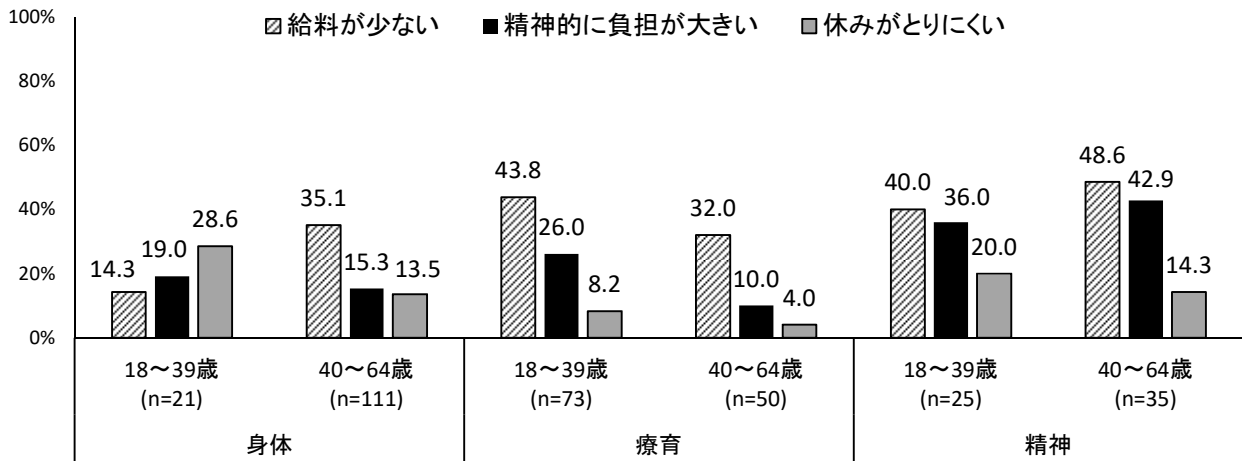
○「働いていない理由」として、主に「障害が重いため」「病気・高齢のため」「自分にあった仕事や自分にできる仕事がないため」に回答が集中している。【図3-3】

【図3-3】「働いていない理由」

	身体			療育			精神		
	18～ 39歳 (n=23)	40～ 64歳 (n=155)	65歳 以上 (n=339)	18～ 39歳 (n=42)	40～ 64歳 (n=54)	65歳 以上 (n=17)	18～ 39歳 (n=32)	40～ 64歳 (n=97)	65歳 以上 (n=56)
障害が重いため	39.1	32.9	25.1	33.3	38.9	47.1	21.9	36.1	23.2
病気・高齢のため	13.0	36.8	51.0	2.4	18.5	52.9	21.9	40.2	62.5
自分にあった仕事や自分にできる仕事がないため	21.7	20.0	7.1	14.3	27.8	5.9	12.5	23.7	7.1
仕事を探しても見つからないため	0.0	9.7	3.8	11.9	11.1	0.0	12.5	14.4	3.6
仕事をするのが不安なため	8.7	13.5	6.2	14.3	9.3	5.9	37.5	24.7	5.4
通勤が難しいため	0.0	6.5	2.9	0.0	3.7	11.8	15.6	7.2	3.6
学校に通っているため	4.3	0.0		0.0	0.0		0.0	0.0	
訓練中のため	4.3	1.3	0.6	2.4	1.9	5.9	3.1	2.1	1.8
家事に専念しているため	4.3	9.0	11.8	7.1	3.7	5.9	6.3	5.2	1.8
障害を理解してもらえないため	4.3	5.2	2.7	7.1	11.1	5.9	15.6	8.2	5.4
過去に嫌な経験をしたため	4.3	4.5	1.2	7.1	9.3	0.0	9.4	14.4	3.6
現在の収入で生活できるため	8.7	5.8	8.0	4.8	1.9	11.8	9.4	8.2	8.9
定年を迎えたため	0.0	5.2	21.8	0.0	3.7	0.0	0.0	2.1	14.3
その他	8.7	8.4	5.9	9.5	1.9	11.8	15.6	11.3	5.4
そもそも働きたくない	0.0	5.2	0.6	2.4	13.0	0.0	3.1	10.3	0.0
不明・無回答	21.7	4.5	4.1	33.3	13.0	0.0	12.5	5.2	5.4

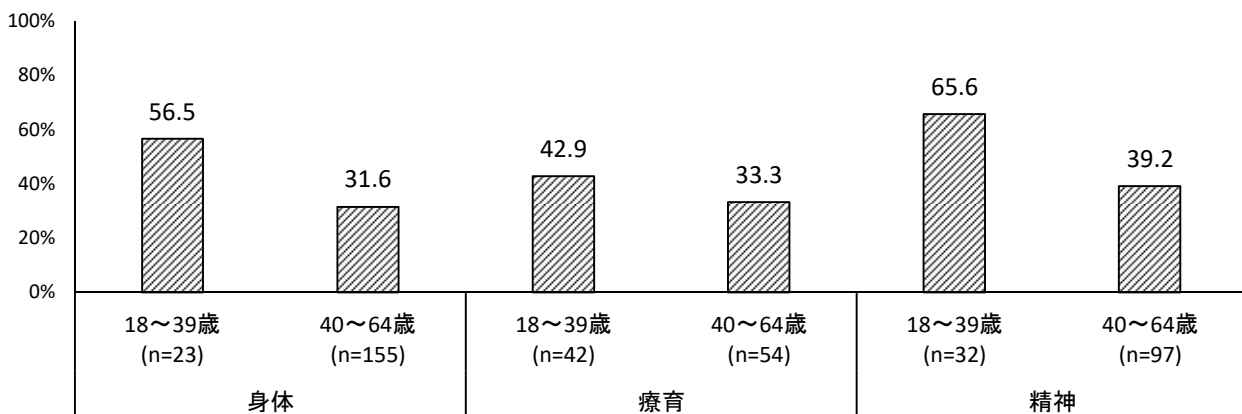
○「働くことへの不安・不満」は、3障害ともに「給料が少ない」が多い。精神障害者保健福祉手帳所持者は「精神的に負担が大きい」も多い。【図3-4】

【図3-4】「働くことへの不安・不満」で「給料が少ない」「精神的に負担が大きい」「休みがとりにくい」と答えた人



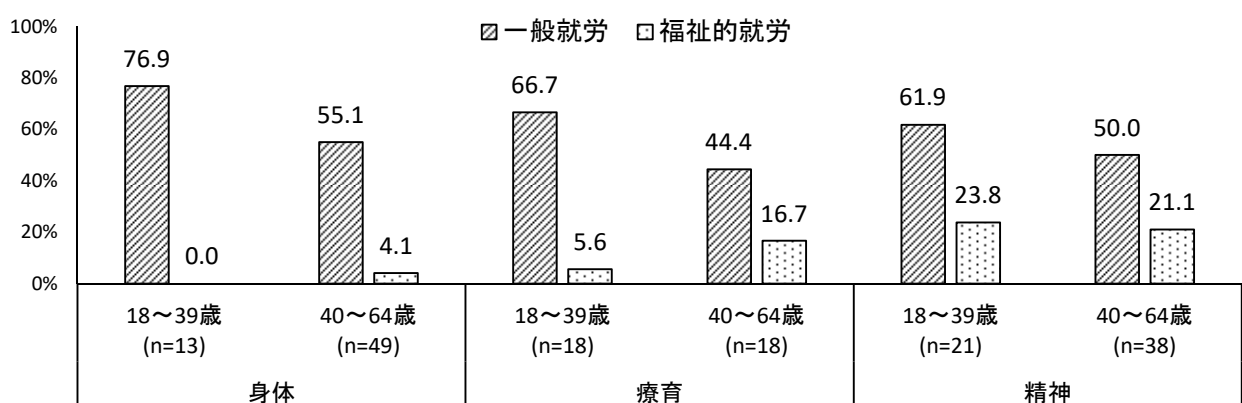
○「今後の就労意向」で「働きたい」と答えた人は、3障害ともに18~39歳で40%を超え、特に精神障害者保健福祉手帳所持者では65.6%と多くなっている。【図3-5】

【図3-5】「今後の就労意向」で「働きたい」と答えた人

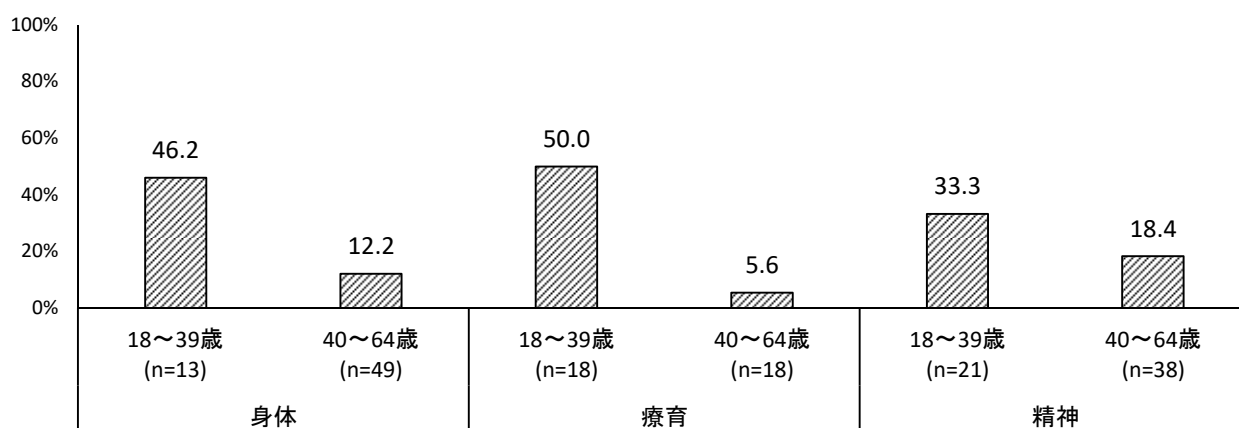


○「今後の働き方」で「一般就労」を望む人は3障害とも18~39歳において60%を超え、中でも「正社員」と答えた人が多い。【図3-6、図3-7】

【図3-6】今後の働き方



【図3-7】「今後の働き方」で「正社員」と答えた人



### ■団体アンケートの結果

- 福祉的就労から一般就労に移行する仕組みが不十分。障害のある方とない方が一緒に働く機会や関わりを持つ機会がないと、障害者理解には結びつかない。
- 「障害者優先調達推進法」について、障害福祉課内だけではなく、市役所全体で取り組む。
- 雇用問題は、この10年でいい方向に進んできたが、軽度の身体障害者や知的障害者に限ったことで、重度の障害者への理解やサポートはまだ整っていない。
- 視覚障害者（特に1級2級）の就労はいまだに困難な現状である。
- 職業訓練から就業定着まで一貫した定着支援を行ってほしい。就労継続支援A型B型などにとられず、本人の希望や状況に合わせて利用できるようにしてほしい。

### ■事業者アンケートの結果

- 障害のある人が一般就労することに対して難しさを感じる事業者は81.3%。また、一般就労を目指すにあたっての課題・問題として「他の従業員との対人関係」が56.3%で最も多く、次いで「求人が少ない」が40.6%、「実習等、経験の場や機会の不足」が34.4%と続いている。



### 分析

働いていない人は身体障害・精神障害のある人に多い傾向があります。理由としては障害や病気、年齢、自分に合った仕事がない、働くことが不安という回答が多く見られました。

今後正社員として一般就労をしたいと考える人は多いことから、職業訓練をはじめ、雇用の場を確保し、就労後の支援体制を関係機関と連携しながら構築するとともに、企業等の障害に対する理解促進に向けた啓発を行います。

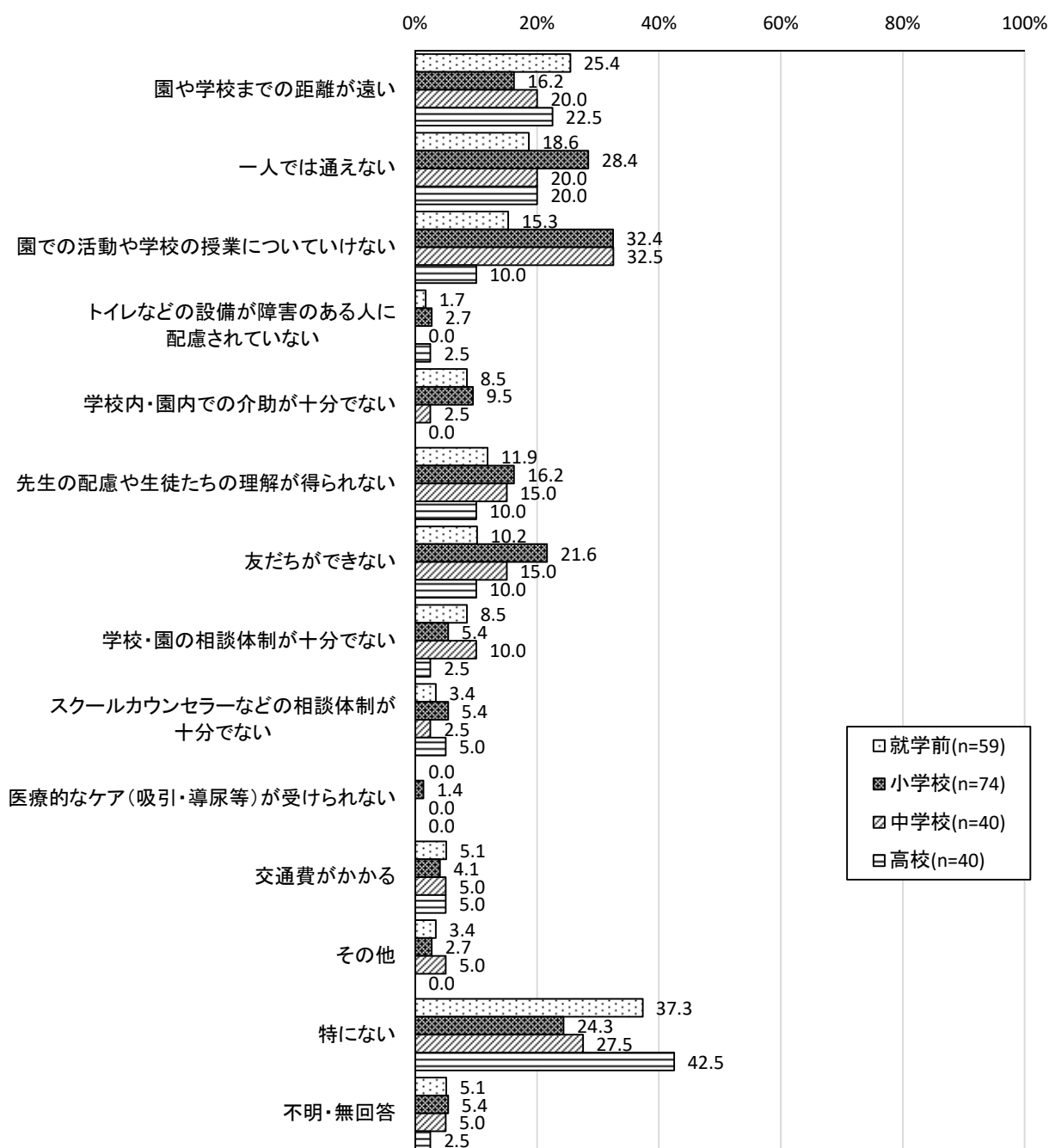
また、障害者優先調達推進法についての取り組みの向上を求める声もあがっていることから、同法の活用の推進及び障害者就労施設等による授産品を販売する場の提供・確保を図るなど、工賃向上に向けた方策を講じていきます。

### (3) 教育について

#### ■障害者アンケートの結果

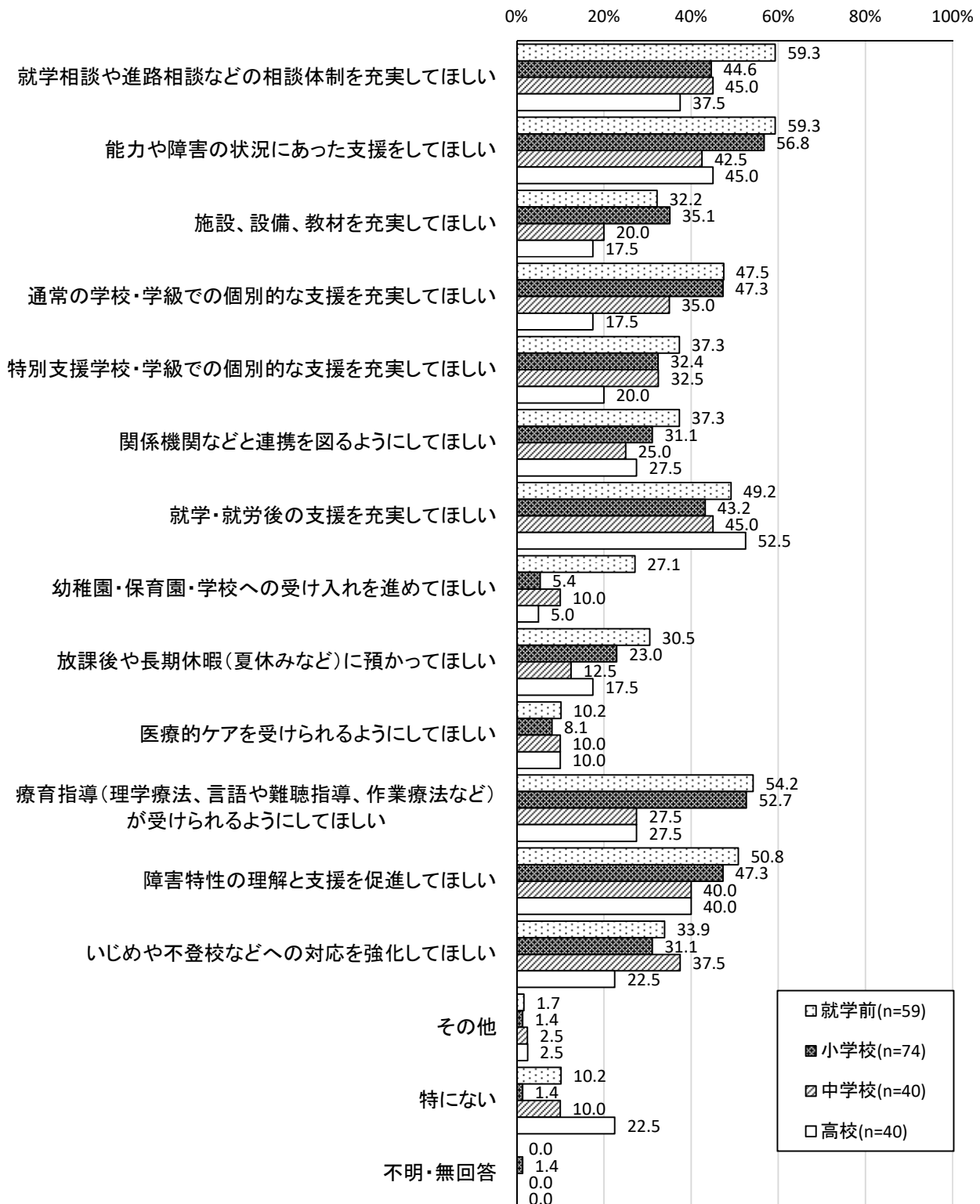
○「学校・園の生活（通学）で困ること」について、就学前・高校は「特にない」、小学校・中学校は「園での活動や学校の授業についていけない」が最も多い。その他、「園や学校までの距離が遠い」や「一人では通えない」「先生の配慮や生徒たちの理解が得られない」「友だちができない」も10～20%程度見られる。【図4-1】

【図4-1】学校・園の生活（通学）で困ること



○「就園・就学、学校生活等で望むこと」は、就学前は「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」「能力や障害の状況にあった支援をしてほしい」、小学校は「能力や障害の状況にあった支援をしてほしい」、中学校は「就学相談や進路相談などの相談体制を充実してほしい」「就学・就労後の支援を充実してほしい」、高校は「就学・就労後の支援を充実してほしい」がそれぞれ最も多い。【図4-2】

【図4-2】就園・就学、学校生活等で望むこと



○「学校卒業後の進路」について、身体障害者手帳所持者は「高校・大学・短大・専門学校などに進学したい」、療育手帳所持者は「機能・生活訓練や作業指導を受けられるような事業所に通いたい（日中活動の場）」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「企業などへ就職したい」がそれぞれ最も多い。【図4-3】

【図4-3】学校卒業後の進路（中学生・高校生のみ）

	身体 (n=19)	療育 (n=51)	精神 (n=7)
機能・生活訓練や作業指導を受けられるような事業所に通いたい(日中活動の場)	21.1	23.5	0.0
入所して、訓練などを受けたい(入所施設)	0.0	2.0	0.0
企業などへ就職したい	5.3	21.6	42.9
職業訓練施設で訓練を受けたい	5.3	7.8	14.3
高校・大学・短大・専門学校などに進学したい	31.6	17.6	28.6
その他	10.5	0.0	0.0
わからない	15.8	9.8	0.0
不明・無回答	10.5	17.6	14.3

### ■団体アンケートの結果

- 特別支援学校及び特別支援学級、通常の学級において、障害のある児童が増えていることから、質の高い教育が必要。
- 義務教育の間に、障害のある人に対する理解について、多様な価値観を尊重することを学ぶ機会が増えればいい。そのため専門スタッフの配置や教職員が学べる環境があればいい。
- 保育所や幼稚園から小学校へ、小学校から中学校など、進学に伴い、支援が途切れてしまいがちでは。途切れない支援の仕組みづくりが必要で、スクールソーシャルワーカーの配置などが有効では。先進地を視察しては。
- 特別支援教育のための支援員派遣はあるが、支援員のための障害児教育の向上をすべきでは。
- 守口支援学校も肢体不自由児を受け入れてほしい。
- 親の年齢や子どもの障害の状況等を考慮の上、支援すべき。
- 保護者と教育関係者の双方が納得できる教育方針やプランについて、じっくりと話し合う場をつくり、支援していく必要がある。特に視覚障害の場合、早期に点字の習得や授業に取り組まなければならない。
- 障害のある児童とない児童がともに学べる、交流できる場、機会が必要。



### 分析

就学や進路などの相談や就学・就労後の支援、障害の特性に応じた支援及び職員等の対応力や資質の向上が求められています。また、進学につれて支援が途切れないことや、障害のある児童とない児童がともに育つ場、学べる場などを求める意見もあります。

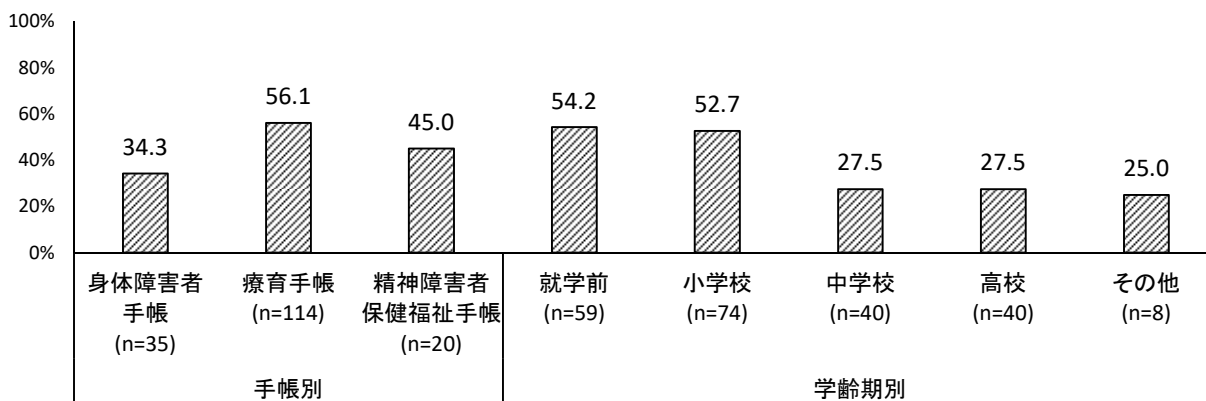
障害の有無に関わらずともに学べるインクルーシブ教育の推進が求められている中、ともに育ち学べる環境を整備しつつ、進学しても切れ目なく支援が提供されるよう、関係機関との連携を強化し、各学齢期や児童の成長に応じた適切な教育が受けられる体制を構築します。

#### (4) 療育について

##### ■障害者アンケートの結果

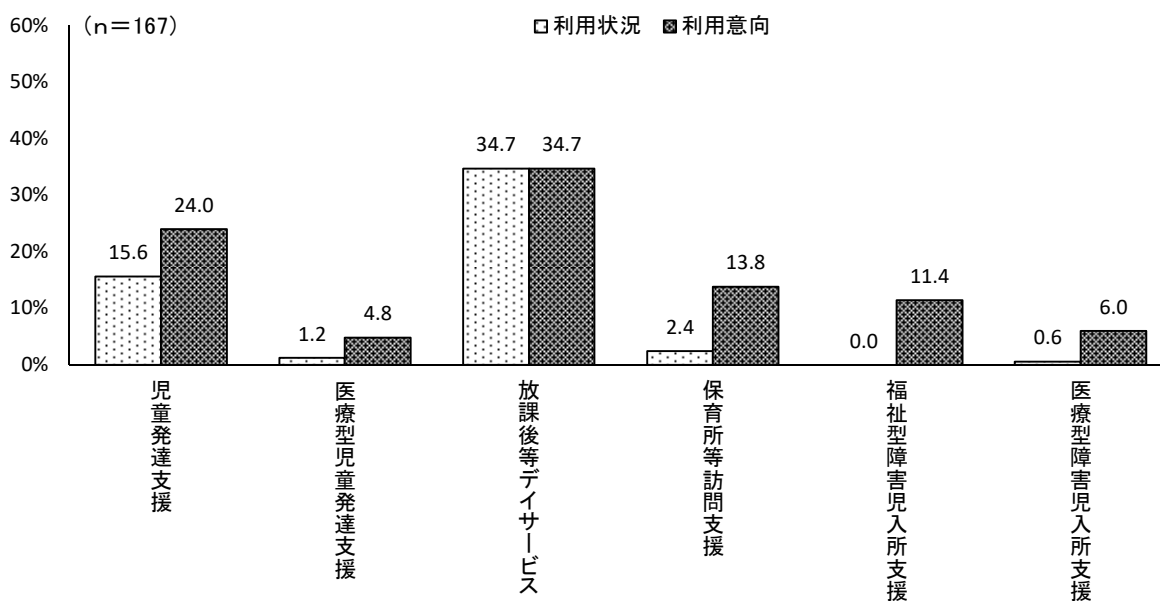
○「就園・就学、学校生活等で望むこと」で「療育指導が受けられるようにしてほしい」と答えた人は障害別に見ると療育手帳所持者に多く、また学齢期別で見ると就学前と小学校で多い。【図5-1】

【図5-1】「就園・就学、学校生活等で望むこと」で「療育指導が受けられるようにしてほしい」と答えた人



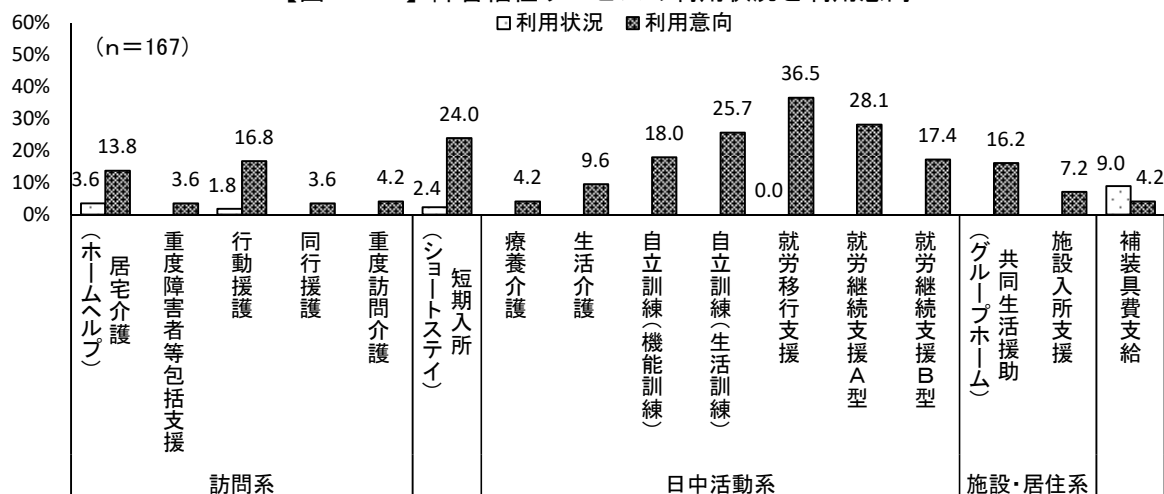
○障害福祉サービス等の利用状況・利用意向ともに「放課後等デイサービス」が30%台と多い。その他、利用意向で20%を超えているサービスは「児童発達支援」「短期入所(ショートステイ)」「自立訓練(生活訓練)」「就労移行支援」「就労継続支援A型」「障害者相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」である。【図5-2~図5-4】

【図5-2】児童系サービスの利用状況と利用意向



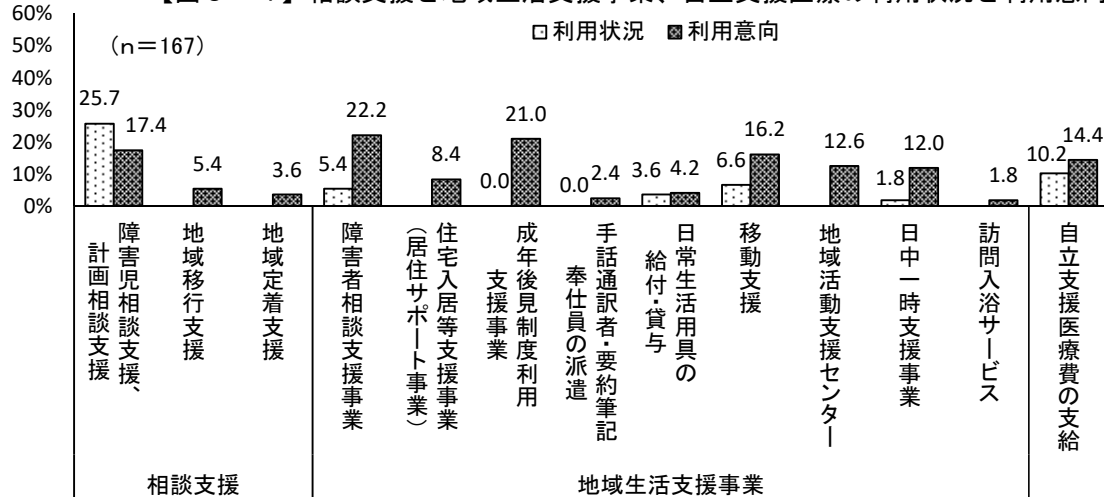


【図5-3】 障害福祉サービスの利用状況と利用意向



※利用状況において、年齢により利用できないサービスはパーセントを表記していません。

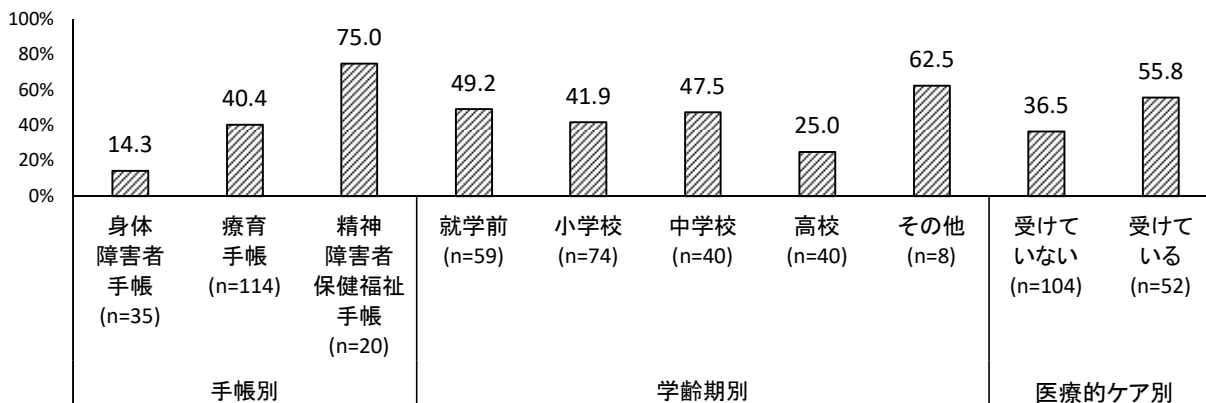
【図5-4】 相談支援と地域生活支援事業、自立支援医療の利用状況と利用意向



※利用状況において、年齢により利用できないサービスはパーセントを表記していません。

○「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」で「障害の早期発見と継続的な支援」と答えた人は精神障害者保健福祉手帳所持者が最も多い。【図5-5】

【図5-5】 「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」で「障害の早期発見と継続的な支援」と答えた人 (手帳別、学齢期別、医療的ケア別)



### ■団体アンケートの結果

- 障害児支援に関わる機関で情報を共有できるシステムづくりが必要。
- 保護者に対するメンタルヘルスも重要。相談支援やカウンセリングなどの保護者へのサポートが必要とされている。
- 障害を超えて、当事者や保護者が交流できるような場があればいい。
- 放課後等デイサービスの質の向上と柔軟に利用できるような仕組みが必要。
- 学童保育の受け入れ、病児保育、放課後の預かりなどの子育て支援サービスが不足している。

### ■事業者アンケートの結果

- 障害児支援にあたっての市の課題として、「サービス事業所と学校などの連携が取りにくい」が42.9%で最も多く、次いで「家族等が相談できる場所が少ない」「本人や家族の障害受容の難しさ」「障害児の福祉サービスの不足」がともに28.6%で続いている。課題解決にあたっての具体的な意見としては、相談支援事業所の増加をはじめ、受け皿となる事業者の確保、成長に応じた支援、事業者間及び学校・園での情報共有などが出ている。
- 「切れ目のない支援」について、進んでいると思わない事業者は28.1%となっている。切れ目のない支援を実現するために必要なものとして、事業者間における研修や情報の共有、学校等との連携体制の構築、個人の将来を見越した支援計画の共有などが出ている。



### 分析

学齢期が低いほど療育に対するニーズが高く、児童の成長に応じて必要なサービスにつないでいく必要があります。障害児サービスとしては、放課後等デイサービスが利用状況・利用意向ともに高く、またサービスの質の向上も求められています。学童保育や病児保育などの子育て支援サービスに対しても要望が出ています。

子どもの成長に応じて、適切かつ質の高い療育が受けられるよう、保健・福祉・医療・教育に係る機関の連携と、適切なサービスを提供できる人材の育成・確保を進め、支援につないでいきます。また、障害の早期発見・早期療育への意向も高いことから、乳幼児健診等の各種保健サービスとのさらなる連携に努めます。

今後においては、発達障害等、施策の谷間にあると言われている児童についての相談支援や早期発見・早期療育の体制を構築し、障害のある児童を育てる家族が抱える悩みや不安に対応していきます。また、家族同士が相互につながり支え合うことのできる場づくりを支援します。

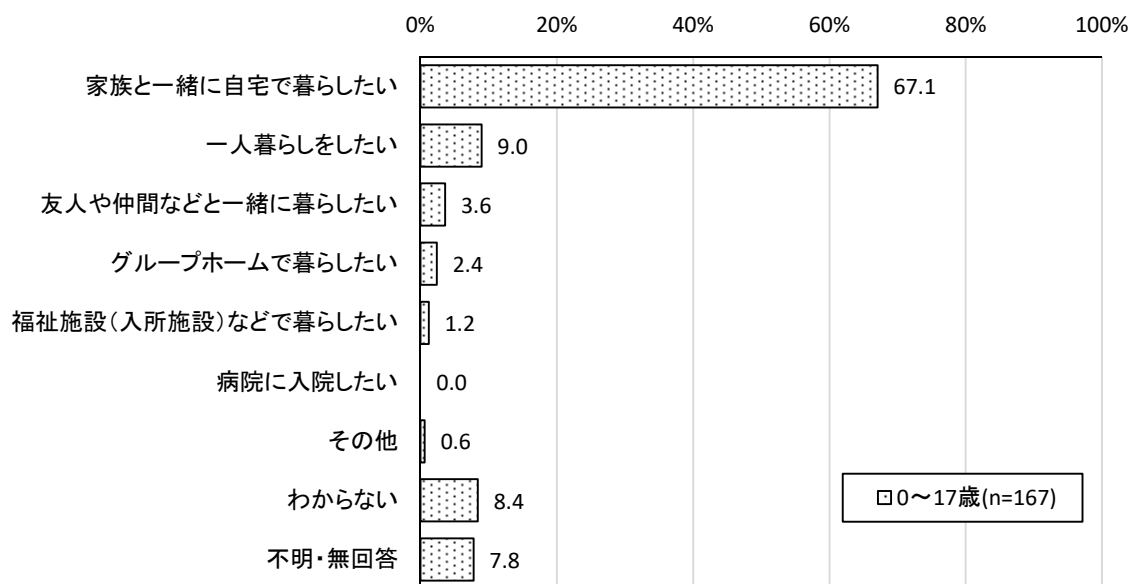
## (5) 障害福祉サービスについて

### ①成人（18～64歳）

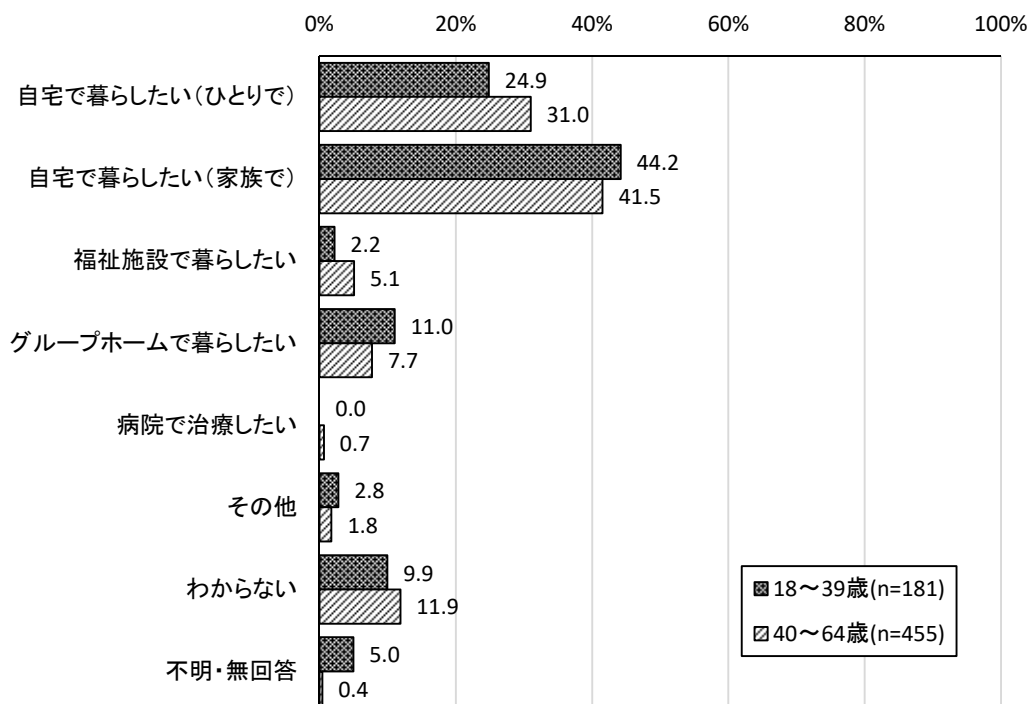
#### ■障害者アンケートの結果

○「望む将来の暮らし方」で「家族と一緒に自宅で暮らしたい」「一人暮らしをしたい」と答えた人は、すべての年齢において約70%程度である。【図6-1～図6-3】

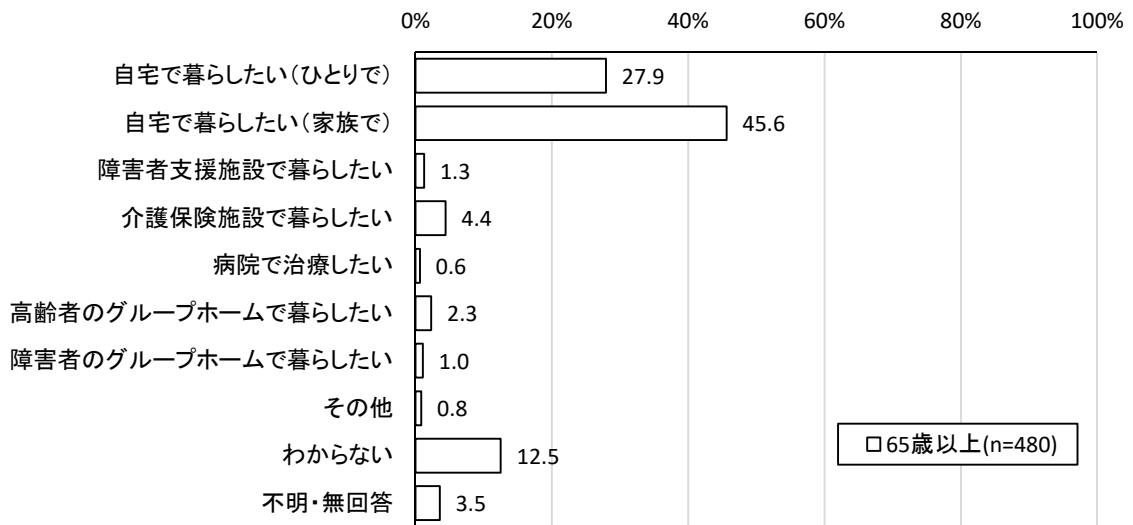
【図6-1】望む将来の暮らし方（0～17歳）



【図6-2】望む将来の暮らし方（18～39歳・40～64歳）



【図6-3】望む将来の暮らし方（65歳以上）

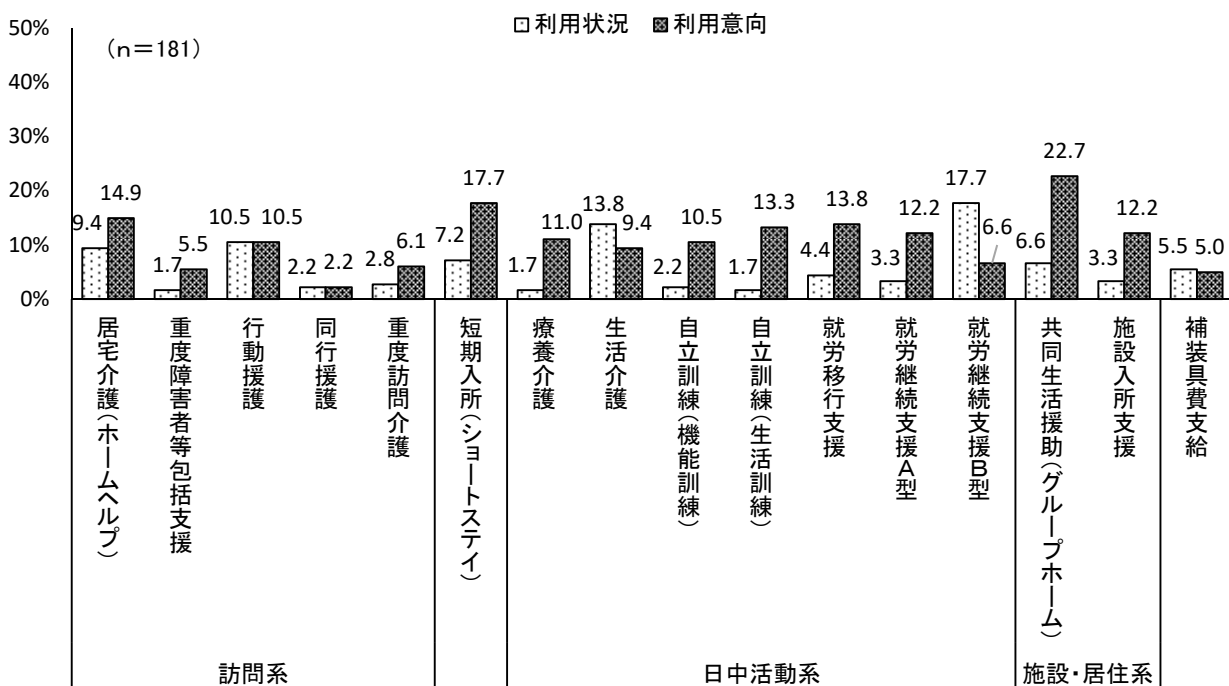


○「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」で「障害者が地域において安心して生活できるための在宅福祉サービスの充実」と答えた人は、障害者手帳の種類、年齢に関わらず30%を超えている。【図1-2～図1-4（P16～P18）】

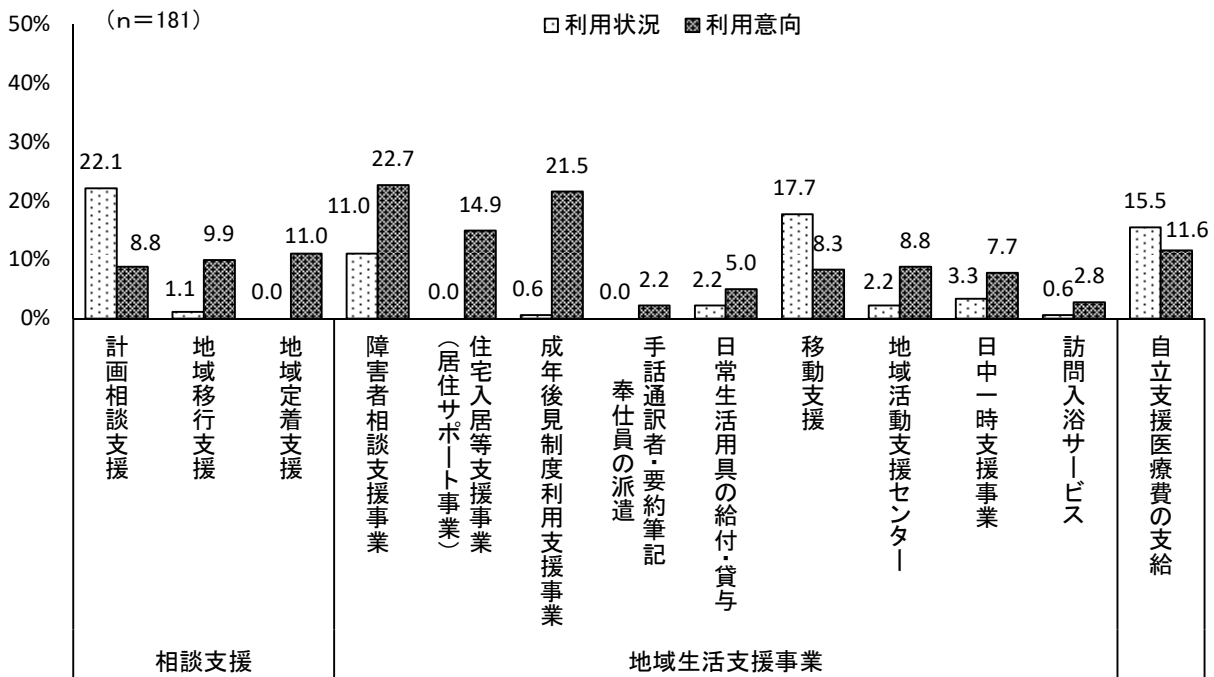
○「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」で「通所施設の充実と整備」と答えた人は、18～39歳で多い。【図1-2～図1-4（P16～P18）】

○障害福祉サービス等で特に利用意向が高いサービス（20%以上）について、18～39歳は「共同生活援助（グループホーム）」「障害者相談支援事業」「成年後見制度利用支援事業」、40～64歳は「居宅介護（ホームヘルプ）」「障害者相談支援事業」となっている。【図6-4～図6-7】

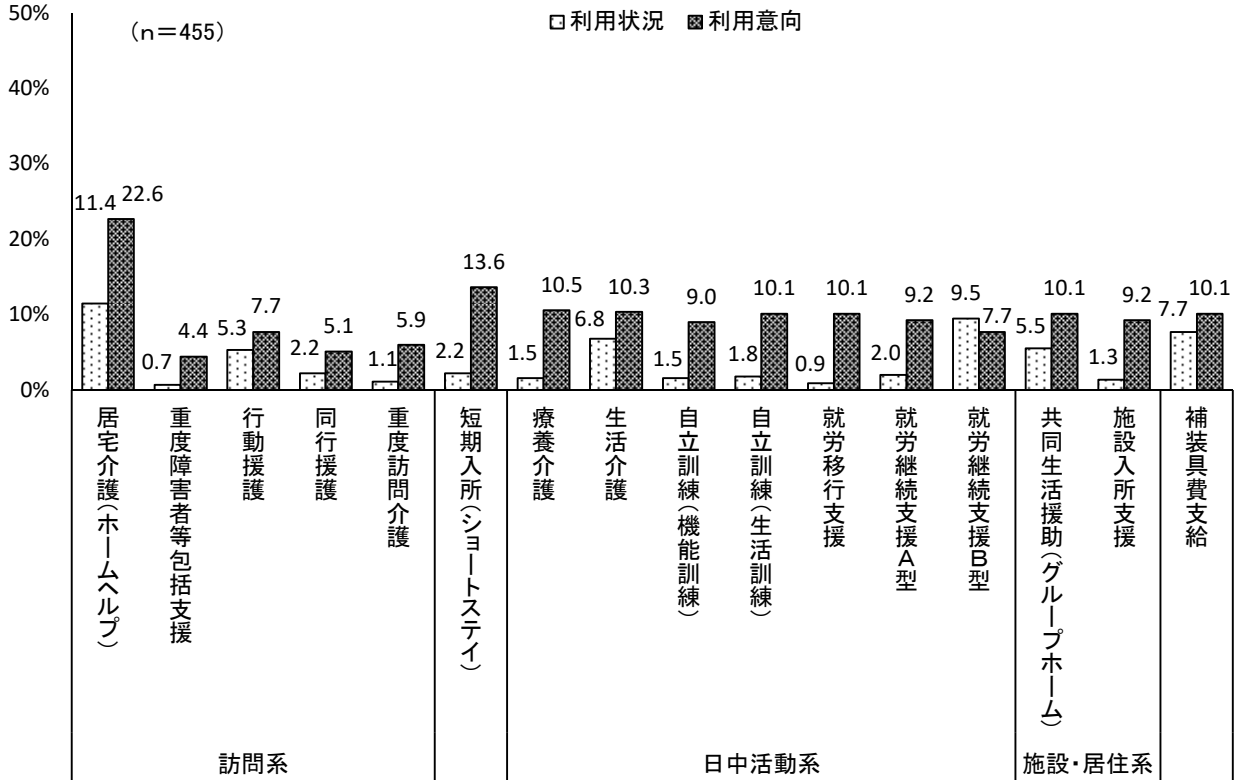
【図6-4】障害福祉サービスの利用状況と利用意向（18～39歳）



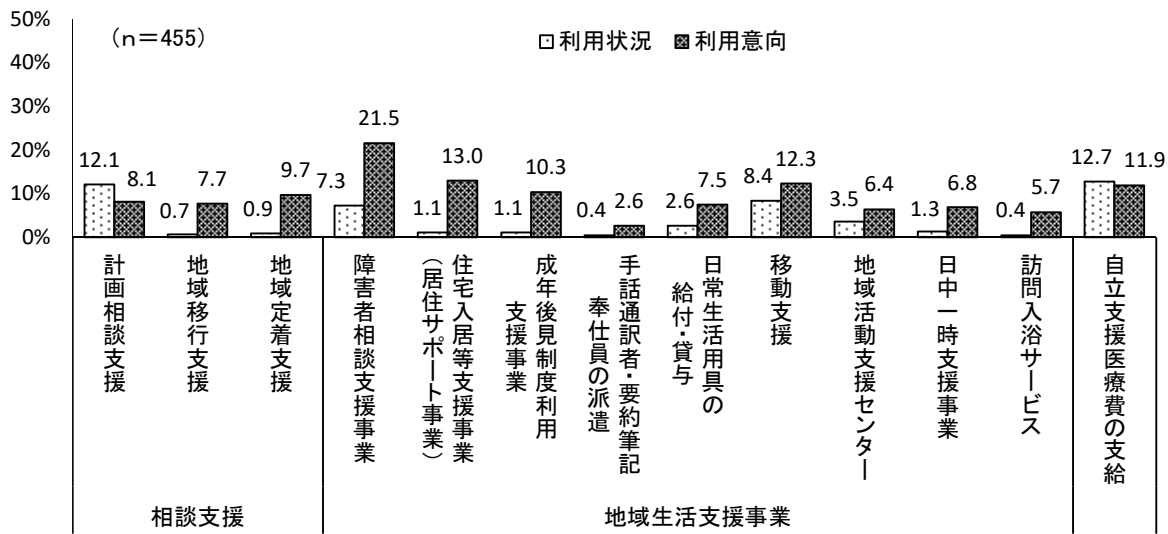
【図6-5】相談支援と地域生活支援事業、自立支援医療の利用状況と利用意向（18～39歳）



【図6-6】障害福祉サービスの利用状況と利用意向（40～64歳）



【図6-7】相談支援と地域生活支援事業、自立支援医療の利用状況と利用意向（40～64歳）



### ■団体アンケートの結果

○「地域移行」の話が出ているが、在宅生活を送るためにはヘルパー、ショートステイ、グループホームが足りない。また、日中における「居場所」「働く場所」も不足している。サービスの確保等にあたっては、空き地等の有効活用、また余暇も含めた日中活動の場の確保と、当事者同士の仲間づくり、ピア活動にもつながるような体制になれば、なおいい。

○視覚障害者が外出するためには外出支援が必要であり、十分な支援時間を確保してほしい。

### ■事業者アンケートの結果

○サービスの受け入れ状況についての質問では、全サービスにおいて「受け入れができなかったことがある」という回答があり、特に「生活介護」「就労継続支援A型」「就労移行支援」「自立訓練（生活訓練）」「共同生活援助」「放課後等デイサービス」「地域活動支援センター」で半数を超えている。また、「ある」と答えた事業者にサービスの充足に必要なことを尋ねたところ、「人材確保、質の向上」「利用者の障害特性への対応」への回答が多くなっている。

○通所サービス（日中活動）の充実に必要なこととして、「人材確保や職員の質の向上」「作業や活動プログラムの充実」が半数を超えて多くなっている。



### 分析

家族と一緒に自宅で暮らしたい、一人暮らしをしたいという意向がとて高く、在宅生活を支えるサービスの確保、各種の障害に対応できる人材の育成及びサービスの質の向上が求められています。また、就労・日中活動の場の確保、障害のある人同士の仲間づくりや支え合い活動の推進を求める意見もあります。

福祉サービスの適切かつ適正な提供のため、守口市障害支援区分等認定審査会の意見を活用するなど運用方法の見直しを行います。また、施策の谷間にあると言われる人へも支援が行き届くよう一人ひとりの実情に応じた福祉サービスの提供ができる体制づくりに努めます。

加えて、障害のある人が地域で生活していくための様々なニーズに対応する「地域生活支援拠点等」の整備や守口市障害者自立支援協議会のあり方を検討していきます。

## ②高齢者（65歳以上）

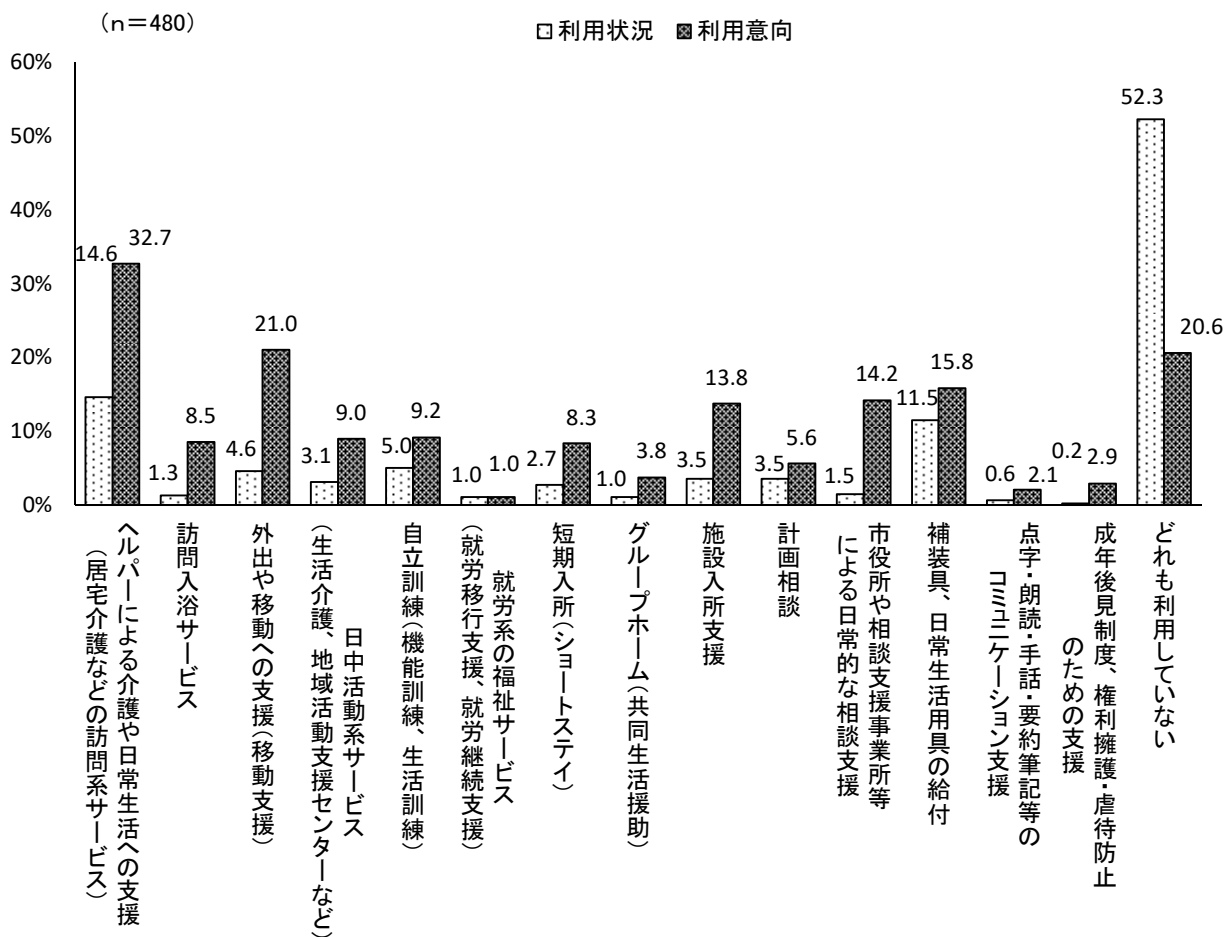
### ■障害者アンケートの結果

○「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」で「障害者が地域において安心して生活できるための在宅福祉サービスの充実」と答えた人は、療育手帳所持者が40.9%と多く、身体障害者手帳所持者が32.9%、精神障害者保健福祉手帳所持者が33.8%となっている。【図1-2～図1-4（P16～P18）】

○「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」で「通所施設の充実と整備」と答えた人は、療育手帳所持者が31.8%と多い（身体障害者手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者は10%台）。【図1-2～図1-4（P16～P18）】

○障害福祉サービス等で特に利用意向が高いサービスは、「ヘルパーによる介護や日常生活への支援（居宅介護などの訪問系サービス）」が最も多く、次いで「外出や移動への支援（移動支援）」と続いている。【図6-8】

【図6-8】障害福祉サービス等の利用状況と利用意向



### ■団体アンケートの結果

- 高齢になっても、必要なサービスは同じ。
- 親と子が一緒に入れる施設があればよい。
- 社会参加や通院などにおける移動支援の充実が必要。

### ■事業者アンケートの結果

- 利用者の高齢化について、課題が「ある」と答えた事業者は71.9%。具体的な課題として「親亡きあとの生活支援や暮らしの場について」が73.9%で最も多く、次いで「親の高齢化による問題」「65歳を境に利用できなくなるサービスがある」が69.6%で続いている。課題解決に向けた具体的な意見として、高齢になっても切れ目のない支援や親と一緒に生活できる場所、医療的ケアに対応できる事業者の増加、グループホームの増設等が出ている。



### 分析

在宅生活を送るために、訪問系の居宅サービスや移動支援に対する意向が高くなっています。障害福祉サービスは制度の関係で65歳以上になると、同一の内容であれば介護保険法によるサービスが優先されることとなりますが、団体アンケート・事業者アンケートにおいて、65歳を過ぎても必要なサービスは同じであり、サービス利用の継続を求める声が多くなっています。

また、親亡き後の暮らしの場に対する意見が多いことから、高齢の障害のある人が障害特性や身体状況に応じて必要なサービスを受けられるよう、介護保険制度との連携を強化していきます。

さらに、高齢障害者の世帯が、安心して地域生活を送ることができるよう、安否確認や緊急時の対応等について、高齢介護分野と連携し支援していきます。

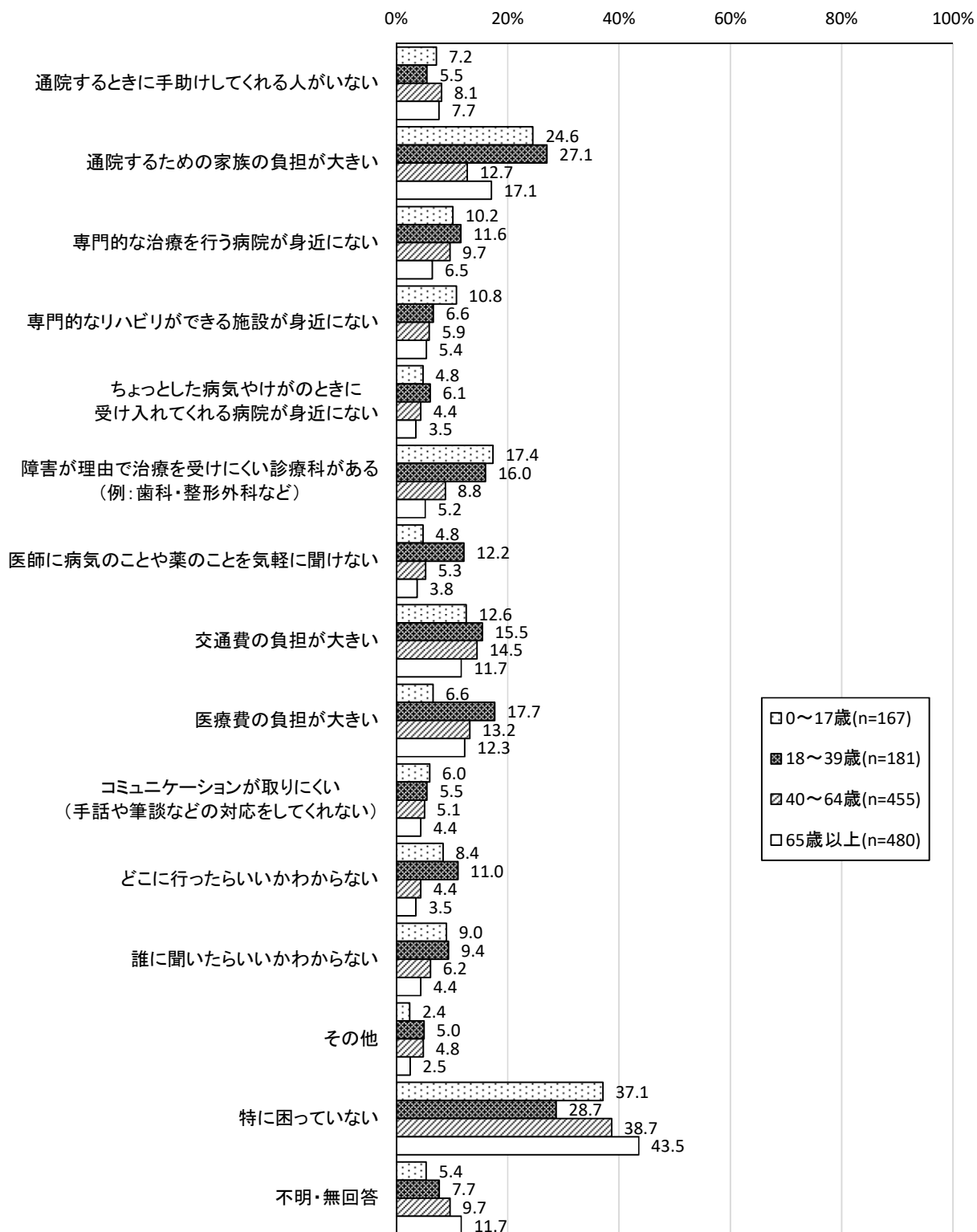


## (6) 保健・医療について

### ■障害者アンケートの結果

○「医療を受けるにあたって困ること」で、40～64歳は「交通費の負担が大きい」、それ以外の年代は「通院するための家族の負担が大きい」が多い。【図7-1】

【図7-1】医療を受けるにあたって困ること



- 「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」で「救急医療や障害に対応した医療の充実」と答えた人は、手帳・年代に関わらず 20～30%台である。【図 1-2～図 1-4 (P16～P18)】
- 「健診の受診状況」で「健診を受けていない」と答えた人は、精神障害者保健福祉手帳所有者に多い。「健診を受けない理由」は「病院で定期的に診察を受けているから(治療中)」が最も多い。【図 7-2～図 7-3】
- 「健診を受けるために必要な条件」は、手帳・年代に関わらず「健診の実施場所が家から近いこと」「健診の待ち時間が少ないこと」が多い。その他、18～39 歳は「土曜日、日曜日、祝日に健診が受けられること」「健診を受ける時間帯を選択できること」「健診の日程や内容についてわかりやすい情報提供があること」が他の年代よりも多い。【図 7-4】

【図 7-2】健診の受診状況

	身体			療育			精神		
	18～39 歳 (n=44)	40～64 歳 (n=272)	65 歳以上 (n=422)	18～39 歳 (n=118)	40～64 歳 (n=112)	65 歳以上 (n=22)	18～39 歳 (n=57)	40～64 歳 (n=135)	65 歳以上 (n=68)
市の健診を受けた(市の人間ドックを含む)	9.1	14.0	20.4	14.4	36.6	18.2	8.8	23.0	16.2
職場の健診を受けた(職場の人間ドックや家族健診を含む)	31.8	23.2	5.5	33.9	19.6	0.0	22.8	5.9	2.9
自発的に病院・医院で健診を受けた	11.4	21.7	36.5	10.2	13.4	36.4	15.8	21.5	26.5
歯科検診を受けた	27.3	14.3	16.4	27.1	19.6	9.1	21.1	17.8	16.2
その他	6.8	6.6	7.3	12.7	7.1	18.2	12.3	5.2	10.3
健診を受けていない	31.8	33.5	31.5	22.9	23.2	27.3	40.4	39.3	38.2
不明・無回答	4.5	3.7	2.6	3.4	5.4	0.0	0.0	2.2	5.9

【図7-3】健診を受けない理由

	身体			療育			精神		
	18～ 39歳 (n=44)	40～ 64歳 (n=272)	65歳 以上 (n=422)	18～ 39歳 (n=118)	40～ 64歳 (n=112)	65歳 以上 (n=22)	18～ 39歳 (n=57)	40～ 64歳 (n=135)	65歳 以上 (n=68)
病院で定期的に診察を受けているから(治療中)	71.4	56.0	75.9	22.2	50.0	83.3	39.1	47.2	69.2
健診にかかる時間が長いから	14.3	4.4	4.5	7.4	3.8	0.0	21.7	15.1	3.8
仕事や家事が忙しく、時間の都合がつかないから	7.1	7.7	2.3	3.7	0.0	0.0	4.3	1.9	0.0
受けるのが面倒だから	0.0	15.4	5.3	14.8	11.5	16.7	13.0	22.6	26.9
健康に自信があるから	0.0	2.2	1.5	18.5	7.7	0.0	0.0	0.0	3.8
病気を指摘されるのがいやだから	28.6	4.4	6.8	7.4	3.8	0.0	17.4	20.8	11.5
費用負担してまで健診を受ける気にならないから	7.1	7.7	3.0	7.4	11.5	0.0	8.7	9.4	0.0
健診の実施日時や場所を知らない、どのように受けたらいいのか分からないから	14.3	3.3	2.3	14.8	7.7	16.7	13.0	9.4	3.8
その他	7.1	15.4	10.5	22.2	26.9	0.0	17.4	15.1	3.8
不明・無回答	0.0	3.3	0.8	7.4	0.0	0.0	0.0	5.7	0.0

【図7-4】健診を受けるために必要な条件

	身体			療育			精神		
	18～ 39歳 (n=44)	40～ 64歳 (n=272)	65歳 以上 (n=422)	18～ 39歳 (n=118)	40～ 64歳 (n=112)	65歳 以上 (n=22)	18～ 39歳 (n=57)	40～ 64歳 (n=135)	65歳 以上 (n=68)
健診の実施場所が家から近いこと	50.0	50.0	44.3	48.3	38.4	40.9	47.4	58.5	38.2
健診の待ち時間が少ないこと	38.6	36.8	30.6	39.0	24.1	22.7	49.1	39.3	20.6
土曜日、日曜日、祝日に健診が受けられること	38.6	25.0	13.7	29.7	24.1	4.5	36.8	23.7	13.2
健診を受ける時間帯を選択できること	43.2	28.7	19.2	27.1	16.1	9.1	36.8	30.4	14.7
健診の日程や内容についてわかりやすい情報提供があること	27.3	19.5	15.4	30.5	17.0	9.1	22.8	19.3	14.7
届いた書類の確認や申込みについて支援してもらえること	13.6	9.2	7.8	23.7	19.6	13.6	14.0	11.1	17.6
医師・保健師・管理栄養士等から保健指導(健診の結果や生活習慣についての説明)が受けられること	20.5	16.5	18.2	21.2	14.3	9.1	17.5	22.2	17.6
その他	11.4	5.1	4.7	11.0	7.1	9.1	5.3	10.4	8.8
不明・無回答	20.5	18.4	24.6	19.5	28.6	18.2	12.3	15.6	25.0

### ■団体アンケートの結果

- 肢体不自由者は、健康診断で受けにくい検査項目がある。
- 軽度・中度の知的障害は3割の医療費負担があり、生活の負担となっている。
- 障害当事者と二人暮らしの場合、親や本人が急病の際、病院に連れていくことが困難なときがある。24時間体制の連絡先や、そこから対応してもらえるような仕組みがあれば安心。
- 障害者は少々の体調不良も一人で動けない場合は我慢してしまう。個々の障害以外の部分に対する健診について、サポート体制をとれるようにしてほしい。
- 障害者の市民健診の設定が1日しかないため、日を選べない。午前にしてほしい。
- 入院の際、親の付き添いが必要な場合、ヘルパーでも対応できるようにしてほしい。
- 地域の医師、医療機関による定期的な見守りを兼ねた往診があればいい。主治医以外にも地域の医師とつながりを持てると安心。

### ■事業者アンケートの結果

- 「市における医療の課題」を尋ねたところ、「通院介助の支給に伴う部分で通院が制限されないようなしくみ作り」と「夜間や休日の対応が難しい」が40.6%で最も多い。



### 分析

医療を受けるにあたって、交通費及び家族の負担が大きいと答える人が多く、団体アンケートでは医療費の負担や急病時の対応が求められています。

健診受診については、特に精神障害のある人で受けていない人が多い中、受けない理由としては定期的に診察を受けているという理由が最も多くなっています。健診を受けるための必要条件としては、近所であることや待ち時間、健診の受診日等に対する意見が多くなっています。

医療の受診にあたっての費用や家族の負担軽減を図るとともに、健診受診率の向上に向け、受診しやすい体制が求められています。

また、心身ともに健康で暮らすためにメンタルヘルスについての知識と情報の提供及び自殺予防対策のさらなる推進に努めます。

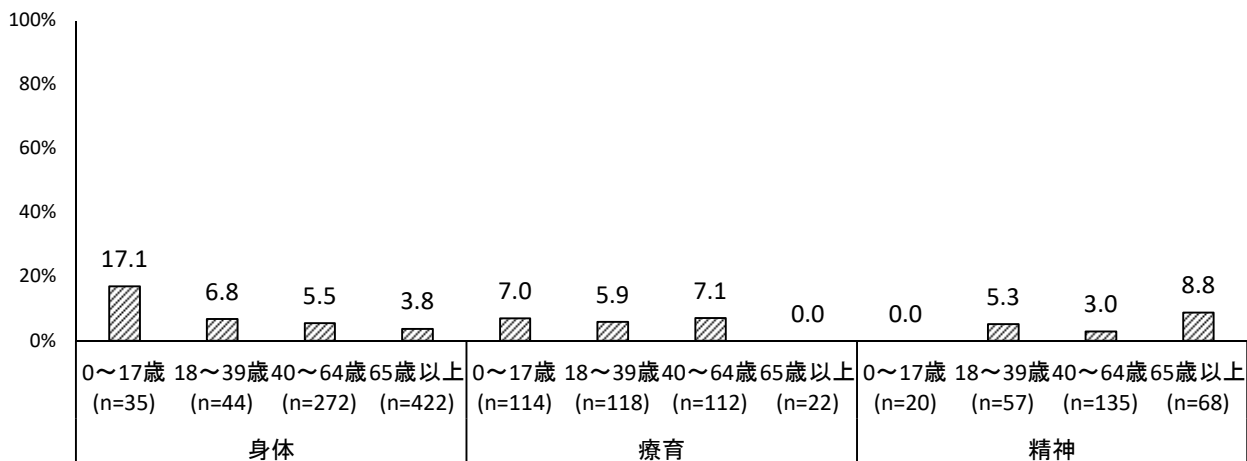
## (7) コミュニケーション支援、情報バリアフリーについて

### ■障害者アンケートの結果

○「医療を受けるにあたり困ること」で「コミュニケーションが取りにくい（手話や筆談などの対応をしてくれない）」と答えた人は、0～17歳の身体障害者手帳所持者が17.1%で最も多い。

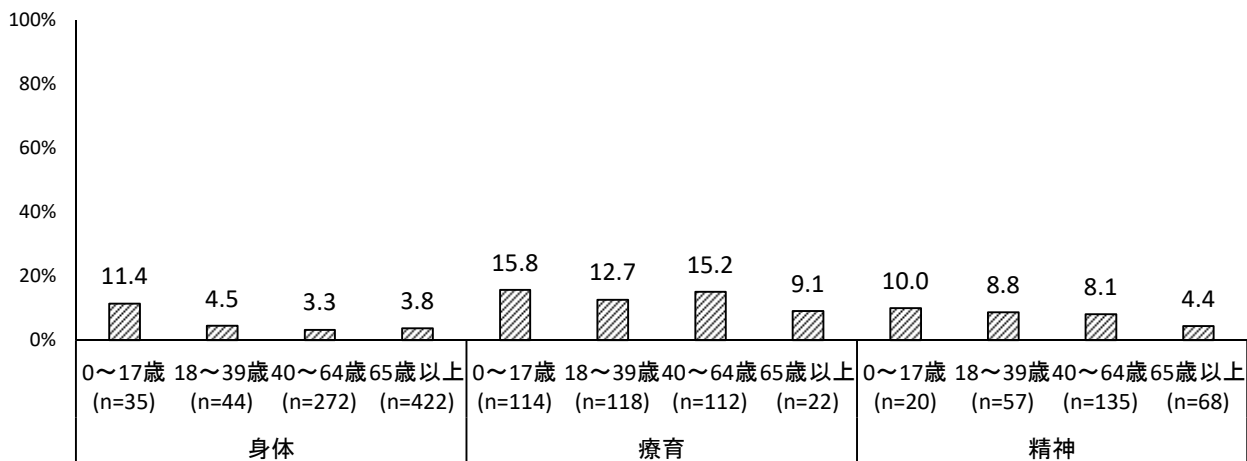
【図8-1】

【図8-1】医療を受けるにあたり困ことで「コミュニケーションが取りにくい（手話や筆談などの対応をしてくれない）」と答えた人



○「外出の際に困ること」で「商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい」と答えた人は、0～17歳の療育手帳所持者が15.8%と最も多く、手帳の種類に関わらず0～17歳が多い。また、療育手帳所持者は、どの年代も他の手帳所持者に比べて多い。【図8-2】

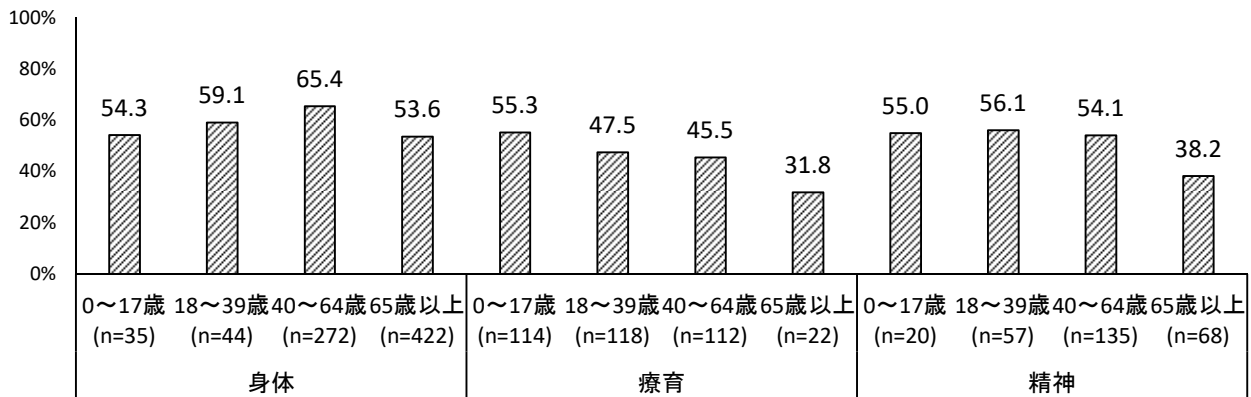
【図8-2】外出の際に困ること「商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい」と答えた人



○「福祉に関する情報を十分に入手できているか」で「入手できていない」と答えた人は、手帳の種類に関わらず 30%を超えている。また、身体障害者手帳所持者は他の手帳所持者と比べて、どの年代も回答が多く、半数を超えている。【図8-3】

【図8-3】「福祉に関する情報を十分に入手できているか」で

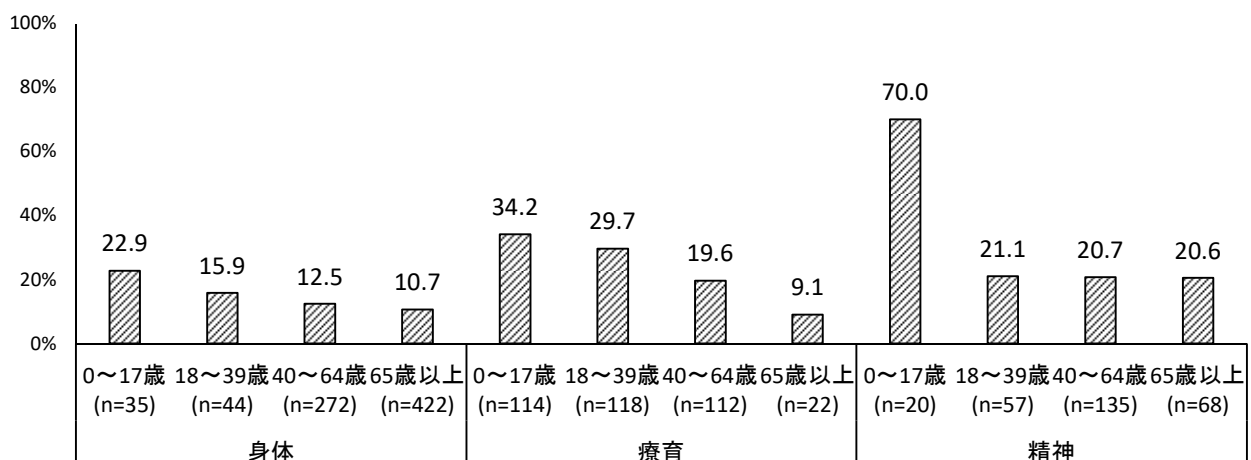
「入手できていない（「どちらかといえば入手できていない）」と答えた人



○「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」で「コミュニケーション支援の充実」と答えた人は、手帳の種類に関わらず、若年層に多い。【図8-4】

【図8-4】障害のある人が地域で生活していくために必要なことで

「コミュニケーション支援の充実」と答えた人



### ■団体アンケートの結果

- 障害のある人向けのパンフレットや書類について、ルビ打ち以外の工夫もしてほしい。
- 市のイベントや演説に手話通訳がない。
- 視覚障害者への具体的な支援が実施されていない。市の発行物も視覚障害者が読めるような配慮がなされていない。
- 障害のある人に情報を届けるために、誰もがわかりやすい書き方や、言葉の使い方、精神障害・発達障害の方への合理的配慮が必要。
- 少なくとも市が推進するイベントや行事には全て手話通訳をつけて欲しい。
- 広報誌や社会福祉協議会の情報を知的障害者に届ける方法を考えるべき。障害がある人の社会参加を広げるためにも必要。
- まずは、視覚障害者に対してのコミュニケーション支援についてしっかりとした内容と制度を作るべきである。
- 情報通信支援用具について、給付のあり方を早急に見直してほしい。



### 分析

様々な場所や場面においてコミュニケーションを図ることに問題を抱えている人がおり、その内容も障害の種類によって様々です。

また、情報を十分に入手できていない人は特に身体障害者において多くなっています。情報提供のあり方として、ルビ付きや誰もがわかりやすい表記の仕方などが求められているとともに、イベント等の開催にあたっては手話通訳の配置が求められています。

障害特性に応じたわかりやすく、伝わりやすい情報提供の方法や、イベント等における意思疎通支援のあり方などについて検討していきます。様々な場所や場面において合理的配慮がなされるよう、すべての人の意識が向上するよう啓発に努めます。

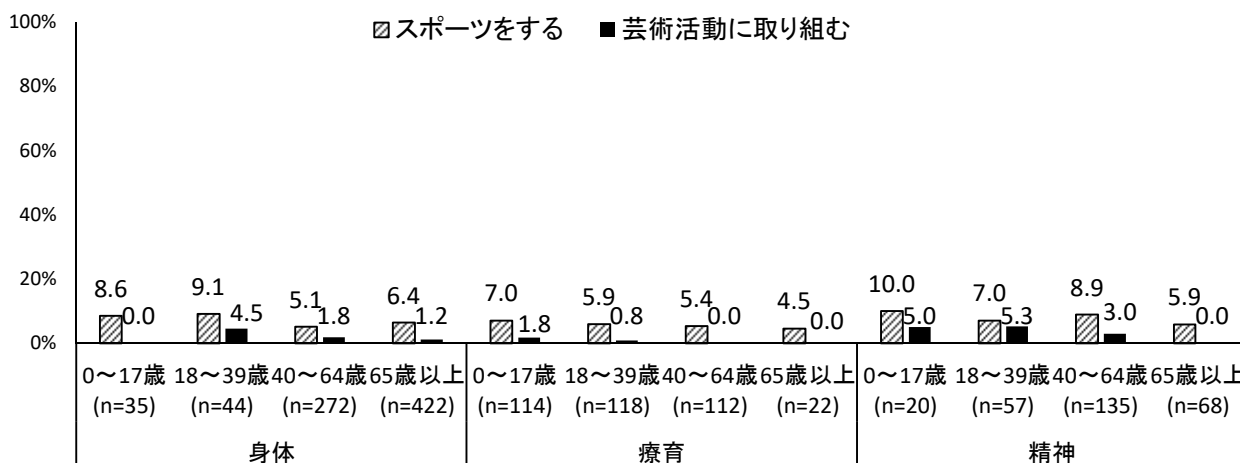


## (8) スポーツ・文化活動・余暇活動について

### ■障害者アンケートの結果

○障害者アンケートにおいて、「外出の目的」で「スポーツをする」「芸術活動に取り組む」と答えた人は、どの年代も10%以下である。【図9-1】

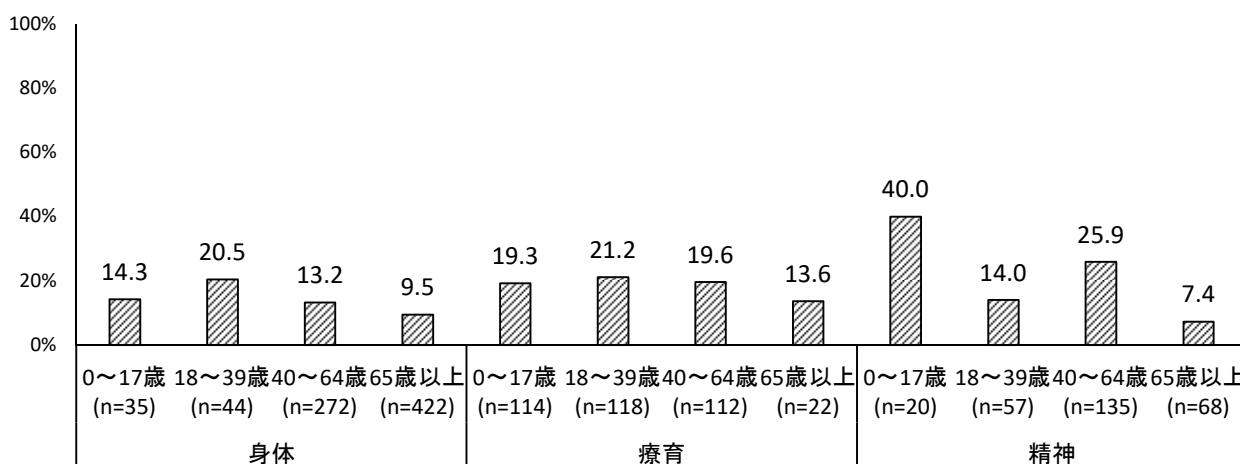
【図9-1】外出の目的で「スポーツをする」「芸術活動に取り組む」と答えた人



○「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」で「参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実」と答えた人は、0~17歳の精神障害者保健福祉手帳所持者が40.0%と最も多い。その他、20%を超えているのは18~39歳の身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者、40~64歳の精神障害者保健福祉手帳所持者である。【図9-2】

【図9-2】障害のある人が地域で生活していくために必要なことで

「参加しやすいスポーツ・サークル・文化活動の充実」と答えた人



### ■団体アンケートの結果

- 10月の体育祭（市民スポーツ大会）で、障害の個人差により、競技への参加に苦慮する場合がある。
- 障害のニーズに合ったイベントをしては。
- 障害のある人が取り組みやすい教室を開催しては。
- スポーツをしたくても予約で埋まっている。
- 場が少ない。障害者が利用できる施設が少ない。開放できる場所をつくる。
- 情報が入ってこない。イベントの情報を提供してほしい。
- 障害者スポーツ大会への参加が活発にできている。大阪府などが実施しているスポーツ大会についても告知すべき。
- スポーツや文化活動への送迎に障害福祉サービスを利用できるが、行事の中では支援を受けることができない。
- 手話通訳があるイベントはきちんと広報してほしい。
- スポーツ・文化活動を支えるボランティア・指導者が必要。
- 視覚障害者の場合は、スポーツをする際には指導員や補助員による見守り・指導・アドバイスなどのサポートが必要となるが、障害の特性を理解した指導員が極めて少ない。



### 分析

スポーツや文化活動に対する意向は低いものの、団体アンケートにおいては障害のある人が取り組みやすい教室等の参加できる場が少ない、情報が足りない、指導者が必要などの意見がありました。

スポーツや文化活動は余暇の充実や社会参加の促進にもつながるため、障害のある人が参加できる機会の充実や情報提供、その参加を支える人材の育成等、取り組みやすい環境の整備に努めます。

## (9) 相談支援体制について

### ■障害者アンケートの結果

- 障害福祉サービス等では、どの年代も「障害者相談支援事業」への利用意向が高い。【図5-4 (P29)、図6-5 (P33)、図6-7 (P34)】
- 「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」で「相談支援体制の充実」と答えた人は、療育手帳所持者・精神障害者保健福祉手帳所持者に多く、特に療育手帳所持者の18~39歳、精神障害者保健福祉手帳所持者の0~17歳に多い。【図1-2~図1-4 (P16~P18)】

### ■団体アンケートの結果

- 地域に必要な数の相談支援事業所と人員を確保し、相談員が地域と丁寧に関わるための時間を確保すべき。人材が育つためには十分な人員と時間が必要。
- 相談支援体制として、人材が不足している状況にあり、また多様な相談に応じるためにも相談員の質の向上が必要。相談にあたっては、きめ細かく、丁寧に、本人の気持ちを汲んで相談に応じてほしいという意見が出ている。
- 市役所以外の機関で、各分野においてどこに相談すればよいのかわからず、困っている。

### ■事業者アンケートの結果

- 相談支援事業所が支援を行う上で困ることがあると答えたのは90.9%。具体的な内容としては「関係機関との連携」「ニーズ充足するための資源の不足」「収入がすくない」が70.0%で最も多い。その他にも、「利用者との意思疎通や信頼関係構築」「利用者の無理な要求など」「家族等との関係」「緊急時の対応(だれがどこまですべきか)」「業務量の多さ」「人材不足」「専門的な相談への対応」などの回答が多い。



### 分析

相談支援を求める人は非常に多く、身近な相談窓口の充実が求められています。また、きめ細かく丁寧な対応、当事者の気持ちに寄り添った対応など、相談員の質の向上も要望されています。

相談は障害のある人や家族の悩みの解消のみならず、必要な支援につなぐ大事な要素であることから、さらなる相談支援体制の充実を図ります。また、多様化する悩みや不安を解消するためにも、相談支援事業所等の専門技術の向上や障害者相談員(ピアカウンセラー)の周知・活用に取り組み、多様な機関による連携、情報の共有体制の構築に努めます。

## (10) 公共施設等のバリアフリー化、住まいについて

### ■障害者アンケートの結果

○「外出の際に困ったり、不便に感じること」について、身体障害者手帳所持者は「道路、建物の段差や電車、バスなどの乗り降りがたいへんである」がどの年代も20%台で多い。療育手帳所持者は「切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい」「困ったときにどうすればいいのか心配」が64歳以下の年代で多い。精神障害者保健福祉手帳所持者は、どの年代も「困ったときにどうすればいいのか心配」が多く、18歳以上の年代は「金銭的に余裕がない」が多い。【図10-1～図10-3】

【図10-1】外出の際に困ったり、不便に感じること（身体障害者手帳所持者）

	0～ 17歳 (n=35)	18～ 39歳 (n=44)	40～ 64歳 (n=272)	65歳 以上 (n=422)
付き添ってくれる人がいない	11.4	6.8	7.7	7.6
障害者用トイレが少ない	20.0	18.2	13.2	11.4
道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである	20.0	29.5	25.4	27.7
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	20.0	13.6	8.1	5.9
気軽に利用できる移送手段が少ない (福祉タクシーやリフト付きバスなど)	20.0	20.5	7.4	9.0
障害者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障害者に配慮した設備が不十分である	11.4	18.2	13.6	10.9
通路上に自転車や看板などの障害物があって通りにくい	11.4	27.3	13.2	12.6
商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい	11.4	4.5	3.3	3.8
必要なときに、まわりの人の手助け・配慮がたりない	8.6	18.2	3.7	4.5
点字ブロックが少ない	0.0	2.3	1.5	0.2
金銭的に余裕がない	11.4	15.9	25.4	14.7
移動手段にお金がかかる	25.7	22.7	16.9	10.9
困ったときにどうすればいいのか心配	25.7	22.7	12.1	10.2
周囲の目が気になる	14.3	22.7	7.7	5.5
その他	14.3	6.8	4.4	4.3
特になし	17.1	15.9	28.7	33.6
ほとんど外出しないのでわからない	0.0	2.3	4.4	2.6
不明・無回答	20.0	13.6	7.4	10.2

【図 10-2】「外出の際に困ったり、不便に感じること」（療育手帳所持者）

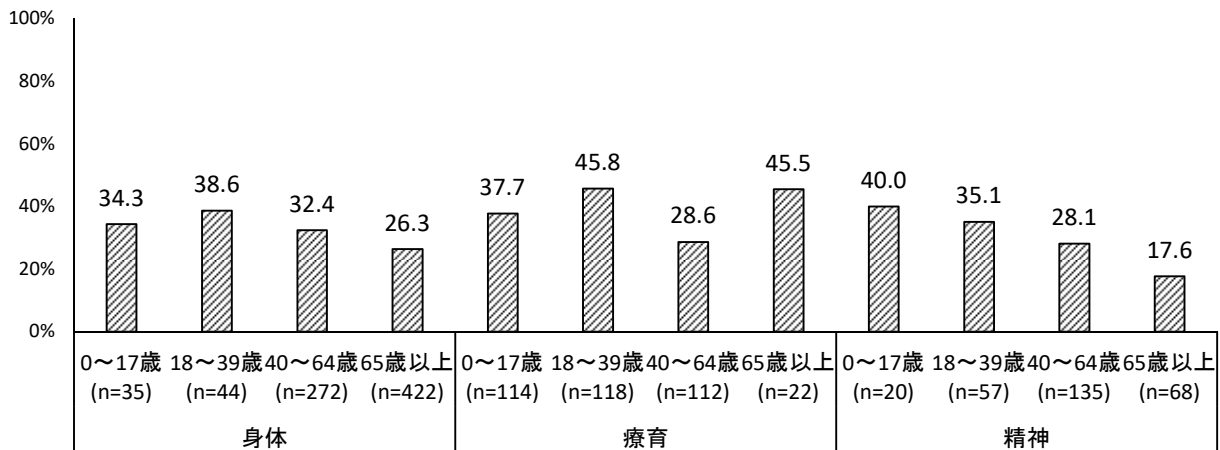
	0～ 17歳 (n=114)	18～ 39歳 (n=118)	40～ 64歳 (n=112)	65歳 以上 (n=22)
付き添ってくれる人がいない	10.5	8.5	6.3	13.6
障害者用トイレが少ない	8.8	10.2	8.9	13.6
道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである	12.3	8.5	19.6	13.6
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	26.3	18.6	24.1	9.1
気軽に利用できる移送手段が少ない (福祉タクシーやリフト付きバスなど)	9.6	8.5	6.3	9.1
障害者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障害者に配慮した設備が不十分である	7.0	6.8	5.4	9.1
通路上に自転車や看板などの障害物があって通りにくい	5.3	11.0	9.8	18.2
商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい	15.8	12.7	15.2	9.1
必要なときに、まわりの人の手助け・配慮がたりない	7.9	12.7	13.4	4.5
点字ブロックが少ない	0.0	0.8	1.8	0.0
金銭的に余裕がない	9.6	18.6	17.9	22.7
移動手段にお金がかかる	15.8	14.4	15.2	18.2
困ったときにどうすればいいのか心配	37.7	31.4	25.0	13.6
周囲の目が気になる	24.6	16.9	12.5	9.1
その他	6.1	7.6	2.7	13.6
特にない	24.6	22.9	21.4	27.3
ほとんど外出しないのでわからない	0.0	3.4	4.5	4.5
不明・無回答	8.8	14.4	17.9	4.5

【図 10-3】「外出の際に困ったり、不便に感じること」（精神障害者保健福祉手帳所持者）

	0～ 17 歳 (n=20)	18～ 39 歳 (n=57)	40～ 64 歳 (n=135)	65 歳 以上 (n=68)
付き添ってくれる人がいない	5.0	7.0	12.6	22.1
障害者用トイレが少ない	10.0	3.5	5.2	4.4
道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである	10.0	8.8	15.6	22.1
切符の買い方や乗換えの方法がわかりにくい	35.0	7.0	9.6	7.4
気軽に利用できる移送手段が少ない (福祉タクシーやリフト付きバスなど)	5.0	3.5	9.6	10.3
障害者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障害者に配慮した設備が不十分である	5.0	5.3	3.7	2.9
通路上に自転車や看板などの障害物があって通りにくい	0.0	10.5	7.4	7.4
商店や銀行などでコミュニケーションがとりにくい	10.0	8.8	8.1	4.4
必要なときに、まわりの人の手助け・配慮がたりない	20.0	19.3	3.7	10.3
点字ブロックが少ない	0.0	0.0	0.0	0.0
金銭的に余裕がない	15.0	40.4	35.6	23.5
移動手段にお金がかかる	5.0	29.8	25.9	17.6
困ったときにどうすればいいのか心配	55.0	31.6	22.2	30.9
周囲の目が気になる	0.0	35.1	20.7	16.2
その他	10.0	5.3	5.9	2.9
特にない	5.0	17.5	20.0	23.5
ほとんど外出しないのでわからない	0.0	0.0	3.7	2.9
不明・無回答	15.0	5.3	11.9	13.2

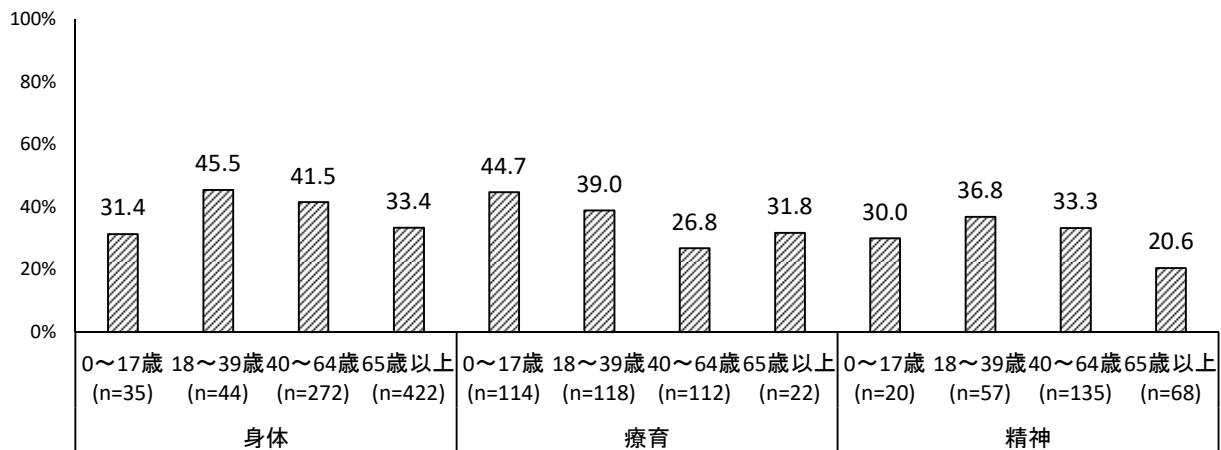
○「障害や障害のある人に対する理解を深めるために力を入れるべきこと」で「障害者も使いやすい施設を作る」と答えた人は、手帳の種類に関わらず0～17歳や18～39歳の若年層において多い。【図10-4】

【図10-4】「障害や障害のある人に対する理解を深めるために力を入れるべきこと」で「障害者も使いやすい施設を作る」と答えた人



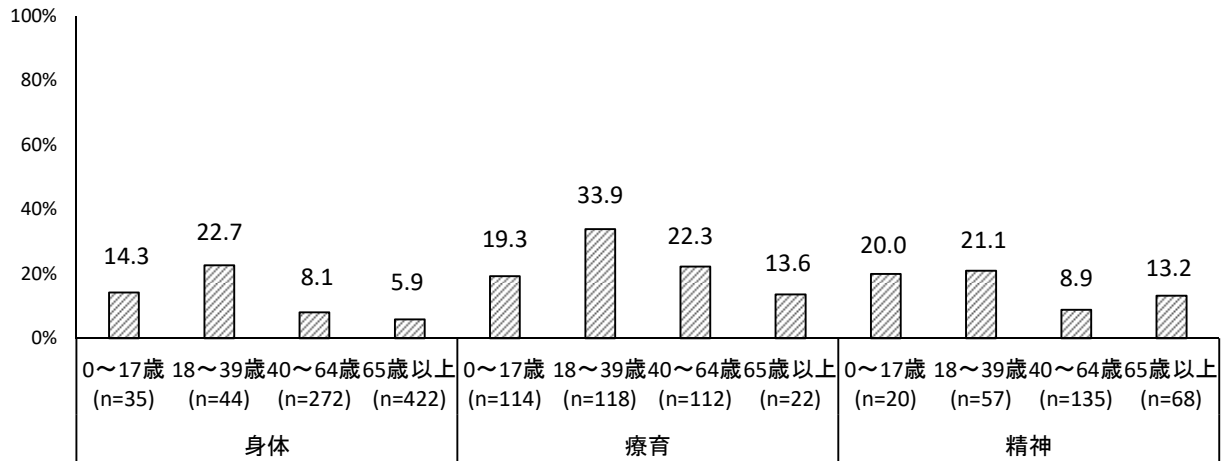
○「障害や障害のある人に対する理解を深めるために力を入れるべきこと」で「障害者がまちに出かけやすいように整備を進める」と答えた人は、全ての手帳の各年代において20%を超えている。【図10-5】

【図10-5】「障害や障害のある人に対する理解を深めるために力を入れるべきこと」で「障害者がまちに出かけやすいように整備を進める」と答えた人



○「障害や障害のある人に対する理解を深めるために力を入れるべきこと」で「グループホームを地域の中に作る」と答えた人は、療育手帳所持者が最も多い。また、手帳の種類に関わらず、18～39歳は「グループホームを地域の中に作る」が多い。【図 10-6】

【図 10-6】 障害や障害のある人に対する理解を深めるために力を入れるべきことで「グループホームを地域の中に作る」と答えた人



### ■団体アンケートの結果

- 機能的には少し進んでいると思うが、心のバリアフリー化は難しい。
- 地域のコミュニティセンターや学校のバリアフリー化が進んでおらず、地域行事に参加しにくい。
- 視覚障害者を対象としたバリアフリー化が遅れている。
- 手助けしてくれる職員を増やしてほしい。
- 駅から各公共施設までの経路に視覚障害者用の誘導・警告ブロックを早急に整備してほしい。



### 分析

障害のある人や高齢者、また妊娠している人やベビーカーを押す人などが歩きやすい、利用しやすいまち是谁にとっても暮らしやすいまちと言えます。アンケートにおいて、外出する際の不便は障害の種類によって様々であり、障害のある人の社会参加を促進するためにも、障害当事者の気持ちになってバリアフリー化等を整備していく必要があります。

このため、市の建造物をはじめとする公共スペースの全面的なバリアフリー化や障害のある人への配慮など市民意識の向上を図り、障害のある人もない人もともに暮らしやすいまちづくりを進めます。また、在宅にあたっては、住宅改造の助成や改造費の貸し付け制度等を引き続き推進していきます。



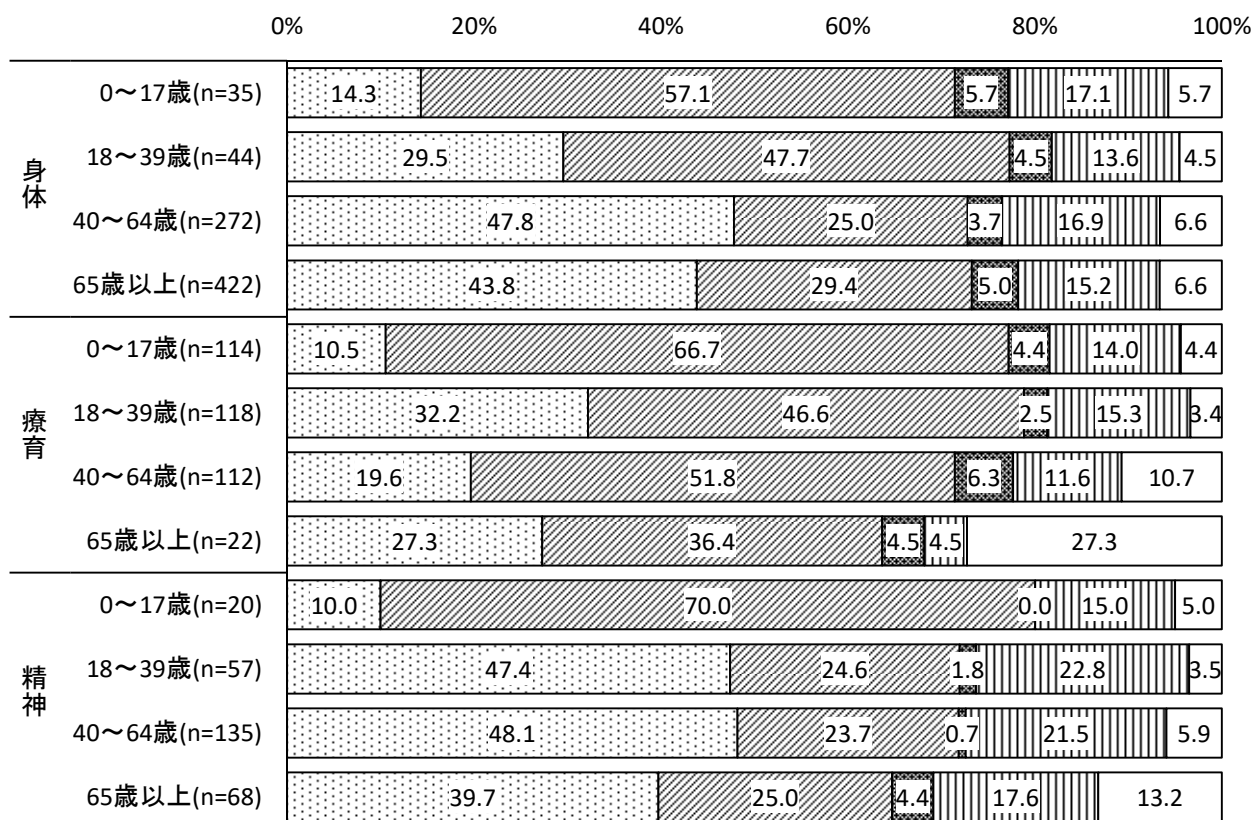
## (11) 安全・安心（緊急時・災害時、防犯、消費者トラブル）の支援について

### ■障害者アンケートの結果

○「災害時の避難」は、手帳・年代に関わらず「ひとりで行ける」と答えた人が半数以下である。また、「介助者がいれば行ける」「介助者がいてもいけない」「わからない」が多い。【図 11-1】

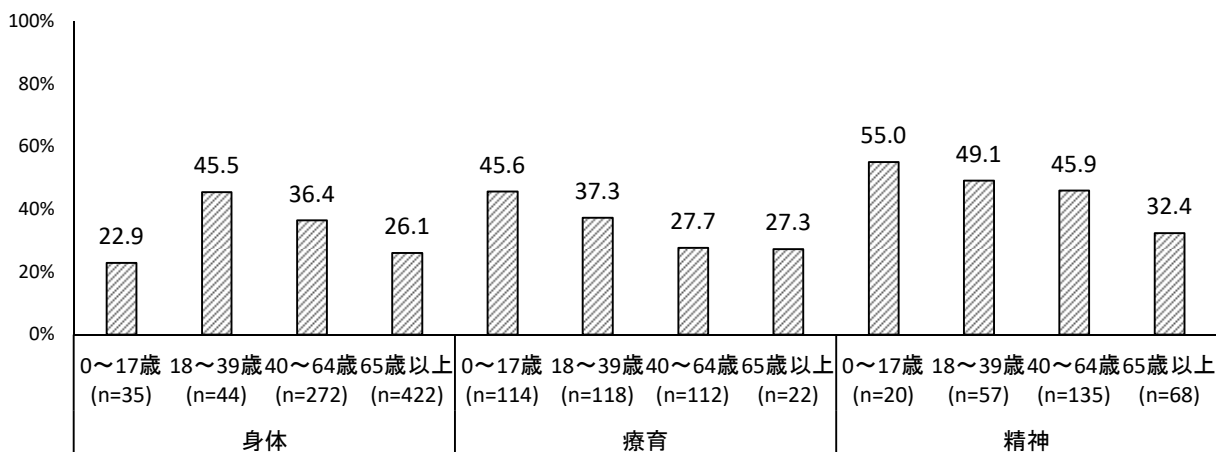
【図 11-1】災害時の避難

□ひとりで行ける □介助者がいれば行ける ■介助者がいてもいけない □わからない □不明・無回答



○「災害時に近所であなを助けてくれる人」で「いない」と答えた人は、各年代ともに精神障害者保健福祉手帳所持者で多く、また若年層で回答が多い傾向にある。【図 11-2】

【図 11-2】災害時に近所であなを助けてくれる人で「いない」と答えた人



○「災害時に求めること」は、手帳・年代に関わらず「避難場所を知っていること」が多い。その他、身体障害者手帳所持者・療育手帳所持者は「救助を求めたら来てくれる人がいること」「安全なところまで、すぐに避難できる場所があること」、精神障害者保健福祉手帳所持者は「どのような災害が起こったのかがすぐにわかること」「薬が飲めること」が多い。【図 11-3】

【図 11-3】災害時に求めること

	身体				療育				精神			
	0～17歳 (n=35)	18～39歳 (n=44)	40～64歳 (n=272)	65歳以上 (n=422)	0～17歳 (n=114)	18～39歳 (n=118)	40～64歳 (n=112)	65歳以上 (n=22)	0～17歳 (n=20)	18～39歳 (n=57)	40～64歳 (n=135)	65歳以上 (n=68)
避難場所を知っていること	62.9	56.8	54.0	51.7	59.6	61.9	48.2	45.5	70.0	61.4	63.0	42.6
どのような災害が起こったのかがすぐにわかること	48.6	50.0	45.2	44.3	51.8	43.2	34.8	27.3	80.0	61.4	51.9	35.3
救助を求めることができること	45.7	45.5	39.7	36.3	55.3	45.8	33.9	22.7	65.0	42.1	45.2	38.2
救助を求めたら来てくれる人がいること	57.1	56.8	43.0	44.3	55.3	56.8	34.8	31.8	75.0	50.9	45.9	38.2
安全なところまで、すぐに避難できる場所があること	62.9	59.1	50.0	51.2	51.8	61.0	42.9	36.4	50.0	40.4	51.1	35.3
まわりの人とのコミュニケーションがとれること	37.1	27.3	25.7	26.5	41.2	39.0	26.8	13.6	60.0	35.1	36.3	20.6
薬が飲めること	28.6	34.1	42.3	41.0	20.2	34.7	32.1	18.2	30.0	64.9	60.7	42.6
補装具や日常生活用具が使えること	34.3	25.0	22.8	21.3	19.3	17.8	10.7	4.5	5.0	12.3	19.3	16.2
酸素ボンベや吸引器、人工呼吸器が使えること	5.7	13.6	9.9	6.4	7.0	8.5	7.1	0.0	5.0	7.0	11.1	4.4
その他	8.6	11.4	8.1	2.8	7.0	7.6	9.8	0.0	5.0	7.0	5.9	4.4
特にない	0.0	0.0	6.6	5.7	1.8	5.1	3.6	4.5	0.0	0.0	3.7	10.3
不明・無回答	8.6	4.5	7.0	6.6	5.3	5.1	15.2	27.3	0.0	1.8	7.4	14.7

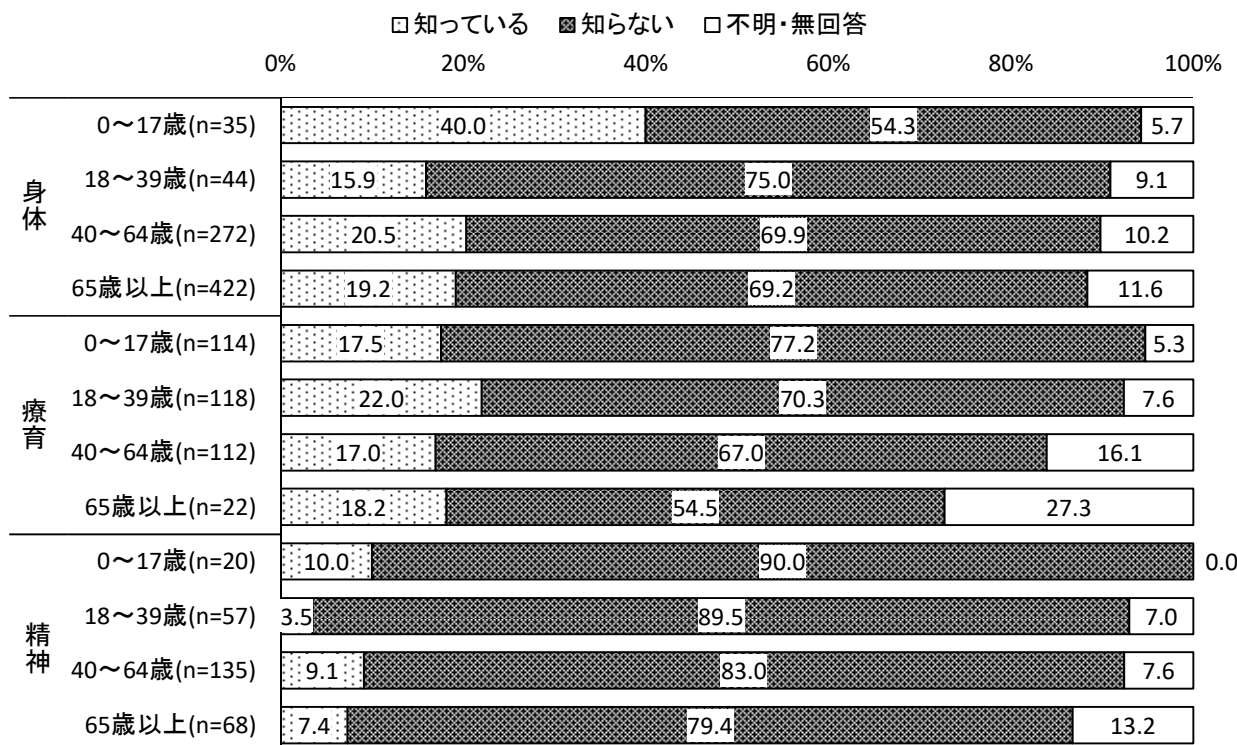
○「避難所生活で求めること」は、手帳・年代に関わらず「物資の入手方法がわかること」「避難所で障害にあった対応をしてもらえること」が多く、また障害の種類や年代によって求められる内容は様々である。【図 11-4】

【図 11-4】 避難所生活で求めること

	身体				療育				精神			
	0～ 17歳 (n=35)	18～ 39歳 (n=44)	40～ 64歳 (n=272)	65歳 以上 (n=422)	0～ 17歳 (n=114)	18～ 39歳 (n=118)	40～ 64歳 (n=112)	65歳 以上 (n=22)	0～ 17歳 (n=20)	18～ 39歳 (n=57)	40～ 64歳 (n=135)	65歳 以上 (n=68)
まわりの人とのコミュニケーションがとれること	48.6	36.4	36.8	43.6	55.3	50.0	54.2	45.5	60.0	40.4	45.9	47.1
物資の入手方法がわかること	60.0	59.1	47.4	45.5	58.8	36.6	51.7	18.2	95.0	59.6	56.3	36.8
避難所で障害にあった対応をしてもらえること	62.9	61.4	53.3	51.4	69.3	55.4	62.7	50.0	75.0	54.4	50.4	36.8
必要な薬が手に入り、治療を受けられること	40.0	50.0	51.8	60.4	34.2	34.8	41.5	45.5	40.0	66.7	68.1	51.5
薬が飲めること	42.9	52.3	42.6	43.4	22.8	36.6	41.5	18.2	30.0	68.4	67.4	50.0
補装具や日常生活用具が使えること	28.6	25.0	24.3	24.9	17.5	11.6	16.9	22.7	10.0	14.0	16.3	19.1
酸素ボンベや吸引器、人工呼吸器が使えること	5.7	13.6	9.2	7.1	6.1	9.8	10.2	9.1	10.0	7.0	11.1	4.4
被害状況などの情報が入手できること	42.9	45.5	28.3	32.0	27.2	17.0	33.9	13.6	45.0	31.6	31.9	17.6
その他	5.7	11.4	6.6	2.1	8.8	4.5	8.5	0.0	15.0	5.3	4.4	1.5
特にない	0.0	0.0	5.9	5.7	4.4	7.1	5.1	4.5	0.0	1.8	3.7	10.3
不明・無回答	5.7	4.5	8.1	5.9	2.6	12.5	5.9	22.7	0.0	1.8	8.1	16.2

○避難行動要支援者名簿の認知状況は、手帳・年代に関わらず「知らない」が多い。【図 11-5】

【図 11-5】 避難行動要支援者名簿の認知状況



### ■団体アンケートの結果

- 緊急時や災害時の避難先や、避難先での支援体制や手順が確立していない。事前に疑似体験（避難訓練）を行っては。また、避難所では医療等との連携が必要。
- 福祉避難所を増やしてほしい。また、福祉避難所に関する情報提供、啓発をしてほしい。
- 要支援者リストに登録されていない障害者が多くいるのでは。必要な人に情報提供をしてほしい。
- 重度の障害のある人の具体的な避難方法（安否確認や避難誘導など）を考えてほしい。
- インターネットでの買い物など、内容が難しく、金銭トラブルに発展することがある。
- 障害者が詐欺の被害に遭うことがないように、防犯システムが必要。
- 防犯・消費者トラブルについて、学習・啓発の場を設置しては。

### ■事業者アンケートの結果

- 「緊急時・災害対策での課題・問題」及び「防犯対策での課題・問題」ともに、「地域の協力体制の不足」「ハード面整備等に関する資金がない」「職員教育、学ぶ機会の不足」という回答が多い。
- 具体的な改善方法については、職員の意識の向上や事業者自らが地域に出向いて交流を図るといった積極的な意見がある一方で、地域が障害に対して理解してほしいという意見も見られる。また、市や警察、消防、事業者などが集まった研修会の開催について意見が出ている。



### 分析

災害時の避難について、ひとりで行けると答えた人は半数以下です。多くの方が介助者や支援を必要としています。また、近所で助けてくれる人がいないと答えた人は若年層や精神障害の人が多い状況です。災害時、そして避難所生活において求められる内容は障害の特性により様々です。

急な災害時に対応できるよう、地域での防災活動の推進や避難所の周知、緊急時の情報連絡体制や、避難所生活での障害特性に応じた支援体制を整備します。また、避難訓練や地域の協力体制、安否確認体制などを整備するとともに、普段から防災に対する意識の向上を図ります。さらに、「避難行動要支援者名簿」についての浸透も低いことから、今後、さらなる周知及び活用を促進していきます。

また、団体アンケート及び事業者アンケートでは防犯対策の必要性が訴えられています。障害のある人や高齢者を狙った悪質な犯罪が発生していることから、防犯体制の構築に努めます。

## (12) 交流、地域の助け合いについて

### ■障害者アンケートの結果

○「地域とのつきあい方」について、手帳の種類、年代に関わらず「会った時はあいさつし合う」が半数を超えて多くなっている。しかし、「つきあいはしていない」と答えた人も一定数見られ、特に64歳以下の精神障害者保健福祉手帳所持者で20%台と多くなっている。【図12-1】

【図12-1】地域とのつきあい方

	身体				療育				精神			
	0～ 17歳 (n=35)	18～ 39歳 (n=44)	40～ 64歳 (n=272)	65歳 以上 (n=422)	0～ 17歳 (n=114)	18～ 39歳 (n=118)	40～ 64歳 (n=112)	65歳 以上 (n=22)	0～ 17歳 (n=20)	18～ 39歳 (n=57)	40～ 64歳 (n=135)	65歳 以上 (n=68)
会った時はあいさつし合う	71.4	75.0	68.4	79.1	72.8	55.9	66.1	63.6	75.0	66.7	61.5	66.2
自治会などの地域の活動をする	11.4	4.5	8.8	15.9	8.8	5.1	6.3	13.6	15.0	5.3	4.4	8.8
世間話する	8.6	15.9	23.2	41.9	16.7	4.2	13.4	22.7	30.0	10.5	13.3	19.1
職場の行事に参加する	0.0	4.5	6.3	2.6	0.0	8.5	16.1	4.5	0.0	7.0	5.2	1.5
盆踊りや祭りなどのイベントを一緒に楽しむ	22.9	11.4	6.6	11.6	22.8	11.9	13.4	9.1	25.0	5.3	5.9	8.8
近所のサークルで趣味やスポーツの活動をいっしょにする	5.7	4.5	1.8	6.4	0.9	2.5	1.8	9.1	5.0	1.8	1.5	1.5
いろいろと相談し合う	0.0	2.3	3.3	8.1	1.8	3.4	1.8	0.0	5.0	1.8	1.5	5.9
近所のお店で買い物をする	37.1	18.2	25.4	29.9	32.5	27.1	25.0	22.7	20.0	35.1	26.7	26.5
その他	2.9	6.8	1.5	1.7	2.6	4.2	2.7	4.5	5.0	1.8	3.7	2.9
つきあいはしていない	11.4	18.2	18.4	8.5	15.8	23.7	14.3	9.1	25.0	26.3	26.7	16.2
不明・無回答	5.7	2.3	6.6	7.1	4.4	5.9	9.8	18.2	0.0	0.0	7.4	10.3

○「地域活動の参加にあたって、さまたげになること」として、手帳の種類に関わらず、どの年代も「どのような活動が行われているか知らない」「いっしょに活動できる友人・仲間がいない」に回答が集中している。【図 12-2】

【図 12-2】地域活動の参加にあたって、さまたげになること

	身体				療育				精神			
	0～ 17歳 (n=35)	18～ 39歳 (n=44)	40～ 64歳 (n=272)	65歳 以上 (n=422)	0～ 17歳 (n=114)	18～ 39歳 (n=118)	40～ 64歳 (n=112)	65歳 以上 (n=22)	0～ 17歳 (n=20)	18～ 39歳 (n=57)	40～ 64歳 (n=135)	65歳 以上 (n=68)
どのような活動が行われているか知らない	25.7	47.7	34.6	23.2	31.6	43.2	33.9	45.5	50.0	42.1	32.6	33.8
費用や手間がかかりすぎる	8.6	13.6	8.8	2.8	4.4	8.5	14.3	0.0	5.0	12.3	12.6	5.9
気軽に参加できる活動が少ない	20.0	20.5	16.5	12.3	28.9	22.0	20.5	13.6	25.0	29.8	20.7	14.7
いっしょに活動できる友人・仲間がいない	31.4	27.3	25.0	15.9	33.3	38.1	23.2	27.3	65.0	35.1	37.0	23.5
活動に必要な技術や経験がない	11.4	15.9	13.6	10.0	19.3	22.0	19.6	9.1	5.0	12.3	20.0	14.7
家庭の事情(病人、家事、仕事など)がある	14.3	2.3	16.2	8.8	17.5	5.1	5.4	9.1	25.0	10.5	16.3	7.4
活動場所が近くにない	11.4	9.1	6.6	4.7	7.0	5.1	8.0	0.0	10.0	7.0	9.6	1.5
健康や体力に自信がない	8.6	34.1	35.3	36.5	6.1	11.9	12.5	18.2	15.0	22.8	40.0	36.8
参加したくなるようなものがない	31.4	29.5	15.1	13.0	21.9	21.2	15.2	9.1	15.0	31.6	19.3	14.7
過去に参加したが期待はずれだった	0.0	2.3	3.3	1.7	0.0	0.8	1.8	0.0	10.0	1.8	5.9	2.9
障害のある人に対する理解がない(偏見がある)	25.7	20.5	10.7	6.2	26.3	22.0	20.5	13.6	35.0	24.6	17.8	17.6
その他	0.0	9.1	3.7	3.6	2.6	6.8	4.5	4.5	5.0	3.5	5.2	5.9
特になし	11.4	11.4	13.2	19.0	14.0	13.6	13.4	9.1	5.0	8.8	11.9	11.8
地域活動には興味がない	11.4	15.9	13.2	8.8	13.2	20.3	13.4	13.6	10.0	19.3	14.8	11.8
不明・無回答	11.4	6.8	12.5	14.5	9.6	9.3	16.1	18.2	0.0	7.0	10.4	11.8

○「障害のある人が地域で生活していくために必要なこと」で「安心して過ごせる居場所」と答えた人は、すべての年代において多くなっている。【図 1-2～図 1-4 (P16～P18)】

### ■団体アンケートの結果

- 地区の福祉委員、民生委員がわからない。
- 小学生と高齢者の交流は広がっているが、障害のある人の交流は広がっていない。また、学校を卒業すると地域との交流がなくなる。
- 地域との結びつきが希薄化している。
- 社会福祉協議会との連携が必要。
- 福祉施設・グループホームと住民が交流できる場があればいい。
- 地域のコミュニティ協議会に障害者団体を入れるべき。
- 一緒に参加できる地域行事があればいい。
- 地域での見守りや助け合いを強化する対策を講じてほしい。

### ■事業者アンケートの結果

- 緊急時・災害時、防犯の対策として、地域との交流や地域行事への参加、ともに学べる機会などが必要という意見が多い。



### 分析

多くの方が何らかの形で地域との関わりを持っていますが、関わりがないと答えた人も一定数見られます。団体アンケートでは、地域との交流は広がっていないとの意見が多く見られます。

近年、全国的にも地域コミュニティの希薄化が問題となっている中、普段から地域との交流を図ることは必要であり、市民における障害者理解の促進や、障害のある人の地域生活を支えるボランティアの育成及び活性化、障害のある人同士の仲間づくり、自発的な活動の支援を進めます。また、今後、障害のある人の家族同士のつながりや支え合いの場の構築に努めます。

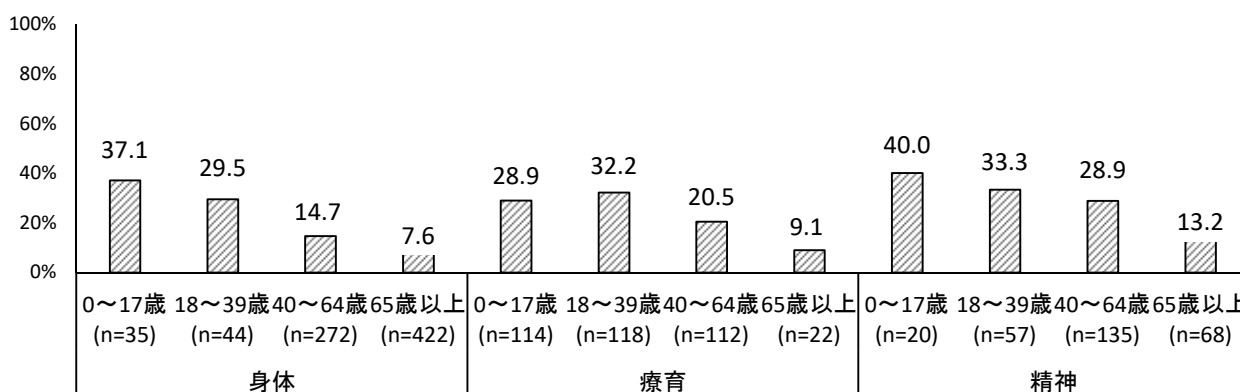


### (13) 差別の解消、権利擁護、障害者理解について

#### ■障害者アンケートの結果

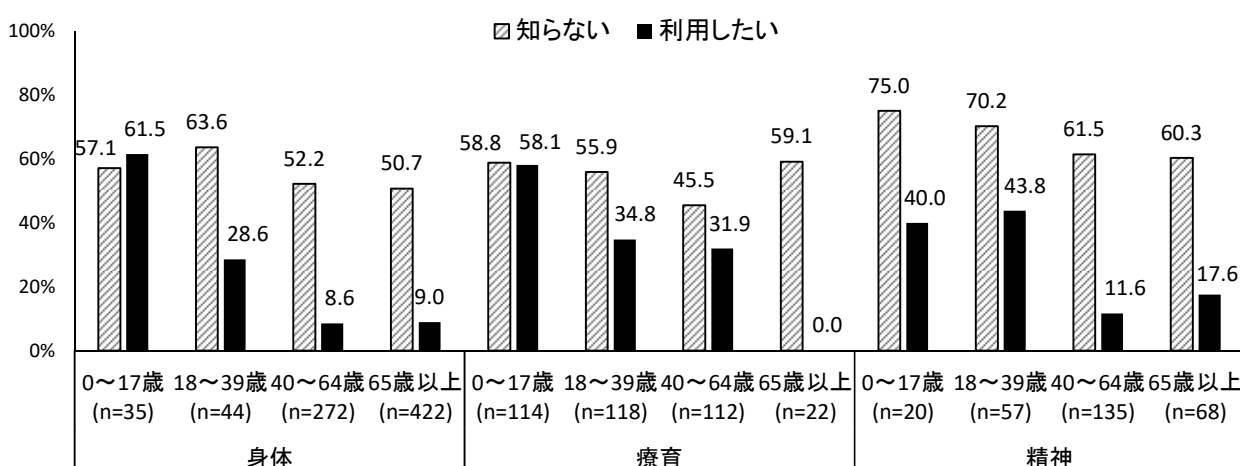
○「障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるか」で「ある」と答えた人のうち、0～17歳の精神障害者保健福祉手帳所持者が40.0%と最も多い。また、手帳の種類に関わらず、若年層において「ある」の回答が多い。さらに、どの年代も精神障害者保健福祉手帳所持者は他の手帳所持者に比べて「ある」と回答した人が多い。【図13-1】

【図13-1】障害があることで差別や嫌な思いをしたことがあるかで「ある」と答えた人



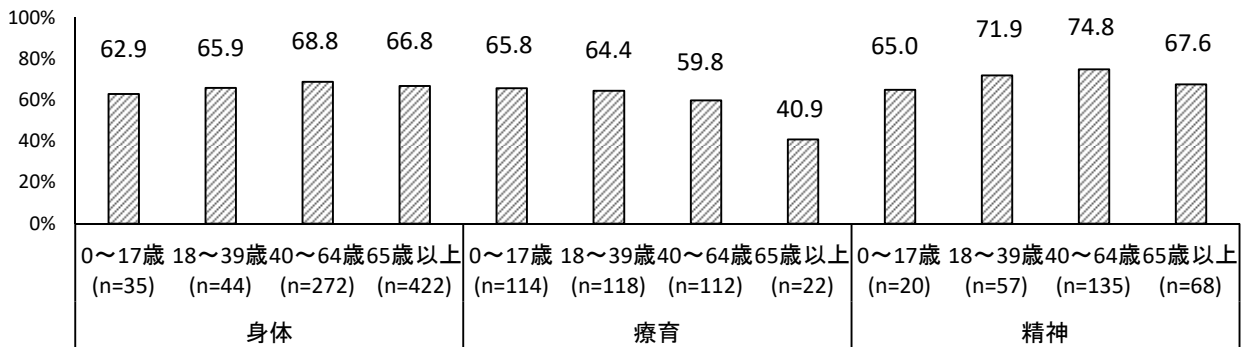
○「成年後見制度の認知状況」で「知らない」と答えた人は、0～17歳の精神障害者保健福祉手帳所持者が75.0%と最も多い。40～64歳の療育手帳所持者は45.5%と最も少なくなっているが、それ以外の手帳所持者は50%を超えている。また、「成年後見制度の利用意向」で「利用したい」と答えた人は、手帳の種類に関わらず若年層に多い。【図13-2】

【図13-2】成年後見制度の「認知状況（知らないと答えた人）」と「利用意向（利用したいと答えた人）」



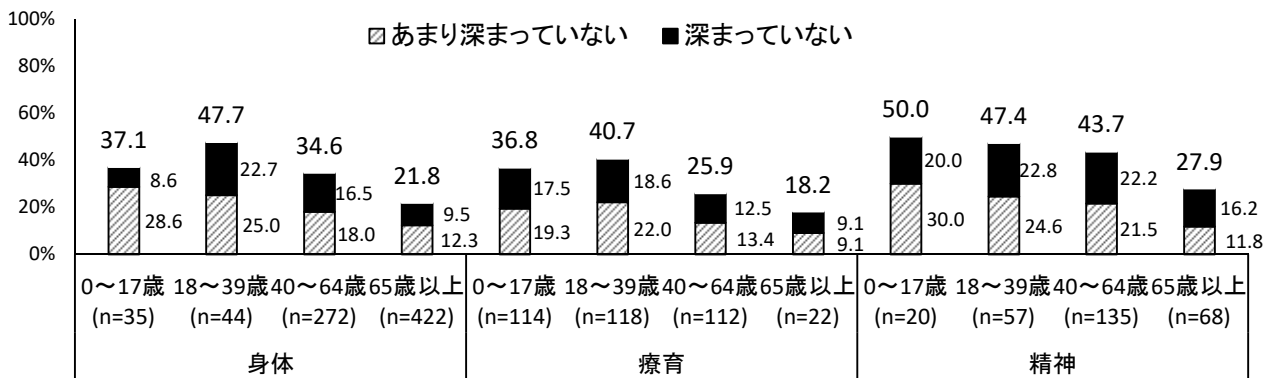
○「障害者差別解消法の認知状況」で「名前も内容も知らない」と答えた人は、65歳以上の療育手帳所持者を除いて50%を超えている。【図13-3】

【図13-3】障害者差別解消法の認知状況で「名前も内容も知らない」と答えた人



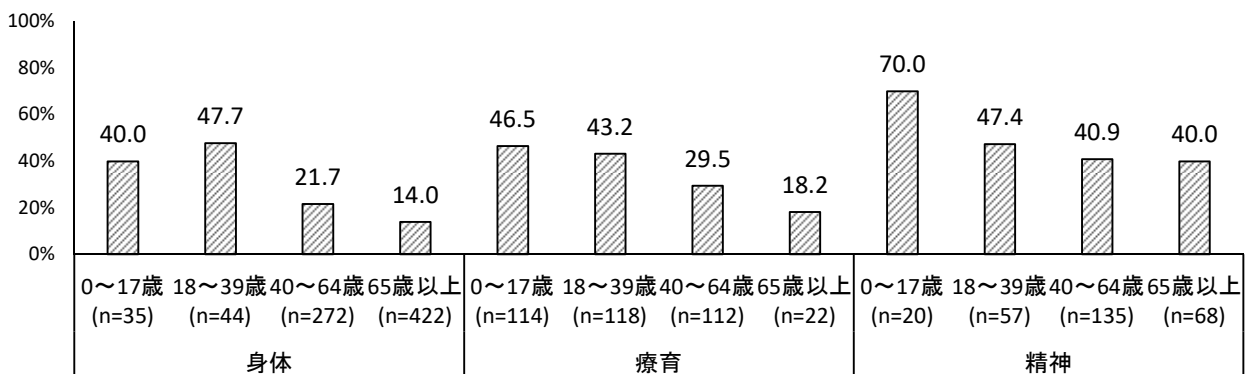
○「障害や障害のある人に対する理解」で「あまり深まっていない」または、「深まっていない」と答えた人は、手帳の種類に関わらず若年層に多い。【図13-4】

【図13-4】障害や障害のある人に対する理解で「あまり深まっていない」と「深まっていない」と答えた人



○「障害のある人が地域で生活していくために何が必要か」で「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」と答えた人は、0~17歳の精神障害者保健福祉手帳所持者が70.0%と最も多く、18~39歳と40~64歳も40%台と多い。身体障害者手帳所持者と療育手帳所持者は0~17歳と18~39歳で40%台となっている。【図13-5】

【図13-5】障害のある人が地域で生活していくために何が必要かで「差別や偏見をなくすための福祉教育や広報活動の充実」と答えた人



### ■団体アンケートの結果

- 特に合理的配慮において、取り組んでもらいたい。障害福祉サービスの利用の観点からの、成年後見制度の利用促進をしてほしい。
- 「合理的配慮」を低年齢から、わかりやすい形で教育に取り入れる。地域のお祭りなどの交流の場で、自然に触れ合う機会をたくさんつくる必要がある。
- まずは、行政が変わるべき。早期に職員に差別解消法と合理的配慮の考えを教育すべき。
- 障害のある人も意識を変え、一人の人間として同じように見てもらえるように、努力することが差別の解消につながる。
- 障害当事者が「これはひょっとして差別的な取り扱いを受けたのでは。」と感じたときの相談体制とそれを解決するために必要な話し合いや仲裁をする組織を早期に作って運営してほしい。
- 障害者理解についても、昔のように歩いているだけで暴言を言われたり、いわゆる差別的な言葉をあびせられるというようなことはほぼなくなってきている。
- 障害がある部分以外の残存能力を十分に活かして、社会の一員と認めてもらえるように、努力する。またその活路を開きサポート体制を整え、社会に受け入れていただくことをお願いしたい。
- 定期的に専門的な講師や障害当事者を招いて勉強会をしてみてもどうか。
- 市民と協働してお金を大きくかけなくても、心のこもった対応や制度となるように知恵を絞ってほしい。
- 障害に対する理解のため、幼い頃から一緒に過ごす、自然にふれあう機会をたくさん作った方がよい。

### ■事業者アンケートの結果

- 差別解消・権利擁護関係で支援や相談を受けたことが「ある」と答えた事業者は50.0%である。支援・相談の具体的な内容としては「虐待（疑いも含む）に関する事」が68.8%で最も多く、次いで「成年後見制度について」が56.3%、「偏見・誤解・差別的発言等を受けたことについて」「金銭管理に関する事」がともに50.0%となっている。
- 支援・相談での困難ケースとして、虐待に関しては家族自身が自覚していなかったこと、立場（家族、事業者等）によって感じ方が異なることから介入が難しいケースがあること、虐待対応時における役割分担が明確でないことなどの意見が見られる。まずは相談が重要であり、行政も含めた連携体制が必要との意見が出ている。



### 分析

差別や嫌な思いをしたことがある人は精神障害のある人、そして若年層において多く、平成28年4月から施行された障害者差別解消法についても多くの人知らない状況にあります。また、障害のある人に対する理解は深まっていないと答えた人が多く、なくすためには福祉教育・広報啓発活動の充実が必要であるとの意見があります。

障害の有無に関わらず差別・虐待はあってはならないことであり、障害特性や障害のある人に対する理解を深めるには、様々な機会や場を活用した周知・啓発、教育活動が重要です。周知の際には障害者差別解消法の趣旨にあるように、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」について、深く理解を求めする必要があります。また、成年後見制度に対する理解も十分でなく、今後障害のある人本人及び家族の高齢化も進むことから、さらなる周知・啓発に努めます。

事業者アンケートによると、虐待（疑いも含む）ケースに対応したという声が多く、家族に虐待という認識がない、あるいは家族、事業者等の立場の違いによって捉え方が異なり、対応に苦慮したことなどがあげられています。今後は「障害者虐待防止法」の周知徹底を図るとともに、虐待の早期発見・早期対応に努めます。また、迅速かつ的確な対応を図るために関係機関の連携強化や、ネットワークの構築を行います。

## 第4章 計画の基本理念等

### 1. 基本理念

#### **障害のある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口**

本市ではこれまで、「すべての市民が障害の有無にかかわらず、一人ひとりの個性と人格が尊重され、いきいきと安心して暮らせるまちづくり」に取り組んできました。

障害のある人もない人も、ともに認め合い支え合う社会を実現するためには、すべての市民、事業者、行政それぞれが役割を持ち、主体的に取り組んでいくことが求められます。

本計画では、この基本理念の実現に向けて市が取り組むべき障害福祉施策の基本的な方向性を定めます。

### 2. 基本原則

基本理念である「障害のある人もない人も、互いを尊重し、支え合いともに暮らすまち守口」の実現に向け、本計画では以下の5つの視点をもって着実に計画を実行していきます。

#### (1) 障害者の人権の尊重、自己決定権の尊重

障害の有無に関わらず、誰もがかけがえのない個人として尊重され、自らの生活について主体的に選択できるようにします。

#### (2) とともに自立し、支え合う社会の実現

障害のある人が、必要な支援を受けることで社会を構成する一員として自立し、地域住民とともに支え合って暮らせる社会を目指します。

#### (3) 障害者差別の禁止、社会的障壁の除去及び必要かつ合理的な配慮

障害のある人もない人も、ともに支え合う社会を実現するため、障害に対する理解を促進し、障害のある人が日常生活、社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁の除去に努めます。

#### (4) 多様な主体による協働

障害のある人の抱える課題は、多様化・複雑化しており、ひとつの支援についても複合的な主体を必要とすることが多くなっています。今後、ますます多様化・複雑化していくニーズに対して、家族や事業者だけでなく、市民やボランティアなど多様な主体が協働することで取り組みます。

#### (5) ライフステージや障害特性等に配慮した切れ目のない支援

障害のある人が住みたい場所で安心して生活していくため、当事者の年齢や障害種別、取り巻く環境によって生じる支援の格差を解消し、ニーズを起点とした支援体制の構築に努めます。

### 3. 重点施策

#### 重点施策1 地域生活を支える体制整備及び地域移行の促進

長期にわたり、社会的入院や施設入所を続けている障害のある人について、地域生活への移行を促進するとともに、地域での自立生活に向けた支援体制の構築に努めます。

【行動計画】

- ・相談機関ネットワークの構築 (p.64)
- ・地域生活支援拠点等の整備と充実 (p.65)
- ・守口市障害者自立支援協議会の活性化及び機能強化 (p.66)

#### 重点施策2 就労支援の充実・強化

障害のある人が、より能力を発揮できる社会の構築に向けて、障害特性や適性に応じた就労支援を強化し、障害のある人の就労環境の安定に努めます。

【行動計画】

- ・就労相談の充実 (p.75)
- ・職場への定着支援 (p.76)

#### 重点施策3 施策の谷間にあった分野への支援の充実

発達障害、高次脳機能障害、障害のある児童及びその家族、重症心身障害児者、盲ろう者、難病患者への支援を強化し、障害種別等による支援体制の格差解消を図ります。

【行動計画】

- ・一貫した相談支援体制の充実 (p.72)
- ・施策の谷間にある児童への支援に向けての連携 (p.72)

#### 重点施策4 保健・教育・労働・まちづくりなどの生活場面に応じた施策の推進

障害のある人が、住み慣れた地域で安定した生活を継続できるよう、それぞれの生活場面やライフステージに応じた支援を提供します。

【行動計画】

- ・高齢化に伴う支援のあり方の検討 (p.65)
- ・意思疎通支援の提供体制の充実 (p.80)

#### 重点施策5 障害者差別の禁止及び合理的配慮の普及

障害の有無によって分け隔てられることなく、互いに尊重し合う社会を実現するために、不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供について普及・啓発に努めます。

【行動計画】

- ・障害者差別解消法の普及・啓発 (p.83)
- ・虐待防止ネットワークの構築と進捗管理 (p.84)
- ・理解促進に向けた啓発事業の実施 (p.85)

# 第5章 施策の展開（行動計画）

## 1. 生活支援、保健・医療

### （1）生活支援

障害のある人が、身近な地域において安心して日常生活を送るために、様々な障害特性及び高齢化・重度化を踏まえ、また親亡き後も見据えた切れ目のない支援の提供が求められています。

そのため、障害のある人とその家族の不安や悩みを支える相談支援体制の充実や、質の高い福祉サービスを提供するための人材の育成及び確保に努めます。また、必要に応じて他分野の福祉施策との連携も図りつつ、障害のある人のニーズに即した福祉サービスの提供に取り組んでいきます。

さらに、障害のある人の地域生活を支えるための地域生活支援拠点等の整備や、守口市障害者自立支援協議会のあり方及び機能についても検討を重ね、よりよい体制の整備に努めていきます。

#### ①相談支援体制の構築

施策・事業	内容	担当部署
身近な地域での相談対応の充実	障害のある人とその家族が、日常のケアや福祉サービスなどについて、身近なところで気軽に相談できるよう、市窓口をはじめ、相談支援事業所や基幹相談支援センター、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等、相談窓口の幅広い整備と充実を図ります。	障害福祉課 関係各課 関係機関
専門的できめ細やかな相談支援の提供	障害のある人とその家族からの多様な相談に対応することができるよう、相談支援業務に従事する者の専門性の向上や、対応力の養成に努めます。また、福祉制度についての情報が適切に伝わり、質の高い相談対応ができるよう、相談支援専門員の確保と質の向上を目指します。	障害福祉課
ピアカウンセリングの普及	障害のある人とその家族からの様々な相談に対し、共感的な視点から対応できる障害者相談員等について広く周知し、利用を促進していきます。	障害福祉課
地域移行及び居住の確保に向けた支援	地域での生活を望む施設入所者・入院患者等が、地域において円滑に住居等を確保し、安心した生活を送ることができるよう支援します。また、入所施設・病院等が主導となり、入所者・入院患者等に対する地域移行についての働きかけがなされるよう取り組みます。	障害福祉課 関係機関
【重点施策1】 相談機関ネットワークの構築	関係機関による連携、情報の共有体制を強め、障害のある人とその家族を重層的に支えるネットワークを構築し、相談体制の強化を図ります。	障害福祉課

## ②障害福祉サービス等、各種生活支援サービスの充実

施策・事業	内容	担当部署
障害福祉サービスの充実	障害のある人の日常生活を支える障害福祉サービスについて、障害福祉計画に基づき、サービスの提供と利用促進に努めます。	障害福祉課
福祉用具サービスの充実	障害のある人の安全かつ利便性に優れた日常生活を支援するため、福祉用具サービスについての情報提供、相談を充実させ、普及と活用を推進します。	障害福祉課
守口市障害支援区分等認定審査会の質の確保	支援を必要とする人に適正な障害支援区分の認定が行えるよう、審査体制の充実を図るとともに、審査会委員及び認定調査員を対象とした研修を周知するなど、認定の質の確保及び向上に努めます。	障害福祉課
サービスの質の向上	障害のある人が良質で充実した支援を受けることができるよう、福祉サービスを提供する人材の養成及び確保に努め、サービスの質の向上を図ります。	障害福祉課

## ③個々のニーズに即した支援の提供

施策・事業	内容	担当部署
施策の谷間にある人への支援	発達障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアが必要な重症心身障害等、これまで福祉施策の谷間にあると言われていた人に対し、相談機能を充実させ、それぞれの実情に応じた福祉サービス等の提供に向けて取り組みます。	障害福祉課
【重点施策4】 高齢化に伴う支援のあり方の検討	介護保険適用年齢に達している障害のある人に対して、その障害特性やニーズを踏まえながら、切れ目のない支援の提供に向けて取り組みます。また、必要に応じて、介護保険分野における各種専門員と連携を図りながら、必要な支援を提供します。	障害福祉課 高齢介護課(くすのき広域連合守口支所)

## ④障害のある人及び障害のある児童を支える体制の整備

施策・事業	内容	担当部署
【重点施策1】 地域生活支援拠点等の整備と充実	障害者の重度化・高齢化・「親亡き後」を見据え、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、各種福祉サービス事業者が機能を分担して総合的な支援を行い、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を整備し充実させていきます。	障害福祉課

施策・事業	内容	担当部署
【重点施策1】 守口市障害者自立支援協議会の活性化及び機能強化	守口市障害者自立支援協議会が、障害のある人の生活支援や自立の促進に向けて協議する場としての機能を十分発揮できるよう、当該協議会や専門部会のあり方・再構築について検討し、よりよい体制となるよう取り組んでいきます。	障害福祉課
守口市障害支援区分等認定審査会の機能強化	守口市障害支援区分等認定審査会が支援を必要とする人に対し、適正な障害支援区分認定を行うとともに、適切なサービス支給に向けて検討する場となるよう、その運用方法を見直します。	障害福祉課

### ⑤高齢者施策との連携

施策・事業	内容	担当部署
安否確認ホットラインの推進	地域のひとり暮らしの高齢者などの自宅で、生命の危険が案じられるような「SOS」に気づいた際の総合窓口である「安否確認ホットライン」の周知徹底を図り、孤立化や孤独死の防止を推進します。	高齢介護課
生活支援・介護予防サービスの提供	地域のひとり暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯、認知症高齢者などに対し、住民等の多様な主体が参画し、様々なサービスを充実させることにより、地域の支え合い体制を推進し、生活支援・介護予防サービスの充実を目指します。	高齢介護課 関係機関
もりぐち救急安心カプセル事業の推進	社会福祉協議会及び民生委員児童委員協議会が提供する「もりぐち救急安心カプセル」の周知・啓発を推進します。	高齢介護課 関係各課 関係機関



## (2) 保健・医療

障害のある人が住み慣れた地域において健康に暮らすことができるよう、各種保健事業の推進と障害特性に即した対応が必要とされています。

障害のある人の健康の保持・増進を図るため、障害のある人が受診しやすい健康診査や歯科検診、健康相談等の実施に努めます。

また、地域の医療関係機関と連携をとりながら、障害のある人が適切な医療を受けることができるよう取り組んでいきます。

### ①保健・医療の充実

施策・事業	内容	担当部署
母子保健事業の充実	妊婦健診や出産後の保健指導、子どもの乳幼児健診や新生児訪問指導など、子どもと母親の健康保持につながる各種母子保健事業の充実に努めます。また、健診や訪問指導の際に、発達の遅れ等の疑いが見つかった場合は、状況に応じて適切な機関につないでいきます。	健康推進課
障害者（児）歯科検診と口腔衛生の充実	障害のある人に対する歯科検診を実施するとともに、障害のある人の口腔衛生の充実に努めます。	障害福祉課 健康推進課
健康診査の充実	生活習慣病及びがんの予防・早期発見・治療ができるよう、各ライフステージに応じた健診・検診の受診を勧奨します。 また、未受診者層の受診勧奨に努め、受診率を高めるとともに、生活習慣病を予防するため、生活習慣の改善指導を行います。	健康推進課
健康相談の充実	市民が、自分の健康は自分で守る意識を持ち、意欲的に健康づくりに取り組むことができるよう、健康に関する相談に応じます。	健康推進課
こころの健康づくりと自殺予防の推進	障害の有無に関わらずすべての人に対して、広くメンタルヘルスについての知識と情報の提供を行い、こころの健康づくりに向けて取り組みます。 また、市民保健センターでは自殺予防の相談窓口を開設しており、その周知と必要とされる人への利用促進を図ります。	健康推進課 障害福祉課 関係機関
訪問指導の実施	療養上の保健指導が必要と認められる人に対して、心身の機能低下の防止と健康の保持増進を図ることを目的として、保健師等が家庭を訪問し、指導します。	健康推進課
医療費助成の実施	自立支援医療費、重度障害者医療費等、障害のある人が医療を受ける際にかかる経費の一部を支給する制度について周知し、利用促進を図ります。	障害福祉課 関係機関
医療体制の充実を図るための連携	障害のある人が地域で必要な医療を受けることができるよう、医療関係機関との連携に努めます。	健康推進課 障害福祉課

施策・事業	内容	担当部署
健康づくりの普及・啓発	<p>日常的な生活習慣の改善や積極的な健康づくりなどに関する事業について、広報もりぐちや市ホームページなどを通じた普及・啓発をするとともに、健康診査の受診勧奨などの取り組みを継続的に進めます。また、健康に関する正しい知識の浸透を図るとともに、市民自らの健康管理に関する主体的な活動を支援します。</p>	健康推進課

## 2. 教育・療育・文化芸術活動・スポーツ等

### (1) 教育

就学・進学時や就学後における相談支援体制や障害特性に応じた教育・支援、専門性の高い人材の確保及び育成が必要とされています。また、就学・進学しても途切れることのない継続的な教育や支援の提供が求められています。

今後、障害のある児童もない児童も、ともに学び成長できる教育環境等の整備や充実を図るとともに、障害のある児童一人ひとりの個性や障害の状況に応じた、きめ細やかな指導及び支援を行います。また、関係機関の連携を一層強化し、乳幼児期から学校卒業時まで切れ目のない教育や支援を行います。

※以下、学校教育課及び教育センターに関する施策・事業内の「児童」は、学校教育法により「児童・生徒」と読み替える。

#### ①インクルーシブ教育システムの構築

施策・事業	内容	担当部署
就学・就園指導の充実	<p>児童一人ひとりの障害状況に応じた就学・就園に向け、本人や保護者の意向を尊重しながら、適切な就学指導及び相談を行います。</p> <p>また、守口市就学指導委員会で調査、審議した結果や専門的指導及び助言を活用するとともに、専門的人材を確保し配置することで、就学指導及び相談の質の向上を図ります。</p>	学校教育課
障害に応じた個別指導、相談の充実	<p>児童一人ひとりの状況に応じた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成及び活用を推進し、適切な支援の実施及び保護者との信頼関係構築を図ります。また、合理的配慮の提供に向け、新たな視点を取り入れていくとともに、既存の教育資源を効果的に活用しながら多様なニーズに対応します。</p>	学校教育課
通常の学級の充実	<p>「ともに学び、ともに育つ」という視点に立ち、障害の有無に関わらず、すべての子どもたちがともに学び、相互理解を深められるような、教育内容、指導方法、教育環境について、さらなる研究を進めます。また、特別支援教育支援員等を配置し、障害のある児童の学級活動支援を行います。</p>	学校教育課
特別支援教育の充実	<p>巡回相談員、特別支援学校教員、守口市立わかかさ・わかすぎ園等の療育機関職員の派遣や連携を推進することで、学校園への支援を行い、特別支援教育の充実を図ります。専門的で多角的な指導及び助言を活かした、より良い「個別の指導計画」を作成し、児童の障害特性や状況に応じた支援を行います。</p>	学校教育課

施策・事業	内容	担当部署
放課後の子どもの居場所づくり	障害のある児童にとって地域の友達と楽しく過ごせる居場所となるよう、放課後児童健全育成事業における障害のある児童の受け入れを推進します。また、従事する職員についても、研修などを通じ資質向上を図ります。	放課後こども課
教育相談の充実	児童や保護者にとって身近な場所である学校での教育相談体制の充実を図るため、専門スタッフによる巡回相談を推進し、指導及び助言などの支援を行います。増加及び多様化している教育相談に適切に対応できるよう、専門的人材を確保し、配置するよう努めます。 また、各ライフステージにおける関係機関との連携を強化することで、児童の発達段階に応じた相談対応及び支援の充実に努めます。	学校教育課 教育センター
発達障害のある児童の実態把握	学校、認定こども園、保育所、幼稚園における自閉症スペクトラム障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害など）、学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）などの発達障害のある児童の実態について、調査や訪問等によって把握し、必要・適切な支援を行うよう努めます。 また、日々の支援にあたる職員の資質向上を図り、より詳細な実態把握が出来るよう努めます。	保育・幼稚園課 学校教育課

## ②教育環境の整備

施策・事業	内容	担当部署
職員研修、研究の充実	障害のある児童の保育や教育に必要な知識及び技術の習得に向け、専門的な研修を実施し、保育教諭、保育士、教職員の資質向上を図ります。 また、専門職による巡回相談の推進や、他の行政機関や関係機関による研修等の機会を広く周知し参加を促進します。	保育・幼稚園課 学校教育課
職員の発達障害のある児童への支援に対する資質向上	自閉症スペクトラム障害（自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害など）、学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）などの発達障害のある児童について、保育教諭、保育士、教職員の理解を深めるため、保育方法や指導方法などに関する研修を充実させます。 その際、保育教諭、保育士、教職員に限らず、障害児保育や特別支援教育に携わる多様な職種の人に参加を呼びかけ、日々の保育や教育に実践的な内容を取り入れられるよう努めます。	保育・幼稚園課 学校教育課

施策・事業	内容	担当部署
認定こども園、保育所、幼稚園の受け入れ体制の充実	障害のある児童の受け入れを進めるとともに、障害の状況に応じたケアの情報を十分収集し、児童一人ひとりが集団の中で無理なく過ごすために適切な保育や教育の提供に取り組んでいきます。	保育・幼稚園課
教育指導体制の充実	既存の指導・支援体制に加え、通常の学級における特別支援教育支援員の配置や、学校、教職員に対する専門的指導及び助言を行う巡回相談員の派遣を推進することで、校内における指導・支援体制のさらなる強化を図ります。	学校教育課
認定こども園、保育所、幼稚園、学校等における医療体制の充実	緊急時に備えた体制整備のため、保育教諭、保育士、教職員に対して救急救命研修及び救急インストラクター研修の受講を推奨します。また、個別の障害に応じた対応ができるよう医療機関との連携を一層強化するとともに、医療的ケアが必要な児童に対する適切な支援ができる体制整備に努めます。	保育・幼稚園課 学校教育課
関係機関との連携による相談支援体制の充実	多様化する教育ニーズを踏まえ、他の専門機関及び行政機関が実施している事業などを積極的に活用し、より個に応じた支援が行えるよう、関係機関との連携に努めます。	学校教育課
高等教育における支援体制の整備	特別支援学校在学生の進路選択について、市、学校、基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所、福祉サービス提供事業者等の連携を強化し、卒業後のスムーズな移行ができるよう支援体制を整備します。	障害福祉課 関係機関
教育施設等の整備	障害のある児童をはじめとするすべての人が安全で快適な学校園生活を送ることができるよう、認定こども園、保育所、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校等の保育・教育施設におけるバリアフリー化や、教育施設においては多目的トイレの設置についても引き続き取り組めます。	保育・幼稚園課 学校管理課

## (2) 療育

障害のある児童の健やかな成長を支えていくために、障害の早期発見・早期療育及び成長段階に応じて適切な支援が受けられるような体制の整備が必要とされています。

今後も、各種母子保健事業を積極的に展開し障害の早期発見に努めるとともに、支援が必要な場合は関係機関と連携を図りながら、適切な療育につながるよう取り組んでいきます。

また、障害のある児童が専門的かつ質の高い療育・訓練を受けることができるよう、障害児支援サービス提供事業者の人材育成及び確保に努め、家族の悩みや不安を支える相談支援の充実、家族相互の主体的な支え合いの場づくりを支援します。

### ①療育

施策・事業	内容	担当部署
【重点施策3】 一貫した相談支援体制の充実	守口市立わかくさ・わかすぎ園（児童発達支援センター）をはじめ、市民保健センターやサービス提供事業者、保育所、幼稚園、小・中学校及び義務教育学校、特別支援学校など関係機関との連携を強化し、早期発見・早期療育の推進に努め、可能な限り早期から成人に至るまで、ライフステージに応じた切れ目のない相談支援に取り組みます。また、一貫した相談支援を提供することにより、家族の不安の解消に努めます。	障害福祉課 健康推進課 子育て支援課 （守口市立わかくさ・わかすぎ園） 保育・幼稚園課 学校教育課 関係機関
守口市立わかくさ・わかすぎ園の充実	守口市立わかくさ・わかすぎ園（児童発達支援センター）が、障害のある児童の心身を育む専門的な療育・訓練を提供し、家族の抱える不安や悩みを受けとめ、適切な助言・指導を施す場であるとともに、障害のある児童が地域の子どもたちの中にとけこみ、健やかに成長する機会を提供する場であるよう努めます。また、本市における障害のある児童の療育・相談支援の拠点としての役割を務めます。	子育て支援課 （守口市立わかくさ・わかすぎ園）
療育の提供と地域生活を支えるサービス支援	障害のある児童の療育や地域の生活を支え、その児童を介護する家族の負担を軽減するため、それぞれのニーズを踏まえながら障害児支援サービス及び障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供と利用促進に取り組んでいきます。	障害福祉課
【重点施策3】 施策の谷間にある児童への支援に向けての連携	発達障害、高次脳機能障害、難病、医療的ケアが必要な重症心身障害等、これまで福祉施策の谷間にあると言われていた児童に対する相談支援を充実させ、それぞれの障害特性を踏まえた福祉サービスの提供に向けて、関係機関との連携を図ります。	子育て支援課 （守口市立わかくさ・わかすぎ園） 保育・幼稚園課 学校教育課 障害福祉課 関係機関

施策・事業	内容	担当部署
障害のある児童の家族がともに支え合う場の促進	障害のある児童の家族同士が相互に支え合い、情報共有できる場づくりを、家族自らが主体となって進めていけるよう支援します。	障害福祉課 子育て支援課 (守口市立わかかさ・わかすぎ園) 関係機関
障害児支援サービスの質の向上	障害のある児童に対して、専門性の高い療育・訓練の機会が保証されるよう、障害児支援サービスを提供する人材の育成及び確保に努め、サービスの質の向上を図ります。また、医療的ケアに対応できる事業者の拡充に努めます。	障害福祉課

### (3) 文化芸術活動・スポーツ等

文化芸術活動やスポーツは、社会参加や生活の質の向上につながることから、障害のある人が活動に取り組みやすい環境の整備が必要とされています。

障害のある人が文化芸術活動やスポーツに参加しやすく、親しむことができる機会と場の確保や、各種教室や講座、イベント等に関する情報の提供に努めます。また、文化芸術活動等を支える人材の育成・確保に努めるとともに、各種施設のバリアフリー化を進めることで、障害のある人の社会参加を促進します。

#### ①文化芸術活動、スポーツの振興

施策・事業	内容	担当部署
文化芸術活動の機会の充実	障害のある人が参加しやすい講座の開催に努めるとともに、市や関係機関、団体などが開催するイベントについて広く周知し、参加の促進を図ります。	生涯学習課 コミュニティ推進課 障害福祉課
スポーツの機会の充実	障害のある人がスポーツに親しみ交流を深める機会として、各種スポーツ大会を継続して開催します。より多くの人に参加していただけるよう啓発・周知に努めるとともに、参加しやすい環境づくりや内容などについて検討を重ねます。	スポーツ・青少年課 障害福祉課
障害者スポーツの振興	大阪府障がい者スポーツ振興協会の指導者派遣事業などを活用し、障害者スポーツの振興に努めるとともに、関係機関・団体などが開催する障害者スポーツ教室などを周知し、参加の促進を図ります。	スポーツ・青少年課 障害福祉課
文化芸術活動等を支える人材の確保・育成	障害のある人の文化芸術活動等を支援するため、指導者やボランティアなどの人材の確保及び育成に努めます。	障害福祉課 関係各課
学習情報の提供・教材の整備	障害のある人の学習機会促進のため、多様な障害特性に応じた学習情報や学習教材の収集、提供に努めます。	生涯学習課 コミュニティ推進課
公共施設の整備・充実	障害のある人の文化芸術活動やスポーツへの参加促進に向け、公共施設（生涯学習情報センター・守口文化センター・コミュニティセンター・市民体育館）などについて、バリアフリー化を引き続き進めます。	生涯学習課 コミュニティ推進課 スポーツ・青少年課



### 3. 雇用・就業・経済的自立の支援

#### (1) 雇用・就業

障害のある人が働くことは、自立した生活の基盤となるだけでなく生きがいや社会参加という点においても重要です。働く意欲のある人に個々の能力や適性に応じた就労の場を確保し、長期的な就労を支援することが求められています。

このため、市民や企業等に対して障害者雇用への理解促進を図るとともに、障害のある人への就労支援を強化し、就職から職場に定着するまでの総合的な支援を推進します。また、一般就労が難しい人のために障害福祉サービスにおける就労系サービスの確保・充実に努めます。

#### ①障害者雇用の促進

施策・事業	内容	担当部署
障害者雇用に関する理解の啓発強化	障害者雇用に対する市民や企業などの理解を深めるため、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと連携し、啓発活動を強化します。	障害福祉課
障害のある人の就労機会の拡充	障害のある人の雇用機会の拡大・安定について、守口市障害者自立支援協議会において検討するとともに、引き続きハローワークとの連携を図ります。 また、ICT（情報通信技術）を活用した柔軟な働き方を支援するために設置された守口市テレワークオフィスについて周知し、障害のある人の就労の一助となるよう努めます。	障害福祉課 関係各課
障害者雇用の促進	市役所において法定雇用率を遵守し、引き続き障害のある人の雇用の促進に取り組みます。 また、国・府と連携し、障害者雇用に関する法律や助成金制度についての情報提供に努め、企業などにおける法定雇用率の達成や、障害のある人の雇用の促進を促すよう努めます。	人事課 障害福祉課

#### ②就労支援の充実

施策・事業	内容	担当部署
就労系サービスの充実	一般就労が困難な障害のある人に対して、就労移行支援や就労継続支援A型・B型など、各種サービスの確保に努めます。	障害福祉課
【重点施策2】 就労相談の充実	障害等により就労が困難な人や、現在の就労状況に不安を抱える障害のある人に対し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターなどと連携し、適切な情報提供や、相談支援を行います。	障害福祉課 関係機関

施策・事業	内容	担当部署
【重点施策2】 職場への定着支援	障害のある人が職場において自立し、継続就労を行うために、就職先の企業や、関係機関と連携して相談等の支援を行い、職場への定着を支援します。	障害福祉課 関係機関
職業訓練の機会の提供	障害のある人による職業能力の取得を支援するため、大阪府障害者職業能力開発校等による職業訓練について、情報提供を行います。	障害福祉課
就労支援体制の充実	<p>障害者就業・生活支援センターを中心とした関係機関が連携し、作業所・施設などを活用しての訓練や、企業実習を行い、障害のある人の就労を支援します。</p> <p>一般就労を希望する障害のある人に、就労体験の場として市役所等を提供し、働く上で配慮すべき事項の把握や、職業能力の向上を支援します。</p>	障害福祉課 人事課 関係機関

## (2) 経済的自立の支援

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、経済的基盤の確保が重要です。年金や手当等の給付制度、経済的負担の軽減に係る各種制度等の普及・啓発に努めるとともに、障害者就労施設等で働く障害のある人の賃金の向上を図ることで、経済的な自立を支援します。

### ①年金や諸手当等の支給

施策・事業	内容	担当部署
年金・諸手当等の支給	障害基礎年金をはじめ、特別障害給付金や特別障害者手当、障害児福祉手当等を支給することにより、障害のある人及びその家族の経済的、精神的負担の軽減を図ります。	障害福祉課 子育て支援課 総合窓口課 関係機関

### ②各種の税制上の優遇措置等

施策・事業	内容	担当部署
税制上の優遇措置、各種助成制度の周知	障害のある人に対する税制上の優遇措置及び交通割引や各種減免・助成制度について周知に努めます。	障害福祉課 関係各課 関係機関

### ③障害者就労施設等における賃金向上の推進

施策・事業	内容	担当部署
障害者優先調達推進法の活用促進	障害者就労施設等で就労する障害のある人の経済的自立を促進するため、市等において、障害者就労施設等が提供する物品・サービスの優先的な調達を推進します。	障害福祉課 関係各課
授産品を販売する場の提供	障害者就労施設等で作成された物品を販売する場として、市役所等のスペースを提供します。市民の目に触れる機会を増やすことで販売額の増加を後押しし、障害のある人の賃金向上を目指します。	障害福祉課

## 4. 生活環境、情報アクセシビリティ、危機管理（防災・防犯）

### （1）生活環境

障害のある人が自立して社会参加できる地域にするためには、建物や公共交通機関などのバリアフリー化を進める必要があります。また、住まいは生活の基盤であることから、障害特性に応じた住環境の整備が求められます。

今後も、障害のある人が、住み慣れた地域で自立した生活を継続できるよう、公共施設や公共交通機関、住まいなどのバリアフリー化を進め、安全で誰もが安心して暮らせるまちづくりを推進します。

#### ①住宅の確保

施策・事業	内容	担当部署
居住環境の改善支援	重度障害のある人等が、住み慣れた地域で適切な支援を受けながら安心して生活ができるよう、住宅改造についての相談及び支援の充実に努めます。	障害福祉課 高齢介護課（くすのき広域連合守口支所）
生活福祉資金（住宅資金）制度の周知	社会福祉協議会が実施している障害のある人等を含む低所得世帯に対する住宅の増改築、補修等に必要経費の貸付制度について、引き続き周知を行います。	障害福祉課 関係機関
グループホームの整備及び充実	障害のある人が地域において安定した暮らしを継続して送ることができるよう、グループホームの設置を促進するとともに、重度障害者向けグループホームをはじめ、多様な障害に対応できるグループホームの設置に向けて取り組みます。	障害福祉課
市営住宅の改善	守口市営住宅長寿命化計画（平成25年3月策定）に基づき、エレベーターの設置や共用部の手摺りの設置など、誰もが安全で安心して暮らせる住宅となるよう、バリアフリー化を推進します。	建築課

#### ②公共施設、公共交通機関のバリアフリー化の推進

施策・事業	内容	担当部署
福祉のまちづくりの推進	障害のある人や高齢者をはじめとするすべての人が安心して日常生活を営めるよう、「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、対象となる建築物の整備・改善に引き続き取り組み、すべての人に優しい「福祉のまちづくり」の推進に努めます。	建築指導課

施策・事業	内容	担当部署
バリアフリー基本構想の推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の推進に関する法律」に基づき作成したバリアフリー基本構想のもと、駅舎や地区内の公共施設といった都市基盤の一体的な整備に引き続き取り組みます。	都市計画課
鉄道駅舎エレベーター等整備の促進	バリアフリー基本構想に基づき各鉄道事業者が作成した事業計画の進捗把握に努め、すべての人が利用しやすい公共交通機関に向けて設備改善を推進します。	都市計画課
都市公園（児童公園含む）の整備	障害のある人をはじめとするすべての市民の憩いとやすらぎの場を目指し、都市公園特定事業計画に基づいたバリアフリー化の推進に引き続き取り組みます。	公園課

### ③都市基盤の整備・充実

施策・事業	内容	担当部署
めいわく駐車・放置自転車対策の推進	障害のある人の移動を阻害するめいわく駐車・放置自転車について、放置自転車対策事業及び放置自転車移送・保管事業を引き続き実施します。	道路課 関係機関
交通マナーに対する市民意識の啓発	障害のある人が安全かつ安心して通行できるよう、自転車安全走行指導や歩きスマホ防止キャンペーンなど、市民の交通マナー向上を図るための交通安全啓発事業を計画的に継続するとともに、市民に対するさらなる周知徹底に努めます。	道路課 関係機関
コミュニティバスの啓発	障害のある人や高齢者等の外出支援の一助となるよう、市内公共施設を巡回するコミュニティバスについて周知し啓発に努めます。	障害福祉課 関係各課
歩道・交通安全施設整備の推進	安全で快適な歩行空間を確保するため、歩道のバリアフリー化や修繕、視覚障害者誘導用ブロックの設置に引き続き取り組みます。また、市道の交通安全施設を適切に維持管理し、交通事故の防止を図るとともに、国道・府道についても関係機関に整備を要請します。	道路課 関係機関
視覚障害者用信号機付加装置の整備促進	バリアフリー基本構想に基づき、視覚障害のある人が安全かつ安心して交差点を通行できるよう、視覚障害者用信号機付加装置の設置を引き続き関係機関に要請します。	都市計画課
低床バス等の運行促進	バリアフリー基本構想に基づき、障害のある人や高齢者等が乗降しやすい低床バス等の運行について、バス運行事業者に引き続き要請します。	都市計画課

## (2) 情報アクセシビリティ

障害のある人が、必要な時に必要な情報を得られるよう、情報アクセシビリティの向上を図る必要があります。また、障害のある人のコミュニケーションを円滑にするため、障害特性に応じた意思疎通支援の幅広い提供が求められています。

障害のある人が必要な情報を容易に得られるよう、わかりやすく利便性の高い情報提供媒体や提供方法の充実に取り組んでいきます。また、意思疎通支援の普及を推進するとともに、支援者の育成・確保に努めます。

### ①情報活用のバリアフリー化

施策・事業	内容	担当部署
情報提供媒体の充実	福祉サービスや制度についての理解促進を図るため、広報もりぐちや市ホームページ、エフエムもりぐち、リーフレットなどの情報提供媒体の充実を図るとともに、すべての人にとってわかりやすい情報の発信に努めます。	障害福祉課 関係各課
障害特性に配慮した情報提供の充実	様々な障害特性に配慮した情報提供ができるよう、調査・検討を踏まえながら対応していきます。また、相談支援専門員などと連携を図りながら、適切に情報が伝わるよう取り組んでいきます。	障害福祉課 関係各課

### ②意思疎通支援の充実

施策・事業	内容	担当部署
意思疎通支援の普及、人材育成の推進	研修や講座を開催し、手話等の意思疎通支援への理解促進や普及に努めるとともに、意思疎通支援ボランティアの養成など、引き続き人材確保・育成に取り組めます。 また様々な生活場面で意思疎通支援が受けられるよう、関係機関に対して要請します。	障害福祉課
【重点施策4】 意思疎通支援の提供体制の充実	意思疎通に特別な支援が必要な人のコミュニケーションを円滑にするため、庁内における専門的人材の確保・配置に努めます。手話通訳者、要約筆記者、盲ろう通訳者などを必要に応じて派遣するとともに、その周知に努めます。 また、重度障害により意思疎通が困難な人のコミュニケーションを支援する制度の構築に向け、調査・検討を進めます。	障害福祉課 関係各課

### (3) 危機管理（防災・防犯）

近年、全国各地で大規模な災害が発生していることから、災害時における情報伝達体制や、避難行動要支援者の避難支援及び安否確認のほか、福祉避難所の周知・確保、地域防災防犯体制の整備を進めていく必要があります。また、消費に関しても被害に遭わないための講座の開催や防犯システムの構築が求められています。

障害の有無に関わらず、市民全員の安全と安心を守るため、避難所の整備や確保、自主防災組織の育成など、多岐にわたる災害対策を進めるとともに、犯罪や詐欺に遭わないための防犯体制の強化に努めていきます。

#### ①防災対策の推進

施策・事業	内容	担当部署
避難行動要支援者の把握及び避難支援体制づくり	災害対策基本法に基づく、避難行動要支援者名簿を適宜修正し、重度障害等により災害時・避難時に支援が必要な人の把握に努めます。また、同意者名簿を民生委員・児童委員、社会福祉協議会、消防機関、警察、自主防災組織に配布し、災害時に支援が得られやすい体制を整備します。	健康福祉部総務課 危機管理室
避難行動要支援者の個別避難計画の作成	避難行動要支援者一人ひとりについて、災害時に「どこに、誰と、どうやって避難するのか」を定めた個別避難計画の作成を目指します。また災害時に実行できるよう、日頃から関係機関や団体と連携・情報共有し、支援体制の整備及び訓練に努めます。	健康福祉部総務課 危機管理室
防災知識の普及・啓発及び意識の高揚	防災関係機関と連携し、福祉施設等で講座を開催するなど、障害のある人が災害に対する日頃の備えや心構えを学ぶことで、防災について主体的に取り組めるよう支援します。また障害のある人に対する配慮など、市民一人ひとりが具体的な行動に移せるよう防災知識の普及・啓発や意識の高揚に努めます。	危機管理室 関係各課
避難路、避難所の周知と避難誘導体制の整備	災害時に、安全かつ円滑に避難できるよう、避難所を示した「防災ハザードマップ」等によって周知し、避難路、避難所のバリアフリー化を進めるとともに誘導体制の整備及び周知を図ります。	危機管理室 関係各課
地域での防災活動の推進	市民による自主的な防災活動が被害の拡大防止に果たす役割を重視し、地域の特性等を踏まえつつ、自主防災組織の結成・育成を推進します。また障害のある人自身が避難訓練などの防災訓練に参加できるよう促進し、災害に備える意識の醸成・向上を図ります。	危機管理室 関係各課
情報連絡体制の整備	MCA同報系防災行政無線による市内全域への一括情報伝達に加え、エフエムもりぐちなどと連携し、障害のある人や高齢者等に配慮した情報伝達体制のさらなる充実を図ります。	危機管理室 関係各課 関係機関

施策・事業	内容	担当部署
福祉避難所の整備	障害のある人が、避難後も普段の生活に近い支援が受けられるよう、福祉施設における避難所運営の実現に向け、関係機関や事業者等と連携を図りながら体制整備を進めます。	危機管理室 健康福祉部総務課 関係各課

## ②防犯対策の推進

施策・事業	内容	担当部署
防犯知識の普及・啓発及び意識の高揚	障害のある人や高齢者等を狙った犯罪を防止するため、関係機関と連携し、防犯知識の普及・啓発や消費者教育を実施し、意識の高揚に努めます。	危機管理室 関係各課 関係機関
地域での防犯活動の推進	地域住民による防犯委員会の結成・育成を促進し、犯罪を未然に防ぐほか、障害のある人を地域で見守り支える体制づくりに努めます。	危機管理室 関係各課



## 5. 差別の解消及び権利擁護の促進、理解促進

### (1) 差別の解消及び権利擁護の促進

障害のある人もない人も、互いを尊重し支え合う社会の実現に向けて、障害のある人に対する虐待の防止や差別の解消について、より一層の取り組みが求められています。

市民等に対し「障害者虐待防止法」及び「障害者差別解消法」についての周知を図るとともに、関係機関の連携を強化し障害のある人の権利擁護に取り組みます。

また、職員を対象とした研修等を実施することで、全庁的な職員の意識向上を図ります。

#### ①障害を理由とする差別の解消の促進

施策・事業	内容	担当部署
差別解消法に関わる対応要領の策定	不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供を推進するため、配慮すべき事項を定めた対応要領を策定します。また、職員を対象とした研修等を実施し、職員の意識向上に取り組みます。	人事課 学校教育課
【重点施策5】 障害者差別解消法の普及・啓発	障害を理由とする差別の解消に向け、当事者、家族、市民、事業者等に対し、不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について啓発を行い、理解の促進に努めます。	障害福祉課 関係各課

#### ②権利擁護の推進

施策・事業	内容	担当部署
権利擁護制度の啓発	障害により判断能力に不安のある人が、金銭管理等の必要な支援を受けることで安心して暮らせるよう、権利擁護事業についての啓発、利用促進を図ります。また、市民後見人の確保に向けた体制整備や法人後見の導入について検討します。	障害福祉課 高齢介護課 健康福祉部総務課 関係機関
権利擁護制度の研修の充実	基幹相談支援センターを中心に、相談支援事業所等に対して権利擁護事業についての研修を実施し、支援体制の充実を推進します。	障害福祉課
法的支援機関の周知と利用促進	障害のある人に対する差別や権利侵害に対処するため、基幹相談支援センター等の関係機関との連携を図るとともに、各関係機関の普及・啓発を図ります。	障害福祉課 関係機関

### ③虐待防止の推進

施策・事業	内容	担当部署
権利擁護に関する関係機関との連携の強化	<p>基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）をはじめ、相談支援事業所、福祉サービス提供事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、医療機関、警察など各関係機関と適宜連携を図り、虐待の早期発見・早期対応に努めます。</p> <p>また、事案に応じて、高齢介護課、子育て支援課、人権室等、市の権利侵害対応各課と連携し、迅速な虐待状況の解消に取り組みます。</p>	障害福祉課 高齢介護課 子育て支援課 人権室 関係機関
虐待事案への迅速かつ適切な支援の推進	<p>基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）、相談支援事業所等との連携のもと、虐待が疑われる事案に対して迅速かつ適切な支援を行い、虐待状況のすみやかな解消及び見守り体制の形成を推進します。</p>	障害福祉課
家族への支援の充実	<p>障害のある人の家族が介護上の悩みや不安を安心して相談でき、適切な支援を受けることができるよう、基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）をはじめ、相談支援事業所、福祉サービス提供事業者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などと協働しながら取り組んでいきます。</p> <p>また、事案に応じて、高齢介護課、子育て支援課と連携し、包括的な家族支援に取り組みます。</p>	子育て支援課 高齢介護課 障害福祉課 関係機関
虐待防止の啓発と普及	<p>障害のある人に対する虐待を防止するため、市民及び福祉サービス提供事業者等に向けて、基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）による研修などを開催し、虐待防止や権利擁護の意識啓発を推進します。また、基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）及び障害者虐待防止法の周知、浸透に努めます。</p>	障害福祉課
【重点施策5】虐待防止ネットワークの構築と進捗管理	<p>虐待など、権利侵害と思われる事案に対して的確な対応を取ることができるよう、基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）、相談支援事業所等との連携を強め、虐待防止のネットワークを構築します。</p> <p>また、虐待事案の対応状況などについて、進捗管理を行う組織体制を整備します。</p>	障害福祉課 関係機関

## (2) 障害者理解の促進

障害のある人が住みたい場所で安心して生活していくには、行政による取り組みはもちろんのこと、日常生活に深い関わりを持つ地域、障害者団体等の協力が必要です。

関係機関と連携して啓発活動を行うほか、障害のある人と地域住民の交流を増やすことで障害に対する理解を図り、支え合いの関係づくりを推進します。

### ①障害及び障害者理解の促進

施策・事業	内容	担当部署
【重点施策5】 理解促進に向けた啓発事業の実施	当事者や関係者の協力を得ながら、様々な媒体や機会を通じて人権意識の高揚に努めるとともに、障害特性や障害のある人への理解促進に取り組みます。	障害福祉課 人権室 学校教育課
障害のある人の社会参加の推進	障害のある人もない人も、互いを尊重し支え合う社会の形成に向け、障害のある人や障害者団体等が気軽に参加できる事業、機会、場の確保を推進します。	障害福祉課 関係各課
障害者・高齢者交流会館の充実	障害のある人や高齢者、障害者団体等の交流の場として、守口市障害者・高齢者交流会館を開放していくとともに、新たな活用方法や交流の活性化について、検討を重ねていきます。	障害福祉課 関係機関

### ②選挙等における配慮

施策・事業	内容	担当部署
選挙等における配慮	選挙の際、点字・代理投票や郵便等による投票、指定病院等での不在者投票など、障害の状況や入所・入院の状況において、より投票しやすい環境が整うよう、施設・病院等と連携していきます。 また、投票所のバリアフリー化等についても適宜進めていきます。	選挙管理委員会 事務局

## 6. 共生社会の実現（地域における助け合いの推進）

障害のある人もない人も、相互に人格と個性を尊重し合いながら、互いに支え合う「共生社会」の実現を目指します。そのためには、障害のある人すべてが社会を構成する一員として、あらゆる分野の活動に参加する機会が保証されなければなりません。障害のある人の社会参加の促進、それを支えるボランティア等の人材確保に努めます。

また、障害のある人が自分らしくいきいきとした生活を送れるよう、障害のある人同士の仲間づくりや、障害のある人の自発的な活動を支援し、障害のある人とない人がともに生きるまちづくりに向けて取り組みます。

### ①支え合い活動の促進

施策・事業	内容	担当部署
地域の支え合い活動の推進	地域における様々な生活の課題を共有し、支え合いや助け合いの活動が推進されるよう、小地域ネットワーク活動や地域ケア会議などの活動を支援します。	高齢介護課・くすのき広域連合守口支所 健康福祉部総務課 関係機関
ボランティア活動の活性化	市民が地域福祉活動へ気軽に参加することができるように、地域福祉に関するニーズ等の情報を収集し、各種媒体を通じ活動に関する情報提供を行うとともに、住民同士の助け合い、支え合いを支援します。	関係各課 関係機関
ボランティア団体の交流の促進	個々のボランティア団体の活性化と継続を支援するとともに、ボランティア連絡会やボランティアフェアなどを開催し、団体間の交流を促進します。	関係各課 関係機関
社会福祉協議会の充実・強化の支援	地域の様々な福祉ニーズに応えた福祉コミュニティづくりを目指す、社会福祉協議会の事業展開を積極的に支援します。	健康福祉部総務課
市民や企業の社会貢献活動の推進	広く市民や一般企業、地域商店街などに対して、障害のある人への社会貢献活動を啓発し、その参入を促進し活動を支援していきます。	障害福祉課 関係各課

## ②障害のある人同士の仲間づくり、地域とのふれあいの促進

施策・事業	内容	担当部署
障害のある人の自発的な活動の支援	障害のある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人とその家族、地域住民などによる地域における自発的な取り組みを支援します。	障害福祉課 関係機関
障害者団体の活動の支援	障害者の自助団体や障害者を支える市民の会などに対して支援を行い、活動を活性化させることで、広く市民に向けて障害者団体などの周知と障害者理解の促進を図ります。	障害福祉課
障害者団体同士の交流の促進	障害のある人の団体が集まり、広く交流することのできる場を支援するとともに、様々な障害のある人が互いの違いを認め合い、わかり合えることを目指します。	障害福祉課
地域でのふれあい、居場所づくり	障害のある人もない人も互いにふれあい交流することができる居場所づくりを支援します。	障害福祉課 関係機関
家族がともに支え合う場の支援	障害のある人を介護する家族の心身の健康を保持するため、家族がともに不安や悩みを話し合い、支え合うことのできる場づくりを支援します。	障害福祉課

# 第6章 計画の推進

## 1. 計画の推進体制

### (1) 庁内連携体制の構築

障害福祉施策の推進には、保健・教育・労働・まちづくりなど様々な分野による連携が必要となります。このため、本計画の実行にあたっては関係各課による情報共有や意見交換を積極的に行い、より実効性をもった施策の実現を図ります。

また、施策・事業に応じて職員を対象とした研修等を実施することで全庁的な取り組みを進めます。

### (2) 市民や地域、団体との連携

障害福祉施策の推進には、行政による取り組みはもちろんのこと、日常生活に深い関わりを持つ地域、団体などの協力が必要です。

そのため、市民をはじめ、地域や団体などに対して、障害特性や障害のある人に対する理解を深めるとともに、障害のある人の日常生活を支える福祉の担い手として、活躍いただけるよう、連携・協力体制を深めていきます。

### (3) 関係機関との連携

障害のある人の自立や社会参加の促進、日常生活の支援に深い関わりを持つ、サービス提供事業者をはじめ、保健・教育・労働・まちづくりなど、様々な関係機関との連携が必要です。

守口市障害者自立支援協議会の構成機関との連携強化のほか、サービス提供事業者、社会福祉法人、企業など、障害者支援に関わる各種関係機関による交流や協力体制の構築を推進していきます。

また、総合的な取り組みを推進するために各関係機関への情報提供に努め、それぞれの役割を明確にしながら社会全体による支援体制の確立を図ります。

### (4) 大阪府・府内市町村との連携

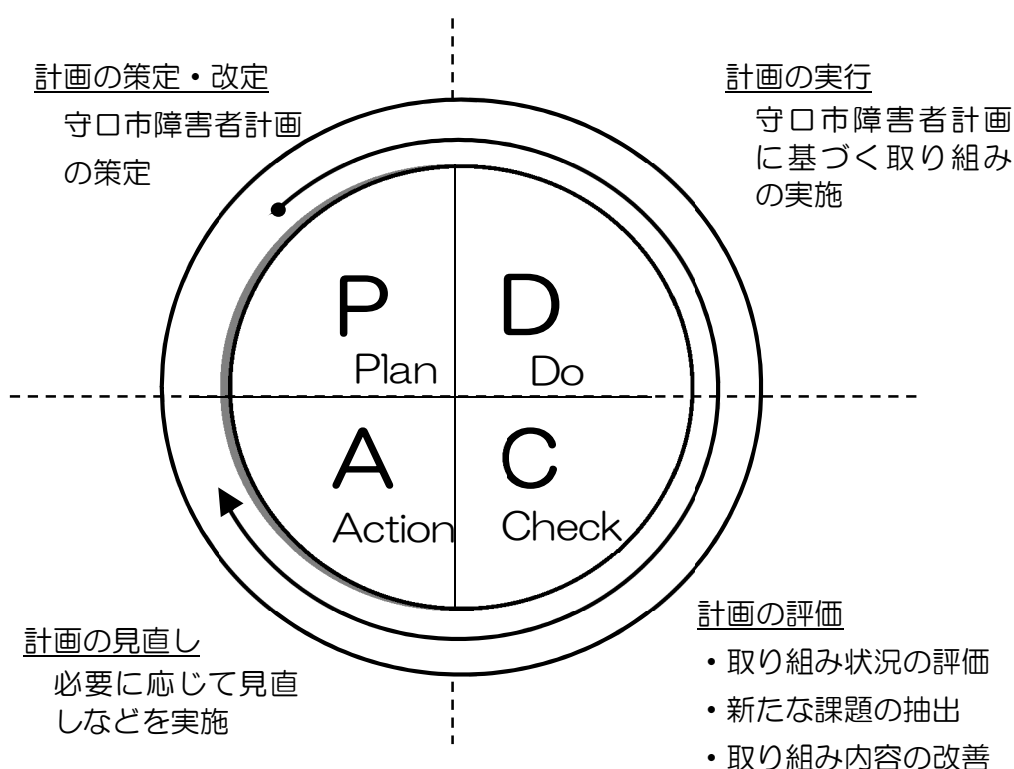
本計画の推進にあたり、各種制度の充実など必要な事項については国、大阪府に対して意見具申を行います。また、広域的な対応が望ましい施策・事業については、北河内7市を中心とした近隣自治体と協働することにより、支援の充実を図ります。

## 2. 計画の評価・進捗管理

本計画の推進にあたっては、施策の実施状況について随時点検・評価を行い、確実な実行を図ります。あわせて、守口市障害者自立支援協議会において関係する団体や機関等から幅広く意見を求めることで、必要な見直しや施策の充実についての検討を行います。

また、施策の実施にあたっては市民の意見把握に努め、計画内容の推進や改定、次期計画や守口市障害福祉計画の策定などに反映していきます。

PDCAサイクルによる点検・評価のイメージ





守口市シンボルキャラクター  
もり吉



# 資料

# 1. 計画の策定体制及び策定経過

## (1) 守口市附属機関条例

平成25年2月25日

条例第3号

最近改正 平成28年3月25日条例第7号

注 平成27年12月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項の規定に基づき、その設置、担任する事務その他附属機関に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 市が設置する執行機関の附属機関は、次のとおりとする。

### (1) 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員		
		定数	構成	任期
守口市有功者 審査会	守口市有功者条例（昭和44年守口市条例第21号）第1条に規定する有功者の選定についての審査に関する事務	7人以内	1 市議会議員 2 市の職員	1年以内で 市長が定める期間
守口市コン ペ・プロポーザ ル選定委員会	市の発注する建築コンサルタン ト業務について地方自治法施行 令（昭和22年政令第16号）第 167条の2第1項第2号の規定に より随意契約の方法により契約 を締結する場合であって、公募等 の方法により事業者を選定する ときにおける当該事業者の選定 の基準の策定及び当該事業者の 選定についての審査に関する事 務	10人 以内	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	1年以内で 市長が定め る期間

守口市職員採用試験委員会	採用試験の実施及び採用候補者名簿の作成に関する事務	9人以内	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	採用候補者名簿の提出日まで
守口市公正職務等審査委員会	セクシュアル・ハラスメントの防止等、不当要求行為等の防止、職員等の公益通報保護及び法令の遵守の推進についての調査審議に関する事務	7人以内	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	3年
守口市民体育館指定管理者選定委員会	守口市民体育館の指定管理者の指定についての審査及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務	7人以内	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口文化センター指定管理者選定委員会	守口文化センターの指定管理者の指定についての審査及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務	7人以内	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口市生涯学習情報センター指定管理者選定委員会	守口市生涯学習情報センターの指定管理者の指定についての審査及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務	7人以内	1 学識経験者 2 市の職員 3 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口市生涯学習推進会議	生涯学習推進計画及び生涯学習の推進のための施策についての調査審議に関する事務	20人以内	1 学識経験者 2 生涯学習に関する経験を有する者 3 市民 4 その他市長が適当と認めた者	2年
守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会	守口市生涯学習援助基金条例（平成4年守口市条例第17号）第4条の収益を財源として行う生涯学習に関する活動に対する助成についての審査に関する事務	6人以内	1 学識経験者 2 市民 3 市の職員	2年

守口市工業活性化推進協議会	一般機械器具、電気機械器具、金属製品等の中小製造業の活性化を図る方策についての調査研究及び工業振興の立場から今後の街づくりについての調査審議に関する事務	15人以内	1 学識経験者 2 工業関係団体の代表者 3 金融機関の代表者 4 経済関係団体の代表者 5 関係行政機関の代表者 6 その他市長が適当と認めた者	2年
守口市地域商業活性化推進協議会	地域の商店街及び小売市場の活性化を図る方策についての調査研究及び商業振興の立場から今後の街づくりについての調査審議に関する事務	20人以内	1 学識経験者 2 商業関係団体の代表者 3 消費者関係団体の代表者 4 経済関係団体の代表者 5 関係行政機関の代表者 6 その他市長が適当と認めた者	2年
守口市廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物の減量及び再生利用に関する事項についての調査審議に関する事務	20人以内	1 学識経験者 2 市民 3 市議会議員 4 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口市次世代育成支援行動計画策定懇話会	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第8条第1項の計画についての調査審議に関する事務	20人以内	1 学識経験者 2 福祉関係団体の代表者 3 教育関係団体の代表者 4 医療関係団体の代表者 5 商工関係団体の代表者 6 市民 7 関係行政機関の職員	1年以内で市長が定める期間
守口市障害者施設等指定管理者選定委員会	守口市立わかたけ園及び守口市障害者・高齢者交流会館の指定管理者の指定についての審査及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務	7人以内	1 学識経験者 2 障害者を支援する施設又は事業において経験を有する者 3 市の職員 4 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間

守口市障害者 計画策定委員 会	障害者基本法（昭和45年法律第 84号）第36条第4項各号に掲げ る事務	21人 以内	1 学識経験者 2 福祉関係団体の代表者 3 医療関係団体の代表者 4 人権関係団体の代表者 5 市民 6 教育関係機関の代表者 7 関係行政機関の代表者 8 市の職員 9 その他市長が適当と認めた者	1年以内で 市長が定め る期間
守口市老人福 祉計画検討委 員会	老人福祉法（昭和38年法律第 133号）第20条の8第1項の計画 についての調査審議に関する事 務	14人 以内	1 学識経験者 2 福祉関係団体の代表者 3 医療関係団体の代表者 4 地域関係団体の代表者 5 市民 6 関係行政機関の代表者 7 その他市長が適当と認めた者	1年以内で 市長が定め る期間
守口市福祉事 務所老人ホー ム入所判定委 員会	老人福祉法第11条第1項の措置 の要否についての審査に関する 事務	10人 以内	1 医師 2 福祉関係団体の代表者 3 関係行政機関の代表者 4 市の職員 5 その他市長が適当と認めた者	1年
守口市立保育 所の民間移管 に伴う保育 所・認定こども 園運営者選考 委員会	守口市立保育所の民間移管に伴 って行う保育所運営者及び認定 こども園運営者の選考の基準の 策定及び選考に係る審査に関す る事務	10人 以内	1 学識経験者 2 関係市民団体の代表者 3 市民 4 その他市長が適当と認めた者	1年以内で 市長が定め る期間
守口市子育て 支援センター 運営委員会	子育て支援センターの運営につ いての調査審議に関する事務	18人 以内	1 学識経験者 2 関係市民団体の代表者 3 医療関係団体の代表者 4 保育所及び幼稚園の代表者 5 関係行政機関の職員 6 その他市長が適当と認めた者	2年

守口市予防接種健康被害調査委員会	予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づき実施した予防接種による健康被害についての調査審議に関する事務	7人以内	1 大阪府知事が推薦する医師 2 一般社団法人守口市医師会が推薦する医師 3 大阪府守口保健所の所長 4 市の職員	2年
守口市市民保健センター運営協議会	守口市市民保健センターの運営についての調査審議に関する事務	10人以内	1 医療関係団体の代表者 2 保健関係団体の代表者 3 福祉関係団体の代表者 4 市の職員	2年
守口市感染症対策委員会	感染症の予防対策その他感染症に係る事項についての調査審議に関する事務	20人以内	1 医療関係団体の代表者 2 関係行政機関の職員 3 市の職員 4 その他市長が適当と認めた者	2年
守口市バリアフリー基本構想策定協議会	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第25条第1項に規定する基本構想についての調査審議に関する事務	30人以内	1 学識経験者 2 障害者団体の代表者 3 高齢者団体の代表者 4 地域関係団体の代表者 5 関係公共交通機関の代表者 6 関係施設の設置管理者 7 関係行政機関の代表者 8 市の職員 9 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口市自転車駐車場指定管理者選定委員会	守口市自転車駐車場の指定管理者の指定についての審査及びその業務の実施状況等に関する評価についての調査審議に関する事務	5人以内	1 学識経験者 2 守口市自転車駐車場の使用者 3 市の職員 4 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
守口市交通問題対策協議会	交通問題の解決のための重要事項の調査審議に関する事務	12人以内	1 学識経験者 2 関係公共交通機関の代表者 3 市内の交通利用者 4 市の職員	2年

守口市公共事業再評価委員会	国土交通省所管の補助対象公共事業の再評価についての調査審議に関する事務	5人以内	1 学識経験者 2 市民 3 その他市長が適当と認めた者	1年以内で市長が定める期間
---------------	-------------------------------------	------	------------------------------------	---------------

(2) 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務	委員		
		定数	構成	任期
守口市奨学生選考委員会	守口市奨学資金条例（昭和44年守口市条例第13号）第3条第3項の規定による奨学生の選考についての審査に関する事務	10人以内	1 学識経験者 2 関係教育機関の職員 3 市の職員 4 その他教育委員会が適当と認めた者	2年
守口市幼児教育振興審議会	幼児教育の基本的諸問題についての調査審議に関する事務	20人以内	1 学識経験者 2 市民 3 市の職員 4 その他教育委員会が適当と認めた者	2年以内で教育委員会が定める期間
守口市立学校結核対策委員会	市立学校の児童及び生徒に係る結核に関する学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に基づく保健管理及びまん延防止のための施策に関する専門的な事項についての調査審議に関する事務	12人以内	1 結核に関し専門的知識を有する医師 2 一般社団法人守口市医師会が推薦する医師 3 大阪府守口保健所の所長 4 市立学校の学校医 5 市立学校の校長 6 市立学校の養護教諭	2年
守口市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	市立の義務教育諸学校において使用する教科用図書についての調査及び研究に関する事務	7人以内	1 市立の義務教育諸学校に在籍する児童又は生徒の保護者 2 市立の義務教育諸学校の校長、副校長及び教頭 3 教育委員会事務局及び守口市教育センターの職員	1年

（平27条例33・平27条例34・平27条例37・平28条例7・一部改正）

(委員)

第3条 補欠の委員の任期は、前条の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、市が設置する執行機関の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例の一部改正)

2 守口市廃棄物の減量及び処理並びに清掃に関する条例（平成5年守口市条例第8号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

(守口市奨学資金条例の一部改正)

3 守口市奨学資金条例（昭和44年守口市条例第13号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

附 則（平25.6.14条例18）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平27.12.24条例33抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平27.12.24条例34抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平27.12.24条例37）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平28.3.25条例7）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。



## (2) 守口市障害者計画策定委員会規則

平成25年2月25日

規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、守口市附属機関条例（平成25年守口市条例第3号）第4条の規定に基づき、守口市障害者計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、守口市附属機関条例第2条の表第1号に掲げる当該担当事務について調査審議し、市長に答申する。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、議事に関して必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、障害福祉主管課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### (3) 守口市障害者計画策定委員会 委員名簿

区分		氏名	所属機関・役職
学識経験者	1	小寺 鐵也	種智院大学 教授
福祉関係団体の代表者	2	砂原 嘉夫	守口市身体障害者福祉会 会長
	3	榎原 紀子	守口市精神障害者を支える市民の会 事務局長
医療関係団体の代表者	4	田中 満	守口市医師会 副会長
	5	竹下 雅江	守口市歯科医師会 理事
	6	増田 眞一	守口市薬剤師会 会長
人権関係団体の代表者	7	木村 孝司	守口市人権協会 会長
市民	8	西本 良子	市民代表
教育関係機関の代表者	9	郡司 弘子	大阪府立守口支援学校 校長
関係行政機関の代表者	10	野志 秀憲	門真公共職業安定所 統括職業指導官
	11	阪口 浩二	大阪府守口保健所 地域保健課 課長
	12	山田 紅美	大阪府中央子ども家庭センター 育成支援課 課長補佐
市の職員	13	大西 和也	守口市こども部 部長
	14	馬場 正人	守口市都市整備部 部長
	15	水田 広茂	守口市教育委員会事務局 指導部長
その他 市長が適当と 認めた者	16	細井 大輔	大阪弁護士会 弁護士
	17	高岡 武	守口市社会福祉協議会 会長
	18	山本 恵三	守口市知的障害者相談員
	19	中島 美江子	守口市障害者基幹相談支援センター 所長

#### (4) 計画の策定経過

年	月日	内容
平成28年	8月3日	第1回守口市障害者計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>委員委嘱状交付、会長及び副会長の選任</li> <li>第3次守口市障害者計画の策定方針及びアンケート調査について説明</li> </ul>
	9月1日 ～9月20日	「第3次守口市障害者計画策定のための障害のある人の生活実態・意向調査および関係団体調査（以下、アンケート調査という。）」 <ul style="list-style-type: none"> <li>本市が援護する障害者手帳所持、自立支援医療（精神通院）受給者、障害福祉サービス利用者から無作為抽出した3,000人を対象とするアンケート調査を実施</li> <li>本市の全障害者団体を対象とするアンケート調査を実施</li> </ul>
	10月26日	守口市障害者自立支援協議会 事業所を対象とするアンケート調査内容についての検討
	11月1日 ～11月14日	「第3次守口市障害者計画策定に関する事業所調査（以下、事業所アンケートという。）」の実施 本市において相談支援、生活介護、就労継続支援（A型・B型）、就労移行支援、自立訓練（生活訓練）、共同生活援助、放課後等デイサービス、児童発達支援、地域活動支援センターのサービスを提供し、自立支援協議会専門部会に参加する全ての事業者を対象とするアンケート調査を実施
	11月15日	第2回守口市障害者計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>障害者計画の体系と施策の概要についての検討</li> <li>アンケート調査結果報告</li> </ul>
	12月27日	第3回守口市障害者計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>事業所アンケートの結果報告</li> <li>計画素案の検討</li> </ul>
平成29年	1月20日 ～2月20日	パブリックコメントの実施
	3月1日	第4回守口市障害者計画策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> <li>パブリックコメントの結果報告</li> <li>計画最終案の検討</li> </ul>
	3月	「第3次守口市障害者計画」策定

## 2. 「第3次守口市障害者計画（素案）」に対するパブリックコメント結果

### 1 募集期間

平成 29 年 1 月 20 日（金）から平成 29 年 2 月 20 日（月）まで

### 2 募集方法

広報もりぐち 1 月 1 日号及び市ホームページに実施概要を掲載し、市内公共施設に「第3次守口市障害者計画（素案）」、「募集要領」、「意見提出用紙」、を設置するとともに、市ホームページからもダウンロード可能とし、回収ボックス投函、郵送、電子メール、FAX により意見を受け付けました。

### 3 募集結果

#### （1） 提出方法及び提出件数

提出方法	提出件数
回収ボックス投函	2 件
郵送	0 件
電子メール	0 件
FAX	0 件
合計	2 件

#### （2） 意見の内容ごとの件数

意見の概要	件数
1. 計画策定の基本的な考え方について	0 件
2. 障害のある人の状況について	0 件
3. 障害者アンケート等の分析について	0 件
4. 計画の基本理念等について	1 件
5. 施策の展開（行動計画）について	1 件
6. 計画の推進について	1 件
7. その他について	1 件
合計	4 件

#### 4 意見の概要

第3次守口市障害者計画（素案）へのご意見、誠にありがとうございました。

意見の内容	守口市の考え方
4. 計画の基本理念等について	
<p>基本原則（5）ライフステージや障害特性等に配慮した切れ目のない支援</p> <p>「就労B」より多様な一般就労につかれた場合、短時間就労であったり、夜間勤務であったりした時などに生ずる時間の過ごし方が個々により異なるが、トータル的にライフステージの過ごし方に一定の支援を要する必要があるのではと思うのですが、“切れ目のない支援”と支援体制の構築に努めます。となっておりますが、関係各機関が把握している現状の課題を共有することから始めることは、現状でもできるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご提案いただいた課題共有等を通して、切れ目のない支援及び支援体制の構築を進めてまいります。</p>
5. 施策の展開（行動計画）について	
<p>グループホームの整備及び充実</p> <p>消防法令、スプリンクラー問題についての対処法を即刻解決しなければ表題の課題解決にむずびつかない、同時に今後の利用希望者数に応じた設置計画もたてられないのが現状であるのに表題『グループホームの整備及び充実』だけではおかしいと思う。</p>	<p>ご指摘いただいた課題の解決を含め、グループホームの整備及び充実を進めてまいります。</p>
6. 計画の推進について	
<p>“定めます”“実行していきます”“目指します”“努めます”“取り組みます”“提供します”で、語尾をしめられており、一つ一つの課題についての対応策について、どこで論じ、どこがどのように実施等は『自立支援協議会』となっておりますが、同会の実態は各部会はもとより本会議でも論じることにはなっていません。従来より同会は、行政の施策を下ろす場であったり、課題があるとの意見の場になっていて“対応策を生み出す場”に位置付けし直さなければと思うのですが。</p>	<p>守口市障害者自立支援協議会につきましては、行動計画にも定めておりますように、協議の場としての機能を発揮できるような協議会や専門部会のあり方を検討し、再構築を行ってまいります。</p>
7. その他について	
<p>障害者支援が必要なのは、理解できる。しかし、各支援についてどれ位のコストがかかるものか明らかにしてほしい。そのコストが判明しないかぎり、賛否表明のしようがない。是非お願いしたい。</p>	<p>本計画は、障害者基本法第13条第3項に基づき、本市の障害福祉施策全般にかかわる理念や目標、方針を定める長期計画（10年）でございます。各支援のコストから、その賛否を問うものではございません。</p> <p>ご理解の程、よろしくお願いたします。</p>

※一部、接続詞等を修正しています。

## 3. 用語の解説

### 【あ行】

#### 安否確認ホットライン

地域のひとり暮らし高齢者などの自宅において、「洗濯物が干したまま」「新聞・郵便が溜まっている」「最近姿を見かけない」など、普段と異なるサインが見られるときの連絡相談窓口のこと。高齢者などの孤独死等を防止することを目的としており、市民などから連絡・相談があった場合には、個人情報保護に配慮した上で、関係部局と連携し安否確認を行う。

#### 医療的ケア

医師等が行う「医療行為」とは異なる、たん吸引、経管栄養、導尿、呼吸管理などの日常的に行われる医療的な生活援助行為のこと。

#### インクルーシブ教育

障害の有無に関わらず、すべての人が同じ空間で学ぶことができる教育のこと。それを実現するために、合理的配慮を含む必要な支援の提供や、個別の教育的ニーズに適切に対応できる仕組みや体制を整備することが求められている。

#### MCA 同報系防災行政無線

市内に特別警報が発令された場合をはじめ、大規模な地震の発生時や河川の氾濫などの災害が予想され、被害が想定される場合において、活用される行政防災無線のこと。電力や通信インフラがダメージを受け、テレビやメールが利用困難な場合でも確実に情報を伝達することができる。

#### 親亡き後

障害のある人の主な支援者である親の高齢化や死亡などにより、支援機能が低下・喪失する状況のことで、障害のある人の地域における日常生活の継続が困難になるなどの問題が想定される。そういった問題に対応できるよう、地域で障害のある人を支える体制整備が必要とされている。

### 【か行】

#### 基幹相談支援センター

障害者総合支援法において、市町村に設置できると規定されている、地域における相談支援の中核的な拠点のこと。基本的な役割として、①総合相談・専門相談、②権利擁護・虐待防止、③地域の相談支援体制の強化の取り組み、④地域移行・地域定着の推進が挙げられる。

## 高次脳機能障害

交通事故や転倒などによる外傷性脳損傷や、脳梗塞、脳内出血、くも膜下出血などの脳血管障害による脳損傷のほか、脳腫瘍、低酸素脳症など、さまざまな原因で脳の一部が損傷を受けた結果、記憶、意思、感情などの高度な脳の働き（機能）に現れる障害。外見からはわかりにくく、周囲の理解を得られなかったり、本人や家族自身も生活上の支障の原因を正しく理解できないことも多い。

## 合理的配慮

障害のある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。筆談や読み上げ、手話などによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設等のバリアフリー化など、過度の負担にならない範囲で提供されるべきものをいう。

## コミュニケーション支援

視覚、聴覚、言語機能、音声機能、知的障害、発達障害、重度身体障害などにより、意思疎通を図ることが困難な障害のある人を対象に、障害特性に応じた多様な方法・手段により意思疎通を円滑にするための支援。

### 【さ行】

## 施策の谷間

公的福祉サービスの対象に該当しないため、必要な支援を受けられない生活課題のこと。

## 児童発達支援センター

地域の障害のある児童を通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設。

## 社会的障壁

障害のある人が社会的生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣習のこと。

## 社会的入院

医学的には入院の必要がなく、在宅での療養が可能であるにも関わらず、帰宅先がない、家庭に支援者がいない、後遺症があって動けないなどの理由により、病院で生活をしている状態。高齢者の寝たきりや精神障害者の社会復帰の阻害を作り出す一因となっている。

## 重症心身障害

重度の身体障害と重度の知的障害が重複した状態をいい、その状態にある児童や人を重症心身障害児者という。国における明確な判定基準はないが、現在では大島分類という方法により判定するのが一般的である。

## 巡回相談員

児童一人ひとりのニーズを把握し、児童が必要とする支援の内容と方法を明らかにするために、担任、特別支援教育コーディネーター、保護者など児童の支援を実施する人の相談を受け、助言することを目的として学校などに派遣される相談員のこと。

## 障害者虐待防止法

障害のある人の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を防止するとともに、その予防と早期発見のための取り組みや、障害のある人を現に養護する人に対して支援措置を講じることなどを定めた法律。

## 障害者就業・生活支援センター

障害のある人の身近な地域において、雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的な相談支援を実施する機関。

## 障害者相談員

障害のある人の福祉の増進を図るため、地域において、障害のある人の立場に立って身近な日常生活に関する相談・助言や手帳の取得や福祉サービスについての情報提供などを行う市民相談員のこと。

## 障害者総合支援法

障害のある人や児童が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付等を総合的に行い、障害福祉の増進を図るとともに、すべての国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とした法律。

## 障害者差別解消法

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的とした法律。この法律では、障害のある人に対して正当な理由なく障害を理由として差別する「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から、社会の中にある障壁を取り除くために何らかの対応を必要とする旨の意思表示があった際に、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮の提供」が求められている。

## 障害者優先調達推進法

障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図り、もって障害者就労施設で働く障害のある人等の自立の促進に資するための法律。



## 障害支援区分

市町村が障害福祉サービスの種類や量などを決定するための判断材料の一つとして、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す区分のこと。

## 小地域ネットワーク活動

地域住民が中心となって、見守りや声かけ、グループ援助活動による地域情報の共有化など、参加し協力し合うことで、住民同士のつながりを広げる活動のひとつ。

## 情報アクセシビリティ

年齢や障害の有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

## 情報通信支援用具

障害のある人が容易にパソコンを使用できるようにするための周辺機器やアプリケーションソフトのこと。

## 情報バリアフリー

年齢や障害の有無に関わらず、誰もが必要とする情報を入手し活用できるようにすること。具体的には、視覚障害のある人に対する音声読み上げや点字化、聴覚障害のある人に対する手話通訳のほか、ルビ文字付きの文書の作成などをいう。

## スクールソーシャルワーカー

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生徒指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や経験を用いて児童が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童への支援を行う専門員。

## 成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力の不十分な人が、財産管理やサービスの利用契約等を行うなかで不利益を受けないように、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人に代わって財産管理やサービスの利用契約等を行う制度。

## 相談支援専門員

障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う専門員。

## 【た行】

### 地域移行

施設入所や長期入院の状態にある障害のある人に対し、必要な支援を提供することで可能な限り本人の希望する地域での生活を実現すること。

### 地域コミュニティ協議会

地域コミュニティの活性化や地域における課題解決の取り組みの促進など、協働のまちづくりの推進を目的とした、地域住民、各種団体等の参加・参画による新たなコミュニティ組織のこと。

### 地区コミュニティセンター

地域における市民の相互交流を促進し、主体的な学習活動の場及び機会を提供するとともに、市民との協働により地域の特性を活かしたまちづくりを推進することを目的とした施設。

### 地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害のある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することをいう。

### 特別支援教育支援員

幼稚園、小中学校、高等学校において、障害のある児童に対して食事、排泄、教育、教室の移動補助等学校における日常動作の介助を行ったり、発達障害の児童に対し学習活動上のサポートを行う職員。

## 【な行】

### 認定こども園

就学前の子どもに教育・保育・子育て支援を一体的に提供する施設として、都道府県の認定を受けた施設。保護者が働いている、いないに関わらず利用できる。認定こども園には以下の4つの種類がある。

- ①幼保連携型：幼稚園と保育所が一本化した認可施設として、教育・保育を提供するタイプ
- ②幼稚園型：認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ③保育所型：認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ
- ④地方裁量型：幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

## 【は行】

### 発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）その他これに類する脳障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものの総称。発達障害のある人（児）は、円滑な対人関係をもつことや周囲の状況を察知することなどが苦手で、学校や職場であつれきを生じやすく、またその原因を個人の性格やしつけの問題と誤解されがちで、生活上さまざまな困難がある。

#### ◎自閉症スペクトラム障害

現在の国際的診断基準の診断カテゴリーである広汎性発達障害とほぼ同じ群を指しており、自閉症、アスペルガー症候群、そのほかの広汎性発達障害が含まれる。症状の強さによって、いくつかの診断名に分類されるが、本質的には同じ1つの障害単位であると考えられている。（スペクトラムとは「連続体」の意味。）典型的には、相互的な対人関係の障害、コミュニケーションの障害、興味や行動の偏り（こだわり）の3つの特徴が現れる。

#### ◎学習障害（LD）

全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどといった特定の事柄の習得・使用が著しく困難な状態を指す。

#### ◎注意欠如・多動性障害（ADHD）

年齢あるいは発達に不釣り合いな不注意さや衝動性、多動性を特徴とする行動上の障害で、7歳以前に発現し継続的に社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

### ピアカウンセラー

相談者と同じ障害や悩みを抱える当事者として相談にあたり、問題解決のための助言を行う人のこと。カウンセラーが自らの経験を生かして、心理的・情緒的な面を含めた相談を行うことにより、相談者の自立を援助するとともに、障害のある人がカウンセラーとして自立することにも大きな意義があるとされている。

### 避難行動要支援者名簿

要介護認定を受けている人や重度の障害者手帳を所持する人など、災害発生時に第三者の支援が必要な人を対象とする名簿。名簿を元に氏名や住所、必要な支援等について地区の民生委員や自主防災組織などの避難支援者へ情報提供が行われるほか、日ごろからの地域での見守りに活用される。

### 病児保育

保育を必要とする乳幼児または保護者の労働、疾病等により家庭において保育を受けることが困難な小学生が病気になった際、保育所、認定こども園、病院、診療所その他厚生労働省令で定める施設において保育を行う事業。

## 法定雇用率

身体障害のある人及び知的障害のある人が、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えるために設定される、常用労働者の数に対する割合のこと。事業主等は法定雇用率を達成する義務が課されている。

## 福祉避難所

高齢者、障害のある人、妊産婦、乳幼児、傷病者等、一般的な避難所では生活に支障をきたす人のために、特別の配慮がなされた避難所。スロープや障害者用トイレなどバリアフリー化が図られているほか、相談やその他の必要な支援を受けることができるものを指す。

## 防災ハザードマップ

市内で地震・河川氾濫（洪水）・内水氾濫が発生した場合の被害予測をもとに、各地域の危険度のほか、災害時の避難所や避難経路等について掲載した地図。

### 【ま行】

## メンタルヘルス

精神的な疲労やストレスの軽減、うつ病などの精神疾患の予防、早期治療による改善などにより、よりよい心の状態をつくることを意味する。

## もりぐち救急安心カプセル

病気や災害時に救急隊員や支援者が駆けつけた際、迅速かつ適切に救急医療活動が受けられるよう、「かかりつけ医療機関」や「緊急連絡先」などを記入した「守口市救急安心カード」などを入れておける「カプセル」セットを配布する事業。カプセルの配布対象者は、75歳以上のひとり暮らしの人（日中ひとりになる人を含む）と障害のある人となっている。

### 【や行】

## ユニバーサルデザイン

すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図して作られた製品・情報・環境のデザインのこと。

### 【ら行】

## ライフステージ

人間の一生における幼少年期、青年期、壮年期、高齢期などの段階のこと。年齢ごとの区分のほか、出生、入学、就職、結婚、出産、退職など人生における象徴的なイベントごとに区分する方法などがある。

## 第3次守口市障害者計画

---

平成29年3月発行

守口市 健康福祉部 障害福祉課

〒570-8666 大阪府守口市京阪本通2丁目5番5号

電話：06-6992-1630・1635（直通）

FAX：06-6991-2494





